



30周年記念誌

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

## 目 次

### ご 挨拶

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 理事長 梅田幸二	3
---------------------------------	---

### ご 祝 辞

大阪市長 關 淳一	4
大阪市会議長 足高將司	5
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 会長 小林俊壹	6
財団法人 大阪市身体障害者団体協議会 会長 手嶋勇一	7
社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会 理事長 保田八十次	8

### 30年のあゆみ(各施設のあらまし)

年 表	11
施設総括表	12
スポーツ振興部	13
大阪市長居障害者スポーツセンター	15
大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」	19
大阪市更生療育センター	24
大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	30
中津更生園	33
大阪市立千里作業指導所	37
大阪市立此花作業指導所	41
粉浜作業指導所	44
中津サテライトオフィス	47
大阪市職業リハビリテーションセンター	50
大阪市職業指導センター	59
大阪市障害者就業・生活支援センター	63
自立生活支援センター・ピア大阪	65
地域障害者リハビリテーション支援室	70

## 各施設統計集

スポーツ振興部	75
大阪市長居障害者スポーツセンター	78
大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」	80
大阪市更生療育センター	83
大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	87
中津更生園	88
大阪市立千里作業指導所	90
大阪市立此花作業指導所	92
粉浜作業指導所	94
中津サテライトオフィス	96
大阪市職業リハビリテーションセンター	98
大阪市職業指導センター	101
大阪市障害者就業・生活支援センター	103
自立生活支援センター・ピア大阪	104
地域障害者リハビリテーション支援室	106

## 資料集

法人事業費の推移	109
社会福祉法人設立趣意書	110
定款	111
定款施行細則	117
役員名簿	121
評議員名簿	122
歴代役員就任経過	123
歴代施設長名簿	124
職員名簿（主任以上）	125
組織図	127

## ごあいさつ



社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
理事長 梅田 幸二

当協会は、昭和43年8月に設立された財団法人大阪身体障害者更生援護事業団の事業を引き継ぎ、多様な心身障害者福祉事業を幅広く展開して、一人でも多くの障害のある人が地域社会の中で生き生きと生活できるよう支援することを目的に、昭和52年7月に社会福祉法人大阪市障害更生文化協会として発足をしてから今年で30年を迎えました。平成15年6月には、財団法人大阪市障害者スポーツ協会の解散に伴い、大阪市における障害者のスポーツ振興事業が当協会へ一元化されたことにより、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会と名称変更をいたしました。

事業団当時、昭和49年5月に大阪市が全国で初めて開設した「大阪市身体障害者スポーツセンター（現：大阪市長居障害者スポーツセンター）」の運営を受託し、「いつでも、誰でも、一人でも」をモットーに事業を行い、現在、利用者は年間30万人を越えています。また、開設当初より、寛仁親王殿下の全面的な指導のもとに毎年信州で開催しているスキー教室は、雪のない大阪の障害のある人にとっては大きな体験であると同時に喜びであり、他のスポーツ教室とともに全国のスポーツセンターのモデルとなり、パラリンピックをはじめ各種競技大会に毎年優秀な選手を送り出しています。また、宿泊研修施設を併設する「大阪市舞洲障害者スポーツセンター（アミティ舞洲）」の運営を平成9年10月に当協会が受託して、昨年度の年間利用者は27万人を越えました。

昭和52年11月の「大阪市立千里作業指導所」を最初に、「大阪市立此花作業指導所」、「粉浜作業指導所」と順次運営を開始した作業指導所は、通所授産施設として作業や生活の指導訓練を行い、これまでに264名が就職いたしました。情報処理専門の授産施設として平成5年4月に開設しました「中津サテライトオフィス」は、先進的な取り組みとして着実に実績をあげております。

「大阪市更生療育センター」は昭和59年6月の運営受託以来、入所更生施設で559名、知的障害児と肢体不自由児の通園施設で792名の訓練を実施し、脳血管障害者の訓練では言語療法も法外援護として取り入れています。また、平成18年1月には国の発達障害者支援センター事業に基づく「大阪市発達障害者支援センター（エルムおおさか）」を運営受託し、発達障害のある人と家族

が安心して地域で暮らしていくことができるよう支援をしています。

昭和60年4月開設の「大阪市職業リハビリテーションセンター」では、毎年コンピュータープログラマーの養成や在宅による情報処理教育などを行い70余名の訓練終了生は、ほぼ全員就職の実績をあげています。また、平成7年4月に2つ目の職業能力開発施設として開設しました「大阪市職業指導センター」は、紙器加工、グリーン農園など毎年15名の修了生を送り出し、ここでもほぼ全員が就職しています。そして、障害者の雇用の促進等に関する法律により大阪府知事が指定する障害者就業・生活支援センター事業として、平成10年10月より「大阪市障害者就業・生活支援センター（旧：大阪市障害者就労（雇用）支援センター）」を運営受託しました。

また、知的障害者更生施設「中津更生園」では、昨年度、2名の就職者を出し、「自立生活支援センター・ピア大阪」は平成6年5月の運営受託以来、「障害者による障害者のための支援」を合い言葉に事業の充実に努めています。その他に、大阪市の障害者会館への理学療法士・作業療法士等の派遣事業として、平成15年4月に「地域障害者リハビリテーション支援室」を開設しました。

設立以来30年間にわたりこのように事業を拡大しつつ順調に発展し、また多くの成果を収められましたのも大阪市はじめ関係機関の方々、多くの市民の方々や企業の暖かいご理解ご協力の支えがあり、また職員の努力とも相まっての賜物であると心から厚く御礼申し上げます。

そして、今日、障害者の総合的な自立支援システムを構築するために「障害者自立支援法」が施行され、障害者を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。社会の諸条件は大きく変貌し、これに伴い考え方、施策も転換せざるを得ない時期にさしかかっていますが、初代天野要理事長がめざした地元の理解と協力を得て、愛される施設・事業を今後とも目標としたいものです。この様な時にこれまで築き上げてきた様々な足跡を振り返り「30年の歩み」として後々に残せることは大変意義有ることであり、このうえない喜びであります。

今後とも当協会の更なる発展のため引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

## 法人設立 30 周年を記念して



大 阪 市 長 關 淳 一

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が設立 30 周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

昭和 52 年に設立された貴協会は、様々な事業を展開され、障害者の自立と社会参加の推進に多大の成果をあげられ、その福祉の向上に大きく寄与してこられました。

歴代理事長、役員をはじめ職員の皆様方の多年にわたるご熱意とご尽力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

また、大阪市が全国に先駆けて開設した身体障害者スポーツセンター（現 長居障害者スポーツセンター）の運営をはじめ、大阪市障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会の選手派遣事業、国際親善車椅子バスケットボール大阪大会開催事業等においては、貴協会のこれまで培ってこられた障害者スポーツに関する知識や経験に基づき、本市における障害者スポーツの普及・振興に携わっていただいております。

さらに障害者の援護・療育施設、障害者の雇用の促進を図る職業リハビリテーションセンターや職業指導センター、障害者自立生活支援センター「ピア大阪」、大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」など多岐にわたる施設の運営とともに、様々な事業を展開され、大阪市内における障害者の自立と社会参加の推進に大きく貢献いただいております。

大阪市では、平成 15 年度からの 10 ヵ年計画である「大阪市障害者支援計画」において、障害者の

スポーツ並びに文化活動の振興を目標として掲げており、ノーマライゼーションの理念に沿って、障害のある方が生活を楽しむためのスポーツから、自己の能力の限界に挑む競技スポーツまで、幅広い各種障害者スポーツの振興に努めるとともに、子どもからおとしよりまでだれもがいつでもスポーツを楽しめる「スポーツパラダイス大阪」の実現に向けても取り組んで参ります。

この 8 月には世界陸上競技選手権大阪大会を開催するなど、様々な国際競技大会を招致・開催し、スポーツを通じての交流を深め、開催都市大阪のすばらしさを全世界にアピールしていきたいと存じますので、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、設立 30 周年を機にますますの発展をされますよう心からお祈り申し上げます、ごあいさついたします。

# 祝 辞



大阪市会議長 足高 将 司

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が設立30周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

貴協会が、昭和52年の設立以来、30年もの長きにわたり障害のある人たちの福祉の向上、自立と社会参加を促進するため、様々な社会福祉事業を展開しておられますことに、ここに改めて心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

昨今、国における社会福祉の目的が「保護・救済」から「自立支援」へと変化し、情報通信技術の進歩・普及など社会状況も大きく変化しています。障害者のニーズも多様化し、質的に変化する中で、これらの変化に対応した障害者施策について検討を行っていく必要があります。利用者が主体的にサービスを選択できるよう、サービス供給量とその質の確保を図るとともに、必要な情報の提供を行う総合的な相談窓口の整備やサービス利用者への支援など、利用者本位の仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのような中、貴協会におかれましては、障害者のための相談事業や障害者のスポーツ振興事業を推進するとともに、能力開発施設や就業・生活支援センター等において職業や自立の支援を行っていただいておりますことは、誠に心強い限りでございます。

大阪市では、障害のある人とない人がともに安心して生活し活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を図り、障害者を含む全ての市民が生活主体者として社会参加し、社会に貢献できるよう、鋭意諸施策を推進しております。

市会といたしましても、障害者が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりに向け、障害者福祉の増進に努力してまいりますので、皆様方におかれましても、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、設立30周年という慶賀を契機とし、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会の今後ますますのご発展を心から祈念申し上げまして、お祝いのことばといたします。

# 祝 辞



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会  
会 長 小 林 俊 壹

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が設立 30 周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

貴会におかれましては、昭和 52 年 7 月に社会福祉法人大阪市障害更生文化協会として設立されて以来、障害のある人たちの福祉の向上と社会参加の促進を図り、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、さまざまな社会福祉事業に取り組んでこられたところであり、その積極的な活動に対しまして、深く敬意を表するところであります。

また、全国に先駆けて設置された長居障害者スポーツセンターに続き、舞洲障害者スポーツセンターを運営し、スポーツを通じて、共に生きる喜びをわかちあえる社会の実現をめざし、障害者のスポーツの普及、振興に努められるとともに、発達障害のある人と家族を支援するため、大阪市発達障害者支援センターを開設するなど、大阪市の障害者施策の推進に大きく寄与されてこられました。

梅田理事長様をはじめ、関係の皆様方のご熱意とたゆまぬご努力に、改めて感謝を申しあげる次第であります。

さて、国においては、三位一体の改革が進められており、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行、さらに次世代育成支援対策の推進など、自らの意思に基づいて選択する福祉、人々の尊厳を保持し自立を支援する制度へと大きく変わってきております。

私ども大阪市社会福祉協議会といたしましても、住

みなれた家庭で暮らし続けたいという高齢者や障害のある人、子どもたちの願いを実現するため、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉のまちづくり」の推進に努めているところでございます。

どうか、30 周年の歩みをステップとして、将来へのより確かな活動基盤を築かれ、障害者福祉の向上のために、一層のご尽力をお願い申し上げますとともに、貴会の今後ますますのご発展を心からお祈りいたしまして、お祝いのことばといたします。

## 設立 30 周年を祝して



財団法人 大阪市身体障害者団体協議会  
会長 手嶋 勇一

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会がめでたくこのたび、設立 30 周年を迎えられたことに、心からお祝い申し上げます。

貴協会が昭和 52 年 7 月に社会福祉法人となって以来 30 年、前身となります財団法人のときから数えますと 40 年の長きにわたり、障害者の福祉向上と発展に大きく貢献されてこられました。

とりわけ、全国に先駆け設立された長居障害者スポーツセンターをはじめ、更生施設や授産施設などの管理運営、さらには職業リハビリテーションセンターや就業・生活支援センターなど幅広い事業を展開され、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立と社会参加の促進を図ってこられた功績は誠に顕著で、これまで係ってこられました皆さま方のご尽力には心から敬意を表する次第です。

障害者施策はこの 30 年で大きく進展し、とりわけ「障害者の完全参加と平等」を唱えた国際障害者年以降、これを受けて策定された障害者対策に関する長期計画や新長期計画、さらに障害者プラン等に基づき計画的に、そして着実に推し進められ、障害者が社会参加する機会は大幅に増えてまいりました。しかしながら、「障害者の完全参加と平等」の実現にはまだまだ遠く、課題も多い状況にあります。

当大阪市身体障害者団体協議会としましても障害者福祉の課題の把握に努め、会員の皆さまや区身協、各種団体との連携を深め、障害者福祉の向上に取り組む所存でございます。

昨年、国連では障害者の人権を明確に保障した

「障害者の権利条約」が採択されました。この条約が批准されますと、障害者の自立と社会参加の促進が一層図られるものと思われ、貴協会の果たされる役割もますます重要になってまいるものと考えます。貴協会の設立 30 周年を契機に、障害者福祉の更なる推進に寄与されますことをご期待申し上げます。

最後になりましたが、大阪市障害者福祉・スポーツ協会の今後ますますのご発展と皆さま方のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、お祝いのことばとさせていただきます。

## 創立 30 周年を迎えられ



大阪市知的障害者育成会  
理事長 保田 八十次

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、このたび設立 30 周年を迎えられました。

昭和 43 年に、財団法人 大阪市身体障害者更生援護事業団を設立されて以来、時代や事業の流れにあった法人の名称に変え、現在の大阪市障害者福祉・スポーツ協会まで 30 年、貴協会は障害の種別を問わず障害のある人達の為、スポーツを通して、自立と社会参加、人と人との繋がり、社会の中の一人として充実した人生を楽しむためのスポーツや、文化活動を奨励するため、立派な施設を作り、多種多彩な活動に取り組んでおられますことに、心より敬意を表すると共に、心よりお祝いを申し上げます。

スポーツの部では、スポーツ振興部として、大阪市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への大阪市選手団派遣、障害者スポーツ指導員養成講習会では指導員の養成を行い、障害者のスポーツ振興を図り福祉の向上を目指しておられる事は、まさに障害者スポーツのリーダーであると共に、国内だけでなく国際親善車椅子バスケットボール大阪大会など国際化への進展をもされておられ、国際的にも高い評価を得ておられていることは大阪市の誇りです。

各種スポーツ大会の開催には、貴協会単独の取り組みではなく各種団体との共催で横の繋がりにも配慮され発展されています。おかげで大阪市知的障害者育成会のスポーツ分野の事業も幅広い取り組みとなっていることにも感謝の意を表します。

療育におきましても、肢体不自由の方、心身に障

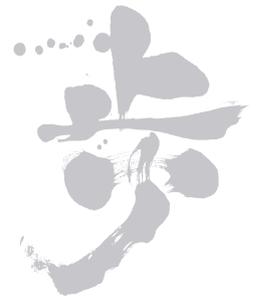
害のある子どもにも大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの訓練施設（大阪市更生療育センター）で総合的な訓練を行い、積極的に社会参加し自立できるようされています。

自立支援と社会参加における就労の場としても、職業リハビリテーションセンター、職業指導センターをはじめ 千里、此花、粉浜作業指導所では、障害者に働く場を提供し社会へ向けて送り出す事を目的として取り組まれています。

貴協会は障害者に、生きる喜び、働く楽しさ、をあたえておられることは障害者にとってかけがいの無い存在であります。

これらの取り組みが 30 年という永きにわたり行って来られたのは、管理者、職員、社会福祉法人が一体となり、強固な組織を作り上げられた証です。

これらの機能を今後も続けて頂くことを願うと共に、ますますの発展をお祈り申し上げます。



30 年のあゆみ（各施設のあらまし）



## 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 年表

1968. 8. 28 (昭和 43 年)	「財団法人大阪身体障害者更生援護事業団」を大阪市立早川福祉会館内に設立
1973. 5. 2 (昭和 49 年)	「大阪市身体障害者スポーツセンター」の運営を受託
1977. 6. 23 (昭和 52 年)	上記の財団法人を社会福祉法人に変更するため解散
1977. 7. 25 (昭和 52 年)	「社会福祉法人大阪市障害更生文化協会」を大阪市身体障害者スポーツセンター内に設立 社会事業授産施設「住吉共同授産場」を開設
1977. 11. 1 (昭和 52 年)	知的障害者通所授産施設「大阪市立千里作業指導所」の運営を受託
1981. 7. 1 (昭和 56 年)	大阪市身体障害者スポーツセンターに「重度身体障害者(児)体育訓練施設」を増設
1984. 6. 1 (昭和 59 年)	「大阪市更生療育センター」の運営を受託
1985. 4. 1 (昭和 60 年)	「大阪市職業リハビリテーションセンター」を開設
1985. 6. 1 (昭和 60 年)	社会事業授産施設「住吉共同授産場」を廃止
1986. 5. 31 (昭和 61 年)	知的障害者通所授産施設「大阪市立此花作業指導所」の運営を受託
1986. 6. 1 (昭和 61 年)	身体障害者通所授産施設「粉浜作業指導所」を開設
1993. 4. 1 (平成 5 年)	身体障害者通所授産施設「中津サテライトオフィス」および知的障害者通所更生施設「中津更生園」を開設
1994. 5. 1 (平成 6 年)	「障害者自立生活支援センター・ピア大阪」の運営を受託
1995. 4. 1 (平成 7 年)	「大阪市職業指導センター」を開設
1997. 10. 1 (平成 9 年)	「大阪市舞洲障害者スポーツセンター」の運営を受託 「大阪市身体障害者スポーツセンター」から「大阪市長居障害者スポーツセンター」に名称変更
1998. 10. 1 (平成 10 年)	協会本部(事務局)を大阪市立社会福祉センター内に移転
1999. 4. 1 (平成 11 年)	「大阪市障害者就労(雇用)支援センター」を開設(H10. 10. 1 事業開始)
2002. 7. 1 (平成 14 年)	「大阪市障害者就労(雇用)支援センター」から「大阪市障害者就業・生活支援センター」に名称変更
2003. 4. 1 (平成 15 年)	「地域障害者リハビリテーション支援室」の運営を受託 「財団法人大阪市障害者スポーツ協会」の解散に伴い、法人内に障害者のスポーツ振興事業担当部門として「スポーツ振興部」を設置
2003. 6. 1 (平成 15 年)	法人名称「社会福祉法人大阪市障害更生文化協会」を「社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会」に変更
2006. 1. 10 (平成 18 年)	「大阪市発達障害者支援センター(エルムおおさか)」の運営を受託

## 施設総括表

平成 19 年 7 月 25 日 現在

施設名	開設年月日	運営方法	施設定員
スポーツ振興部	平成 15 年 4 月 1 日	受託運営	
大阪市長居障害者スポーツセンター	昭和 49 年 5 月 2 日	経営	
大阪市舞洲障害者スポーツセンター	平成 9 年 10 月 1 日	〃	
大阪市更生療育センター	昭和 59 年 6 月 1 日	経営	身体障害者更生施設 54 名 知的障害児通園施設 30 名 肢体不自由児通園施設 40 名 身体障害者療護施設 [通所型] 4 名
大阪市発達障害者支援センター	平成 18 年 1 月 10 日	受託運営	
中津更生園	平成 5 年 4 月 1 日	設置経営	知的障害者通所更生施設 45 名
大阪市立千里作業指導所	昭和 52 年 11 月 1 日	経営	知的障害者通所授産施設 50 名
大阪市立此花作業指導所	昭和 60 年 6 月 1 日	〃	知的障害者通所授産施設 40 名
粉浜作業指導所	昭和 61 年 6 月 1 日	設置経営	身体障害者通所授産施設 30 名
中津サテライトオフィス	平成 5 年 4 月 1 日	〃	身体障害者通所授産施設 11 名
大阪市職業リハビリテーションセンター	昭和 60 年 4 月 1 日	〃	情報処理科 30 名 ワーキング・スキル科 前期 15・後期 5 名 ビジネスパートナー 前・後期 各 5 名
大阪市職業指導センター	平成 7 年 4 月 1 日	〃	職業基礎科 15 名 紙器加工科 10 名 グリーン農園科 5 名
大阪市障害者就業・生活支援センター	平成 11 年 4 月 1 日	〃	
自立生活支援センター・ピア大阪	平成 6 年 5 月 1 日	受託運営	
地域障害者リハビリテーション支援室	平成 15 年 4 月 1 日	〃	

# 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 スポーツ振興部



## 1. 設立の経過

- ・2003（平15）年4月1日  
「財団法人大阪市障害者スポーツ協会」の解散に伴い、法人内に障害者のスポーツ振興事業担当部門として「スポーツ振興部」を設置
- ・2003（平15）年6月1日  
法人名称「社会福祉法人大阪市障害者更生文化協会」を「社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会」に変更

## 2. スポーツ振興部の概要

スポーツは、障害のある人たちの自立と社会参加の促進に、大きな役割を果たしています。また、障害の有無を問わずスポーツは、一人ひとりの人生をより充実したものにするとともに、国際化の進展にともなって世界共通の文化として、ますます重要になってきています。

障害のある人も、ない人も、同じように暮らせる「ノーマライゼーション社会」と、スポーツを通じて交流する「スポーツパラダイス大阪」の実現をめざして、長居・舞洲障害者スポーツセンターと一体となって障害者のスポーツの普及・振興に取り組んでいます。

## 3. スポーツ振興部の主な事業

- (1) 大阪市障害者スポーツ大会の開催  
障害者がスポーツを通じ、体力の維持・増強と能力の向上を図るとともに、積極性と協調性を培い、自立と社会参加の促進に寄与することと、全国障害者スポーツ大会に出場する選手の選考・育成と市民啓発を目的に各種スポーツ大会を開催しています。
- (2) 全国障害者スポーツ大会への大阪市選手団派遣  
毎年、秋季国民体育大会の後に開催される「全国障害者スポーツ大会」に出場する大阪市代表選手を選考し、選手団を派遣しています。
- (3) 障害者スポーツ指導者養成講習会の開催  
地域、団体、あるいは学校等において指導に当たる者、並びに障害者のリーダー等を対象に、障害者のスポーツ指導者の養成を行うことにより、障害者のスポーツ振興を図り、もって福祉の向上に資することを目的に開催しています。
- (4) 国際親善車椅子バスケットボール大阪大会の開催  
障害者のスポーツの普及・発展、国際交流の進展、障

害についての理解を深めること目的に、世界の強豪チームが参加する車椅子バスケットボール大阪大会を2003（平15）年から毎年2月に開催しています。

### (5) 大阪市障害者スポーツミーティングの開催

大阪市長居・舞洲障害者スポーツセンターを中心に活動している障害者のスポーツクラブ、サークル、競技団体等とこれらの組織を支援いただいている一般競技団体等が一同に会し、大阪市体育協会や大阪市体育指導委員協議会等の協力を得て、大阪市のスポーツ振興について学び、意見交換や連携を図ることにより、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流する「スポーツパラダイス大阪」の実現に資するため、2004（平16）年から毎年12月に開催しています。

また、さまざまな障害者のスポーツ大会の開催支援、各種スポーツクラブ及びボランティア活動の育成、関係団体等との連絡調整などを行っています。

## ■事業のひろがり・今後の展望

### 1. スポーツ振興部事業のひろがりと今後の展望

この30年、長居・舞洲障害者スポーツセンターが果たした役割は大きく、日本の障害者のスポーツ振興に、多大な影響を与えたと思っています。

1960（昭35）年以降、病院や福祉施設を中心に、リハビリテーションを主目的に、医療スポーツとして始まった障害者のスポーツが、1974（昭49）年大阪市身体障害者スポーツセンター（現在：大阪市長居障害者スポーツセンター）の開設により、在宅障害者のスポーツへと広がりを見せ、リハビリテーションから競技スポーツ、生涯スポーツへと幅広く発展してきました。

とくに最近では、障害のある人、ない人が、創意工夫で一緒に楽しめるスポーツとしての広がりもみせ、車椅子バスケットボールや車いすテニス、また、高齢者から子どもまで障害のある人を含む誰もが一緒に楽しめる「ふうせんバレーボール」など、かつては「障害者のためのスポーツ」が、「アダプテッド・スポーツ」として、「だれもが楽しめるスポーツ」へと、その概念も変わりつつあります。

このように、障害のある人たちがスポーツのできる環

境は、徐々にではありますが整いつつあります。しかし、市民の障害への理解や障害者のスポーツへの理解は、いまだに十分でないのが現状です。

そこで、スポーツ振興部としては、障害者のスポーツに関わるイベントや地域と密着したスポーツイベントなど、また、指導者やボランティアの育成、情報提供など、障害者のスポーツ振興につながる普及・啓発事業に今後とも努めます。

その一つが、2003（平14）年から、スポーツ振興部が中心になり両スポーツセンターの協力を得て当協会と大阪市の共催による「国際親善車椅子バスケットボール大阪大会」です。

また、毎年12月に開催している一般競技団体と障害者のスポーツ団体が交流を図るスポーツミーティングやさまざまな障害者のスポーツ大会の開催支援など市民との交流の場を設け、従来からの障害者のスポーツ振興事業と併せ、長居・舞洲の障害者スポーツセンターと一体となって、障害への理解と障害者のスポーツ振興に務めていく所存です。

## 2. スポーツ振興に向けた今後の課題

一般にスポーツ振興の柱として、「施設の充実」「指導者の育成」「組織化の推進（仲間づくり）」「情報の提供」が挙げられます。中でも、施設と設備の充実は急務であり、学校と企業によって支えられてきた日本の体育・スポーツの現状においては、大きな課題となっています。とくに、障害者がスポーツを生活の中で楽しむことができるようにするためには、市町村単位よりもさらに身近な地域で、障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しむことができる機会を設けることや、地域にある公共的なスポーツ施設の利用を容易にすること、地域における障害者のスポーツ指導者を養成して、スポーツ施設に配置することなどが、障害者のスポーツ振興に必要な課題です。

最近、建設されるスポーツ施設は、障害のある人の利用を考えて設計されている場合も多くありますが、心理的・社会的側面からみて、必ずしも障害のある人にとって利用しやすい施設とは言えないのが現状です。まだ障害のある人の利用を優先したスポーツ施設（障害者スポーツセンター等）が必要であり、このことが日本のスポーツ施設の問題であり、障害のある人と生涯スポーツを考えた場合の大きな課題でもあります。

## 3. スポーツ振興とその方向性

本来、スポーツは、音楽や絵画などと同様に、生活に潤いをもたらす文化的な要素を持っています。障害者のスポーツも、その国の一つの文化です。文化を育てるには時間がかかりますが、障害のある人、ない人が一緒になって気軽にスポーツを楽しみ、両者の交流ができたとき、スポーツを通じたノーマライゼーションが実現すると思います。

日本の場合、スポーツ振興は文部科学省の指導のもとで、障害者のスポーツ振興は、厚生労働省の施策を通じて推進されてきました。その施策の中で、障害のある人が生活の中で楽しむスポーツを振興していくには、身近な地域でのスポーツ活動が容易でなくてはなりません。また、各都道府県の福祉センターや障害者のスポーツセンター、学校や地域のスポーツ施設も連携をとり、情報交換や情報提供をするとともに、障害のある人も一緒に利用できる総合型地域スポーツクラブの育成が、障害のある人と生涯スポーツの振興に繋がると考えています。



# 大阪市長居障害者スポーツセンター



## 1. 設立の経過と趣旨

1964（昭39）年、東京オリンピック直後に開催された東京パラリンピックは、我が国の身体障害者の福祉に新しい窓を開き、今後の障害者のスポーツの飛躍的な発展をもたらす契機となりました。

1965（昭40）年当時、大阪市の障害者施策として、東京パラリンピックの影響もあり、スポーツセンターの建設が話題になっていきました。当センターの建設に際しては、脊髄損傷患者のための病院附属施設であるイギリスのストックマンデビルスタジアムを範としながら、多様な障害に応じられる構造と設備上に配慮を行い、障害者が気軽にスポーツを楽しみながらリハビリテーションとしての効果をあげ、お互いの交流と親睦を深めあえるようなイメージを大切に、建物の規模と内容が決定されました。

全国で最初の本格的な身体障害者のスポーツセンターの設計は、

- 1 安全であること（物理的に安全であり、心理的に安心感が得られること）
- 2 水平であること（床は室内外とも車椅子の走行障害にならないこと）
- 3 案内がよいこと（動線が明快で目的室がわかりやすいこと）

という3点を設計の軸とし、1階中央に大きいホールをとり、これを中心にプール、体育室、トレーニング室などの各運動室を配置し、2階部分はラウンジ、講習室、観覧席などでまとめ、下層の「動」に対する「静」の環境を配慮したものです。

1981（昭56）年7月には、隣接して「重度障害者（児）体育訓練施設」の名称で新たに1,048㎡の施設を増設した。これは、障害の重い人や子どもや家族で利用する方々へのニーズに応えるために建設されたもので、施設の内容は、遊具を常設した体育室、畳に絨毯を敷きつめた遊戯室、幼児でも安心して利用できる底の浅い屋外プールや、和室式の研修室などを完備して、どのような障害のある人たちでも安心して利用できるようになりました。

## 2. 施設概要

所在地 大阪市東住吉区长居公園1番32号  
規模 敷地面積 13,273.93㎡

延床面積	8,503.79㎡
本館	7,456.12㎡
別館	1,047.67㎡
構 造	鉄骨及び鉄筋コンクリート造2階建、一部平屋建て
開 設 日	本館 昭和49年5月2日 別館 昭和56年7月20日
設 置 主 体	大阪市
管 理 運 営	（指定管理者）社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

## 3. 事業概要

### (1) スポーツ事業

#### ① 個人利用者への対応

当スポーツセンターは、在宅の障害者を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」という理念をもって管理運営しています。

以下、利用者の主な目的はおおよそ次のようになります。

- i. 障害を少しでも軽くし日常生活の充実を図るため
- ii. 健康・体力の維持増進のため
- iii. レクリエーションのため
- iv. 各種のスポーツの技能を上達させるため
- v. 文化活動等のため

#### ② 団体利用への対応

##### i. クラブ、サークル活動

当スポーツセンターでは、スポーツを通じた仲間づくりを推し進めるためにスポーツクラブの育成に努めてきており、2006（平18）年度末で13のクラブ341名が定期的に活動しています。また、各障害者団体のスポーツグループや自主的なサークル等に対しても積極的に対応しています。

ii. 会議室は、各種講習会や会合、手話サークル、コーラスサークル、ダンスサークル、囲碁・将棋クラブなど、福祉事業や文化的活動にも供用しています。

#### ③ スポーツ教室

スポーツ教室は、日常生活の中でスポーツに親しみながら健康・体力の維持、増進を図るとともに、日常的・継続的なスポーツ活動へつながらよう、また仲間づくり

や教室終了後の余暇活動の幅を広げることを目的に実施しています。

i. 夏・春休みの障害児スポーツ教室は、当初水泳のみの実施であったが、1997（平9）年度より、春休み期間はまだ寒い時期であり体調を崩す子どもたちが多くあったため、卓球等を採り入れてみました。

ii. 受講者が固定化されてきたことや受講したいときに受講できないなどの理由もあり、2001（平13）年度より、いつでも参加できる自由参加型教室を採り入れました。

iii. その他、スキー教室など、さまざまな形式で開催してきました。

#### ④ ボランティアの養成・育成

開館当初は、社会福祉協議会傘下の阿倍野区と住吉区のボランティアグループを育成してきたが、幅広い利用者ニーズに応えるため、2000（平12）年2月に初めてボランティア養成講習会を実施し、広くボランティアを募集した。2006（平18）年度末で約80名が活動しています。

#### ⑤ その他

i. 大阪市の各種障害者団体のスポーツイベントや全国的な障害者のスポーツ競技大会、出場選手などへの支援。

(2) その他の事業（障害者福祉センターA型としての事業）

① 地域交流と障害者理解への啓発事業として、夏祭りやクリスマスの集い、おもちゃひろばなどを開催しています。

#### ②相談事業

##### i. スポーツ医事相談

利用者がセンターで行うことのできる運動（スポーツ）の適正やスポーツ障害などに対して医師が医学的側面からアドバイスや診断を行い、スポーツ活動に対する不安を除去することを目的として開設しています。また、その結果を理学療法士や指導員が各スポーツ施設で対応しています。

##### ii. 総合相談

2006（平18）年度、当法人内で障害者の生活や就労等についての総合相談プロジェクトを立ち上げ、2007（平19）年度より長居、舞洲において実施しています。

#### ③ 施設の提供

スポーツのみならず、障害者の文化祭や障害児の図工展など、スポーツセンターのホール等を活用し、障害者福祉の向上と障害者理解の啓発の場を提供しています。

## ■各施設の規模・設備

施設名	面積 (㎡)	設備内容
プー ル	677.8	25 m 6 コース、水深は 1.20 m～1.50 m、温水は 1 年を通して 31～32℃にしています。2 コース分は 0.4 m のフロアーを沈めて浅くし、スロープによって入水しやすくしています。
卓 球 室	210.0	常時卓球台 6 台とサウンドテーブルテニス台 2 台を用意してあります。
ボウリング室	454.3	4 レーンあり、手摺や自動記録装置の他、特に視覚障害者がプレイしやすいように触覚・音響装置を設置しています。
体育室	754.6	塗床仕上げで、おおよそバスケットボールコート 1 面の広さがあります。各種運動用具も用意しています。
小体育室	348.0	塗床仕上げで、バレーボールコート 1 面の広さがあります。常時、トランポリン等を設置し、遊具もたくさん用意しています。
トレーニング室	197.25	ウエイトトレーニング器具や健康増進器具が豊富にそろっています。
遊戯室	88.0	畳の上に絨毯を敷き、起立できない重度の肢体障害の方々でも、横臥姿勢でのスポーツが可能です。遊具もたくさん用意してあり、スプリングの入った本格的な柔道場にもなります。
屋外プール	196.0	7 m 四方、水深は 0.6～0.68 m で、プールの周囲には人工芝を敷きつめ、幼児でも水遊びが楽しめます。
研修室（和室）	58.5	畳の部屋（10 畳）が 2 部屋あります。
会議室	321.8	間仕切りにより 3 室として使用可能、IT 機器も使用できます。
ラウンジ	226.9	談話室及び軽食喫茶室としてくつろいだ雰囲気を利用できます。
屋外運動場	約 780	アーチェリーの射場（50 m、30 m）としても使用できます。
その他		資料室や相談室、医務室等があり、円形エレベーターや駐車場等もあります。

## ■事業のひろがり

### 1. センター利用者のひろがり

延年間利用者数は、開館年の1974（昭49）年度は約8万人、1996（平8）年度は約13万5千人、25周年目の1999（平11）年度は約26万人、30周年目2004（平16）年度は約31万人と利用者数が増加し続けました。2006（平18）年度はアスベスト除去工事による休館（平成19年1月～3月中旬）もあり約25万人でありました。利用者数は開館以降、延655万人に及んでいます。

1997（平9）年の大阪市舞洲障害者スポーツセンターの開設により、過去に当センターで開催されてきた全国規模の卓球や水泳の競技大会も、参加者の増大等に伴い、受入れ体制の整っている舞洲障害者スポーツセンターを会場として使用されることが多くなってきました。一方、高齢の利用者が増大するようになり、競技志向より健康やリハビリ、楽しみなどの利用者ニーズの変化が顕著になってきました。同時に、利用者の増加に伴いボウリング室や卓球室などの個人利用者の待ち時間が多くなり、1日の利用ゲーム数の制限や指導時間の短縮などの対応を余儀なくされており、その改善が望まれています。

### 2. 1997（平9）年度以降のセンター10年の動き

1997（平9）年度は、大きな動きのあった年でした。第33回全国身体障害者スポーツ大会『ふれ愛びっく大阪』が開催され、当センターも卓球競技会場となったこと、また、大阪市で2ヶ所目の障害者専用のスポーツセンターである大阪市舞洲障害者スポーツセンター〈アミティ舞洲〉が開設されたこと、精神障害者の利用が可能になったことなど、その後のスポーツセンター運営に大きな影響を与えた年でもありました。

1998（平10）年度は、寛仁親王殿下が第25回大阪市障害者スキー教室の指導者講習のため来館され、指導法等の助言を受けました。

1999（平11）年度は、開館25周年の年であり、各種記念事業や記念文集の作成などの事業を実施しました。

2000（平12）年度は、5月の開館記念日に合わせて「障害のある人となない人がともにスポーツを楽しみ、交流する。」ことを目的に、『スポーツウィーク』のイベントを開催しました。

2001（平13）年度は、時代の流れもあり障害のある人、ない人が相互理解と交流を図れることも目的としたIT講習会を初めて実施しました。

2002（平14）年度は、利用カード（バーコード）による受付システムを開始し、受付時間の短縮や利用統計処理の簡素化が図られました。また、サッカーのワールドカップが長居陸上競技場で開催されたため、6月14日、22日を臨時休館し、さらにセレッソ大阪による障害者のチケットサービスも始まりました。

2003（平15）年度は、第30回大阪市障害者スキー教室において寛仁親王殿下が特別指導員として指導にあ

たられました。また、長年の懸案事項であった体育室のエアコン設置が実現し、頸髄損傷者等の利用者の利便を図ることができました。

2004（平16）年度は、開設30周年の年であり、10月には寛仁親王殿下ご臨席のもと、關大阪市長をはじめ数多くの関係者の出席の下に記念式典を開催し、また記念イベント『長居感謝祭』を実施しました。

2005（平17）年度は、指定管理者制度が実施され、当法人として2005（平18）年度から2006（平19）年度の2年間における指定管理者申請を行い、管理代行者として指名を受けた年でありました。また施設面では、これも長年の懸案事項となっていたプールの暖房改修工事を行い、利用者への利便を図りました。

2006（平18）年度は、指定管理者としての1年目の年であり、指定管理申請書に基づき、各種事業を実施しました。

### 3. 事業の効率化

大阪市長居障害者スポーツセンターと大阪市舞洲障害者スポーツセンターで分担しながら実施していた大阪市障害者スポーツ大会の企画実施事業、全国障害者スポーツ大会の大阪市選手団派遣事業、大阪市障害者スポーツ指導員（初級）養成講習会の企画実施事業、国際スポーツ大会の企画実施事業などを所管するスポーツ振興部門を2003（平15）年に立ち上げ、法人の事業運営の拡充を図りました。

2006（平18）年には、舞洲と連携して大阪市域を対象とした〈地域・障害者のスポーツ振興プロジェクト〉を立ち上げ、市内在住の障害者が「より身近な地域でスポーツ活動ができる」ための基盤整備に向けた取組を展開しています。

### 4. 今後の展望

最も大きな課題は、指定管理者制度への対応であります。2006（平18）年度および2007（平19）年度については、非公募として当法人が指定管理者となりましたが、2008（平20）年度から2011（平23）年度の4年間は公募が決定されています。今後、4年毎の公募にあたっては、長期的な管理運営方針やより密度の濃い事業企画、職員の専門性の向上、経費の計画的縮減などさまざまな課題に対して長期的に取り組む必要があります。また、業務の効率化とサービスの向上を図るため、それに伴う人員の適正配置など、管理運営体制を総合的に検討する必要があります。

施設面では、開設から30年以上が経過し、老朽化した建物や設備の改修等を大阪市と調整のうえ進める必要があります。



## 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 設立30周年記念に寄せて

大阪市長居障害者スポーツセンター  
水泳クラブ《 およごう会 》  
西原成幸

設立30周年おめでとうございます。

大阪市長居障害者スポーツセンター（当時、大阪市身体障害者スポーツセンター）は、昭和49年に日本国内初の障害者専用スポーツ施設として大阪市長居公園の一角に誕生し、多くの障害者にスポーツの醍醐味や社会復帰への足がかりなど多くの役割を担ってきました。

当時、私は、ビュルーガ病（バージャ病とも言う・難病指定・閉塞性動脈硬化症）で昭和45年に左脚の下腿切断、47年には右脚の下腿切断、同じく同年に左脚の再切断と歩行訓練等のリハビリもままならない状況でした。原則的に両手両足に起こる病気で、左手にも発症していた当時（今、現在も通院中）は全てが最悪の状態でした。

左手に一年中手袋をしている異常な状態であった私が、大阪市長居障害者スポーツセンターを利用する中で、第一回目の水泳教室に参加しました。そして、教室で知り合った仲間達と水泳クラブ《およごう会》を設立し、「泳ぎを通しての仲間づくり・より長く・より速く」をモットーに息の長い活動を目指して頑張ってきました。

毎日のようにプールに通っていましたが、3年ほどしてある変化に気づきました。左手に年中はめていた手袋がいつの間にか無くなっていました。温水プールで泳ぐことが自然なりハビリになり、左手の毛細血管を発達させ、冷たかった左手に温かいぬくもりが戻ってきました。いずれは、左手指の切断を覚悟していた私は、「このまま水泳を続ければ左手の切断は免られるかもしれない。」そう思い、なお一層プールへ通いました。お陰さまで今でも通院中ではありますが、ここまでこられたことは大阪市長居障害者スポーツセンターのお陰と喜んでおります。

平成9年10月には2ヶ所目の大阪市舞洲障害者スポーツセンターも開設され、より多くの障害者の利用が可能になり、大変喜ばれております。視覚、聴覚・言語、肢体、知的、精神、発達障害等々とさまざまな障害を持ちながら、リハビリや社会復帰を目指して頑張る人、憩いの場所として利用する人、また、各種の競技大会へ参加する人やパラリンピックを目指して頑張る人などそれぞれですが、これも両スポーツセンターがあればこそだと思っています。

両スポーツセンターを運営されている大阪市障害者福祉・スポーツ協会は、他に知的・身体障害者授産施設・更生施設・障害児通園施設・職業能力開発施設など多岐にわたる施設の運営にも力を注がれ、真に障害者を支える法人として、そのご尽力には大変感謝いたしております。

最後に、平成18年より指定管理者制度が導入され大変厳しい状況下にあります。最も障害者を理解されている貴法人が今後40周年、50周年に向けて益々ご発展されますよう、心よりお祈り申し上げます。



# 大阪市舞洲障害者スポーツセンター 「アミティ舞洲」



## 1. 設立の経緯

『1964(昭39)年』10月東京オリンピックが開催され、その直後にパラリンピック東京大会が開催されたことは、周知のとおりです。

全国大会に参加する選手の練習場所に困っていた大阪市では、34年前の『1974(昭49)年』5月に、障害者のためのスポーツセンターを、全国に先駆けて大阪市の南部に「大阪市長居障害者スポーツセンター」(旧名称：大阪市身体障害者スポーツセンター)を開設しました。

この「長居障害者スポーツセンター」の建設を契機にして、日頃、家庭内に閉じこもりがちな障害者のスポーツに対する関心が年々高まり、同センターの利用が年間24万人、1日当たり800人を超える状況になってきたことから、新たにもう一カ所の設置要望が強まりました。

こうしたことから大阪市では、1993(平5)年12月に「舞洲総合社会福祉施設整備計画策定検討委員会」を設置して、1994(平6)年4月に基本計画が策定されました。

これは、1997(平9)年に開催される「なみはや国体」、その後に開催される「ふれ愛ピック」に間に合わせようとしたものであり、1995(平7)年9月に着手し、1997(平9)年10月に、当舞洲障害者スポーツセンターが開設されました。

## 2. 施設概要

所在地	大阪市此花区北港白津2-1-46		
規模	① 敷地面積	18,120.85	m <sup>2</sup>
	② 延床面積	14,374.08	m <sup>2</sup>
	・スポーツ施設	10,371.75	m <sup>2</sup>
	・宿泊研修施設	4,002.33	m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)6階建		
開館日	1997(平9)年10月1日		
管理運営	(指定管理者)社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会		

### ■土地・建物の概要

同種の施設としては、我が国最大級の規模であり、施設内は全く段差のないバリアフリーの構造となっています。

1F～2Fは、スポーツ施設で、3Fは、研修室・浴室、

4F～6Fは宿泊施設で、総工費87億円を要しました。

宿泊室は、定員81名(27室)で、全ての障害者が泊まれるように、全室トイレが手すり付の車いす対応となっており、そのうち2室は電動のギャッジベッドと介護リフトを設置しています。

又、耳の不自由な方のための、パトライト連動文字放送設備やインターホン、ナースコールシステムを設置しており、入浴リフト付きの大浴場をはじめ、家族浴室もあります。

レストラン(96席)も完備しています。

駐車場は、屋内に車椅子専用駐車場30台、屋外に66台が駐車できます。



▲ 温水プール



▲ アリーナ



▲ 介護リフト設置客室

■各施設の規模・設備

【スポーツ施設】

10,371.75 ㎡

施設名	面積 (㎡)	設 備 内 容
アリーナ	1,428.63	バスケットボールコート 2 面对応可能、イベント対応 (収納舞台・放送機器等)、可動床観覧席 (約 150 名)、電光掲示盤、視覚障害者用ランニングガイドランナー等設置
温水プール	1,066.78	25 m×8 コース (公認・可動床設置)、浅型温水プール 高温水プール、車いす用スロープ、採暖室、観覧席 (約 150 名)
ボウリング室	369.87	4 レーンノンガターシステム、コンピューター制御、視覚障害者用音声誘導装置、触覚装置、点字得点表示装置、手すり等設置
サブアリーナ	230.74	トランポリン、ボールプール、巧技台等常設
プレイルーム	91.04	畳 36 畳敷 (ハンモック・お絵書きボード等常設)
卓球室	135.64	卓球台 3 台、視覚障害等卓球ブース 2 室
トレーニング室	177.61	ルームランナー、自動血圧計、体脂肪率計、エルゴメーター (下肢用、上肢用、車椅子対応)、ニューステップ、ステーションマシーン等設置、室内両壁面ミラー
多目的広場	680.00	テニス、ゲートボール、グラウンドゴルフ等に使用可能 夜間照明設置
アーチェリー場	194.30	屋外に射場 (18 m・30 m・50 m) 及び夜間照明設置
会 議 室	105.30	パーティションによる 2 分割可能 (各 20 名)、磁気ループ等設置
その他	5,891.84	医務室、大会役員室、更衣室 (プール用、アリーナ用) 図書室、相談室、ボランティア室、家族更衣室 (4 室) ロビーなど

【宿泊研修施設】

4,002.23 ㎡

施設名	面積 (㎡)	設 備 内 容
宿 泊 室	907.08	27 室 (宿泊定員 81 名) [和室 12 室 (定員各 4 名) 和洋室 3 室 (定員各 3 名) 洋室 12 室 (定員各 2 名)] *全室車椅子対応トイレ付き *洋室のみ浴室付き (うち 2 室に介護リフト・ギャッジベット設置)
浴室	292.54	大浴室 2 室 (入浴リフト設置) 家族浴室 2 室 (うち 1 室入浴リフト設置)
大広間	57.68	畳 27 畳敷 (ステージ、カラオケ設置)
研修室	214.31	パーティションによる 3 分割可能 (定員 100 名) 大型ビデオプロジェクター、カラオケ、音響設置、磁気ループ設置
その他	2,530.72	レストラン (96 席)、洗濯室、テラス、ロビーなど

### 3. 事業の概要

#### (1) スポーツ施設

##### ① 個人利用者の指導

大阪市舞洲障害者スポーツセンターは、在宅の障害者を中心に、いつでも来館しても指導員がいて、安心していろいろなスポーツが楽しむことができるよう管理・運営しています。



▲ センター全景

##### ② 各種スポーツ事業

スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送っていただくための機会を提供することを目的として各種のスポーツ教室を実施しています。

当センターにおいては、地理的条件を活かしてアウトドアのスポーツ教室を多く実施しています。



▲ ヨット体験教室

##### ③ 普及・振興・啓発事業

スポーツクラブ及びボランティアの育成を図っています。

障害者の理解を深める事業や市民との交流を図るため次の自主事業を恒例行事として実施しています。

- ・まいしま卓球大会
- ・大阪市ふれあい水泳大会
- ・アミティフェスティバル
- ・新年のつどい
- ・インドアアーチェリー大会

地域の一般スポーツ施設等を利用して、大阪府域の障害者が身近な地域でスポーツ活動が行えるよう基盤づくりをしています。

各種学校等から実習生及び体験学習を受け入れ、障害者福祉の理解・推進を図っています。

##### ④ その他の事業

###### i) 相談事業

利用者のスポーツに対する不安を和らげるため、スポーツ相談事業や生活・就労等の悩みを支援するため総合相談を実施しています。

###### ii) 送迎バス（アミティ号）の運行

2005（平17）年より、長居障害者スポーツセンターで活用されていた送迎バスを、アクセスの利便性を高めるものとして、より一層有効活用できる舞洲障害者スポーツセンターの団体送迎バスとして、運行を開始しました。

事業は順調に推移しています。

###### iii) 大会・合宿等の招致活動

住宅地から離れていること、公共交通機関の利便性が低いことから、障害者の利用が限定されています。

そこで、宿泊研修施設の有効利用とスポーツ振興策の一環として、大阪市（府）、近畿、全国の障害者の大会及び各障害者スポーツ種目団体の強化合宿の拠点化を図っています。



▲ 日本障害者卓球選手権大会

#### (2) 宿泊研修施設

スポーツ施設に併設した宿泊研修施設は、障害者や高齢者を中心に、全ての方が利用できるような目的をもって、運営しています。

- ① 高齢者・障害者のふれあいの場、憩いの場として、宿泊室や研修室を気軽に安心して利用してもらえるよう、清潔で親切な心暖かいサービスを提供しています。
- ② 施設の管理運営に携わる従業員の、利用者に対する接客マナー及び介助技術の向上を図っています。
- ③ スポーツ施設の事業等と常に連携を保ち、センター全体の管理運営の円滑化に努めています。
- ④ 施設利用者の増大を図るため、U S Jに近いこともアピールしながら過去の宿泊利用者を含め、広く広報活動を行うと共に市内・府下の障害者・高齢者団体に研修会の場としていただけるよう積極的に広報活動を行っています。



▲ 研修室

#### 4. 事業のひろがり

##### (1) スポーツ施設

1997(平9)年10月1日に開館して、本年9月30日で、丸10年を経過します。

この間、先輩施設である長居障害者スポーツセンターの事業を参考にして、運営計画をたててきました。

また、埋立地で、周囲を海に囲まれた人工島に設置された施設として、その立地条件を活かした管理・運営を行ってきました。その結果開館以来、2006(平18)年度までに延べ1,838,288人の方々にご利用いただきました。

その経験を踏まえて、現状の指定管理者制度下で、次のような今後を展望した、管理・運営(事業)を実施していきます。

- ① 利用者に安心・安全な施設として感じていただけるための組織づくり、対策・検討をおこない、実施していきます。
- ② 利用者が心やすらぐ施設、やさしく処遇される施設、一人ひとりを大切にする施設を基本に、全ての事業を行っていきます。
- ③ 障害者専用施設として、障害者福祉、障害者のスポーツに対して深い理解、知識の習得、日常の研修等をおこないます。そして、常に公平に利用者と共によりよい施設づくりを行います。
- ④ 事業については、広いプールやアリーナを活用して、利用者のニーズを考慮し、一人でも多くの方が参加しやすい教室を中心に企画します。

- ⑤ 立地条件を活かした多様な野外教室(ヨット、キャンプ、ウォーキング、野外活動教室)を、利用者と共に考え、開催していきます。
- ⑥ 高齢化社会の対応としてスポーツを通しての生きがいづくり、健康の維持・増進を図るための事業に取り組みます。そして、障害者が社会参加の増す機会を増やし、さらに社会貢献をめざす組織づくり(ボランティア組織)を長居障害者スポーツセンターと協力しておこないます。
- ⑦ 公共交通機関の利便性に恵まれないため、施設へは車で来館者が多いのが実情です。そこで、少しでも利用者の方々の利便性を図るため、交通局の協力を得て、他の路線市バスの乗り入れやマイクロバスの増便等を図れるよう努めていきます。
- ⑧ スポーツ施設・宿泊施設を総合的に活用するため、障害者の各種競技大会、合宿等を招致していきます。

##### (2) 宿泊研修施設

スポーツ施設に併設した「宿泊研修施設」は開館以来、2006(平18)年度末で延べ173,304人の多くの方々にご利用いただきました。

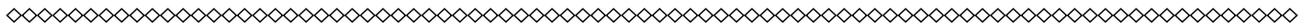
近年は、一人ひとりの障害者に配慮した気兼ねなく宿泊できる施設との評価をいただき、全国の肢体不自由の養護学校の70%が修学旅行の宿泊地として少なくとも一度はご利用いただきました。

また、招致活動を継続したことで、各種種目別団体の、近畿、西日本、全国レベルの大会、合宿が定期的で開催され、宿泊していただいております。

さらに、大阪府内の養護学校の1日宿泊体験の場としての活用も広がりつつあります。

今後、高齢者や障害者の方々一人ひとりの心が暖まるような宿泊施設をめざして、次のような展望で事業を実施していきます。

- ① 一人ひとりの障害者に対して、細やかな配慮と心暖まる接遇を心がけます。
- ② 常に安全・清潔をモットーに職員、従業員は研修をおこないます。
- ③ 大阪市(府)の高齢者、障害者団体・施設の利用を促進させるため、一層、広報活動を充実させます。
- ④ 利用団体アクセスの利便性を図るため、マイクロバスの活用を広げサービス提供を拡大します。
- ⑤ 大阪市(府)の養護学校の宿泊訓練、全国の養護学校の修学旅行、競技団体の大会、合宿の招致を一層図ります。
- ⑥ スポーツ施設に併設した宿泊研修施設ですが、一体的な運営により、効率的な運営が図られています。今後、サービスの向上、情報の保護・開示、効果的広報活動など、一層一体化した管理・運営を図るよう努めます。



「施設に期待するもの」

舞洲卓球クラブ  
部長 佐竹 三雄

協会の設立30周年心よりお祝い申し上げます。  
 待ちに待った、長居障害者スポーツセンターが1974(昭49)年5月開館したのは、私が結婚して間もない頃でした。  
 生後、半年で小児マヒになった私はスポーツに縁遠いものでした。  
 子どもの頃から、満身に走れない私はマラソンなどのテレビ中継を見て、「いっぺんでもいいから走りたいな!」と夢見たものです。  
 長居障害者スポーツセンターへ夫婦で通い出したのは開館して間もない頃でした。  
 スポーツが大好きな夫婦にとって、まずセンターのスポーツ教室(水泳、卓球など)を受講するとともに、土・日曜日に毎週通うようになりました。  
 そして、1997(平9)年10月に舞洲障害者スポーツセンターが開館したのです。  
 開館式の日に、私たちは出かけました。  
 海のほのかな香りと、遠くに六甲の山並みの眺望に感動しながら、新しい「アミティ舞洲」の大型船を思わす重厚な全景をみて、胸が高鳴りました。  
 こうして、新しく、綺麗で、環境の素晴らしい舞洲に魅せられ、城東区からのアクセスの利便性を考え、駐車場の大きな「アミティ舞洲」へ私たち夫婦は通いだしたのです。  
 こんな中、一緒に卓球を楽しんでいた仲間から、卓球愛好会を作らないかとの声をかけられました。  
 その方は重度の肢体不自由者ということもあり、「競技よりも、楽しく健康を重視した卓球愛好会」ということでした。  
 卓球をよく利用している人に、呼びかけた結果、すぐに10名ほど集まり同好会として発足しました。  
 卓球室では、練習会は難しいため、指導員に相談した結果、「クラブ活動でやらないか」とのアドバイスを受けました。  
 まもなく、小西指導員の指導・支援もあり、卓球クラブを立ち上げることができました。  
 少しずつ会員も増え、軌道に乗せつつあった部長さんから、ある日、「君に後を継いで欲しいのや」と、後を託され部長をすることになったのです。  
 練習会を週1回と決め、現在では17名の方が登録して、練習しています。このクラブは、「楽しく、和気あいあい、健康」をモットーとして活動しています。  
 半数近い方が車椅子のため、互いに助け合い、球拾い

など交互にして、和やかな雰囲気練習しています。  
 最近は5台の卓球台を出しても、練習に順番待ちが出るほどになってきました。  
 私たちは、毎日楽しい日々を過ごさせていただいております。  
 期待することは、他の方も私たちと同様に一人でも多くの方がセンター利用して、楽しく日常生活が過ごせるよう、もっともっと多くの方がセンターを利用してもらいたいと思います。  
 30年以上私たち夫婦は共に好きな卓球で、両センターのお世話になってきました。  
 その結果、夫婦の絆を深め、多くの友人を得ました。  
 そして、子どもの時には考えても見なかったスポーツを思い切りやりたいという願望を、こんなにも晴れやかに過ごせる日々、かなえてくれた、指導員を始め職員の皆さんに心からお礼を申し上げます。



▲「舞洲卓球クラブ」練習会



# 大阪市更生療育センター



## 1. 設立の経過

大阪市更生療育センターは大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（制定 1984（昭59）年2月2日）の第3条第2号から第4号と第7条に設立の根拠があります。条例の本文を抜粋して示すと、以下のようになっています。

（施設）

第3条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 条例第1号に掲げる事業を行うために必要な施設
- (2) 身体障害者福祉法第29条の規定に基づく重度身体障害者更生援護施設
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条の2の規定に基づく精神薄弱児通園施設
- (4) 児童福祉法第43条の3の規定に基づく肢体不自由児通園施設

（管理の委託）

第7条 第3条第2号から第4号までに掲げる施設の管理については、社会福祉法人 大阪市障害更生文化協会（現：大阪市障害者福祉・スポーツ協会）に委託する。

このように大阪市更生療育センターは、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの3つの施設の管理を大阪市障害者福祉・スポーツ協会に委託されてきたという性格上、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの設立と軌を同じくしています。

1982（昭57）年6月4日に大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの訓練棟の工事が始まり、翌1983（昭58）年11月30日に建物が完成しました。1984（昭59）年3月4日大阪市障害者福祉・スポーツ協会の緊急理事会にて、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター更生訓練及び子ども療育センターの受託運営について」が承認されていました。1984（昭59）年5月1日より採用予定職員の一部を嘱託として開設準備を行い、6月1日から正規の職員体制により業務を開始しました。

## 2. 施設の概要

名称 大阪市更生療育センター  
設立主体 大阪市  
運営主体 （指定管理者）社会福祉法人

所在地	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市平野区喜連西 6-2-55
設置日	1984（昭59）年6月1日
施設の規模	1 延床面積 2,956.62 平方メートル 2 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
施設の種類の種類	身体障害者更生施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設
職員	更生事業 身体障害者更生施設・身体障害者短期入所・身体障害者療護施設通所型事業： 副所長1名、事務職員1名、管理栄養士1名、医師（整形外科）1名、看護師1名、理学療法士1名、作業療法士1名、言語聴覚士1名、職業指導員1名、生活支援員2名、介助員1名／他非常勤配置 身体障害者通所（肢体・言語）訓練事業： 理学療法士2名、作業療法士1名、言語聴覚士1名 療育事業 知的障害・肢体不自由児通園施設事業： 所長（小児科医）1名、事務職員1名、運転手1名、嘱託医（精神科）1名、看護師1名、理学療法士3名、作業療法士1名、言語聴覚士1名、心理判定員1名、保育士5名／他非常勤配置、児童指導員1名 障害児等療育支援事業：非常勤配置 障害者相談支援事業：相談支援専門員1名／他非常勤配置 大阪市発達障害児療育支援事業（モデル事業）：作業療法士1名／他非常勤配置
施設の目的	更生事業・療育事業ともに大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター（相談判定棟）や中央児童相談所等の行政機関・関係機関と密接な連携をとりながら、障害児・者が可能な限り住み慣れた地域での生活を実現し、「その人らしく豊かで自立した生活」が過ごせるよう、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の促進」を基本方針として、利用者のニーズ、障害状況、能力などに応じた、現実的かつ適切な個別支援プログラムを策定し、支援を行います。

### 3. 事業概要

#### (1) 更生訓練 入所（身体障害者更生施設）

① 指導方針 障害のある方が自立してあたりまえに地域で暮らせるように、障害のある方を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に行うため、a. 障害のある方の自己決定の尊重 b. 利用者本位のサービスの提供 c. 利用者と事業者との対等な関係 d. 障害のある方の自らのサービスの選択 e. 契約によるサービスの利用、これら5つの項目を基本に、当センターでは、医学的リハビリテーションを基礎に社会的リハビリテーションを実施していくにあたり、「個別支援計画書」を作成します。

この「個別支援計画書」作成にあたっては、障害者ケア・マネジメントの技法を使い、当事者・家族のニーズをもとに、事前面接より得た各部署（医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・生活支援員）の情報をもとにプログラム案を作成し、入所の時点において当事者や家族に提示し、承諾を得た中で試行に移します。

入所後約2ヶ月間の試行の後、初期評価をもとに当事者の意見・希望を踏まえ初期ケース会議をスタッフ全員で行い、方向性の検討及びそれに伴うプログラム案の見直しを図り、その結果を持って当事者及び家族への提示を行い、承諾のうえで実行に移します。

以後、必要に応じプログラム調整会議を持ち、適時ケース会議を行いながら目的の達成へと進めていきます。個別支援計画のプログラムには、適切な医師の指導による施設内における各セラピストの訓練はもとより、バス・電車・エスカレーター等の利用訓練、映画・演芸の鑑賞、スーパーでの買い物やレストランでの外食など地域での体験訓練を行い、家庭内での自立のために、調理実習訓練等も行っています。さらに、スポーツ、遠足、演芸大会、カラオケ大会等行事への参加や行事の自主運営の機会を提供するなど、当事者が「再び人間らしく生きること」を目標に、社会生活力向上を目指したプログラム内容の充実に努めます。

利用契約制の趣旨をふまえ、選ばれる施設をめざすため、利用者ができるだけ快適にすごせるようにと願い、様々な環境整備を行うと共に、15年度より北欧で開発されたHUR筋力トレーニングマシン（エア式）やスリングといった訓練機器を用いて（アクティブアプローチ）、利用者自らが積極的にエクササイズに取り組むことによって、身体面・心理面の向上をはかります。また、日常生活支援や社会生活力プログラム等を加えることにより、2年以内で地域生活に戻り、積極的に社会参加し、自立できるよう支援を行い、さらに退所後も必要に応じて、相談等のアフターフォローを行います。

そして、ホームページ、インターネットをはじめ、施設の広報に努め、関係機関との連携のため相談窓口を設けるなど、地域で生活する身体障害者のための総合相談ができるよう努めます。

#### ● 対象（定員 54名）

身体障害者手帳を所持する肢体不自由のある人（15歳以上）で大阪市内に居住する人をはじめ、バリアフリーなど環境が整えられた中での一部介助により日常生活が可能で、社会参加への意欲がある人。

#### (2) 療育訓練 通園による療育訓練（知的障害児通園施設、肢体不自由障害児通園施設）

① 指導方針 肢体不自由児通園施設と知的障害児通園施設の制度的には各独立した施設を一つのセンターとして総合的に運営します。この事業では、障害種別を問わず、障害のある子ども一人一人が本来持っている力を十分発揮し、社会へ適応できるよう医師をはじめ理学・作業療法士、言語聴覚士、心理士、看護師、ケースワーカーがチームとなって「必要な子どもに必要な発達支援」を行います。

また家族に対しても、子どもの障害を正しく理解・受容し、将来地域社会で生きていくうえで社会に適応し、適切な進路を考えていけるよう、専門的な情報を提供し、指導を行います。

特に発達障害児については、自閉症・知的障害などの中枢神経の発達障害全般に应用される感覚統合療法をはじめ、環境の構造化をめざしているTEACCH理論などを用いながら療育を行い、さらに大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター（相談判定棟）内の大阪市発達障害者支援センターと連携の取れる体制を整えます。

なお、大阪市在住で当施設を卒園した子どもについては、必要に応じて障害児等療育支援事業においてひきつづき支援を行います。子どもの特性に応じた発達援助を最大の目的として早期療育に取り組んでいます。すなわち、子ども一人一人が本来持っている力を十分発揮し、社会に適応していけるような「子どもの育ち」に対し、医師をはじめ理学・作業療法士、言語聴覚士、心理士、看護師、ケースワーカーが協力しあったチームアプローチの形で援助します。障害のある子どもたちの幅広い受け入れに対して、年齢及び発達段階に即したクラス編成を行い、さらに親子通園の利点を活かし母親をはじめとする家族全体が子どもの障害を正しく理解し、受けとめられるよう専門的な情報提供及び助言をするとともに、保護者のニーズに応じたできる限り細やかな援助・指導をめざし、母親・家族支援を行っていきます。また、子どもの発達がさらに促進されるよう地域集団に参加するための適切な情報提供と進路への支援を行います。

#### ② 対象（定員 知的障害児通園施設 30名、肢体障害児通園施設 40名）

肢体不自由、知的発達の遅れやことばの遅れなどの発達障害やまたはこれらを重複している就学前の子どもたち。

● 身体障害者短期入所事業（空床型-定員4名）

- ① 指導方針 在宅の身体障害者に対して、保護者等が社会的・私的理由等により家庭における介護が一時的にできない場合、一定の期間について、宿泊・給食・入浴等の提供を行います。
- ② 対象 身体障害者手帳を所持する肢体不自由のある人（15歳以上）で大阪市内に居住する人をはじめ、バリアフリーなど環境が整えられた中での一部介助により日常生活が可能なる人。

● 身体障害者療護施設通所型事業（定員5名未満）

- ① 指導方針 身体障害者療護施設の入所待機者又は入所者について、（身体障害者療護施設等への）通所利用を推進することにより、在宅生活の継続又は移行を促進します。
- ② 対象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、送迎時間が片道1時間程度（平野区、東住吉区）の人。

● 付帯事業

身体障害者通所（肢体・言語）訓練（肢体55名、言語30名）

- ① 指導方針 在宅の肢体不自由者に対して、a. 理学療法士、作業療法士が通所による身体機能改善訓練、応用動作訓練の指導を行い、日常生活動作の向上を図ります。b. 脳血管障害等による失語症者に対して、言語聴覚士がコミュニケーション機能の改善を図るため、通所言語訓練を行います。2005（平17）年度より、身体障害者通所（肢体）訓練は希望者が多いため定員増を行い事業実施しています。
- ② 対象 大阪市内に居住する15歳以上で肢体不自由又は言語障害のある人。

● 障害児等療育支援事業

- ① 指導方針 発達に障害のある子どもへの援助として、総合的評価と療育プログラム作成を中心に子どもの生活場面へ向けた助言・指導を行ってきたところです。「あらゆる角度からの子どもの地域生活を意識」し、身近な日常生活圏を「地域」、本人及び家族の多様なニーズに応えるための具体的ケアを「療育」として捉え事業を展開しています。ここでは、加齢と共に「発達援助」から「生活場面での具体的援助」とニーズも変化し、障害の状況により幅広い対応が必要とされています。さらに、障害のある在宅の方々の総合的な相談窓口の重要な役割も担っています。本事業は以下の3事業からなります。
  - a. 訪問による療育指導  
子どもの健康状態や家庭の事情で療育が受けられない方を対象に、家庭療育・専門的助言などの相談を行います。
  - b. 外来による療育指導  
必要に応じて子どもたちへの療育サービスを検討し、助言・指導を行います。

c. 療育機関や施設職員に対する支援

地域の保育所・幼稚園に通う子どもたちへの相談を通じて障害への理解を促すとともに、保育所・幼稚園との協力体制のもとで、子どもたちの育ちの支援を行います。

- ② 対象 大阪市内全域を対象とした発達に障害のある子ども

● 障害者相談支援事業（一般的な相談支援）

- ① 指導方針 障害のある方々の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用などにあたり、必要な支援を行います。また、大阪市からの「委託相談支援事業者」としても位置付けされています。
  - a. 障害者相談支援事業  
福祉サービスの利用援助にかんする業務
  - b. 社会生活力を高めるための支援に関する業務
  - c. 権利擁護のために必要な援助に関する業務
  - d. 専門機関の紹介に関する業務
  - e. 指定相談支援業務
  - f. サービス利用計画書の作成に関する業務
  - g. サービス利用の斡旋・調整に関する業務
  - h. 訪問によるモニタリング実施に関する業務
- ② 対象 福祉圏内（平野・東住吉区）に在住の障害のある方。

● 大阪市発達障害児療育支援事業（モデル事業）

- ① 指導方針 コミュニケーションや社会性（集団参加）等に課題をもつ児や、身体の使い方（粗大運動・微細運動ともに）が未熟な児に対して、小集団の中で、コミュニケーションや社会性といったソーシャル・スキルの学習チャンスをグループ指導を通して、就学前発達障害児の家庭等での具体的な支援方法を保護者と共に考え、保護者が自ら実践できるよう支援を行います。
- ② 対象 大阪市発達障害者支援センター（エルム）を経由した大阪市内全域を対象とした就学前の発達に障害のある子ども

#### 4. 事業沿革

1984（昭59）年6月11日 業務開始

1985（昭60）年10月1日 通所訓練（機能回復訓練）事業・住宅相談事業開始

1988（昭63）年6月1日 通所言語訓練事業開始

1993（平5）年8月2日 補装具・福祉機器普及事業開始

1996（平8）年7月1日 補装具・福祉機器普及事業を大阪市職業リハビリテーションへ移管

1998（平10）年7月1日 障害児・者地域療育等支援事業開始

2001（平13）年4月1日 身体障害者短期入所事業開始

2003（平15）年4月1日 更生部事業支援費制度移行

2005（平17）年4月1日 通所訓練（機能回復訓練）事業定員

拡大・身体障害者療護施設通所型事業開始

2006(平18)年4月1日 大阪市発達障害児療育支援事業(モデル事業)開始

2006(平18)年10月1日 療育部事業支援費制度移行

2006(平18)年10月1日 障害児・者地域療育等支援事業が障害児等療育支援事業と相談支援事業に変更

## 5. 課題

障害者自立支援法における新事業移行に際して、障害のある方の多様なニーズに応じた適切な支援が、1人ひとりの利用者に対して、効果的・効率的にサービス提供ができる仕組みを構築することです。

### 「更生事業」

身体障害者更生施設(入所事業)は、1984(昭59)年6月1日に開所し、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターという総合リハビリテーションの中の総合判定部門及び職業指導部門に対する訓練部門という位置づけで他部門と密接な連携を保ちつつ、法に定める身体障害者更生施設という本来の目的を果たしていくために専門職員(PT・OT・ST等)の充実を図り、さらに動作分析をはじめとする多種の専門機器を活用して、個々の障害のある人についてきめ細やかな訓練指導を行い、比較的短期のうちに積極的社会参加の実現を目指す事を基本方針として運営してきました。

2003(平15)年4月には支援費制度が施行され利用契約制の主旨をふまえ、様々な環境整備を行ってきましたが、利用希望者数の増加により利用定員枠を従来の50名から54名に拡大しました。

2006(平18)年4月より支援費制度から障害者自立支援法へと法改正が行われ、利用者負担の導入により施設サービスを受ける障害のある人にとっては厳しい状況となっているが、現在まで54人の定員を割ることなく、数名の待機者を絶えず抱えている状況であります。

利用者の入所経路としては病院からが圧倒的に多く53%となっており、在宅35%、学校・施設等が12%となっています。

障害となった原因疾病では脳血管障害が67パーセントと半数以上を占めており他、頭部外傷が20%、脳性マヒ4%、頸椎・脊椎損傷2%、その他が6%となっています。

身体障害者手帳別では1級-59%、2級-28%、3級-4%、4級-9%、5級-0%、6級-0%です。

上記から近年は利用者の重度化が顕著であり、特に高次脳機能障害を持つ利用者が増加傾向にあります。

訓練プログラムについては、開設当初、必要性や方向性に応じて10グループに利用者を分けて、グループ単位で行っていました。現在では、利用者の身体面の重度化(車椅子利用者数増加)や、医療制度改革等により、

理学療法、作業療法、言語療法などの機能回復訓練を中心とした、医学的リハビリテーションの必要性が高まっており、より個人のニーズに応じた訓練が出来るよう、個人単位の支援プログラムとなっています。

また、自分の障害を理解し、自分に自信を持ち、自らの人生を主体的に生き、積極的に社会参加していく力(社会生活力)を高めるプログラム、社会リハビリテーションを実施しています。

また、生活に潤いを持たせるために、様々な行事を実施しています。計画の段階から利用者や自治会が参加し、希望や意見を反映させ、毎月定例の誕生会と送別会、クリスマス会、カラオケ大会、観桜会等を行っています。その他、地域との交流を持つために、ボランティアビューローと連携しながら、書道や木彫等の文化教室にも力を入れています。

### 「通所事業」

在宅の肢体不自由者に対する理学療法・作業療法による通所訓練が1984(昭59)年2月より定員14名で開始された。ニーズが高まるにつれ、増員が図られ、現在では55名の定員となっています。動作分析システムを利用した評価に基づく訓練や、筋力トレーニングマシンやスリングを利用しながら、利用者が自ら積極的に取り組む「アクティブアプローチ」を実施しています。また言語障害者への通所訓練は1988(昭63)年に定員15名で開始され、現在は定員30名に増員されています。言語訓練では近年、高次脳機能障害者のニーズが高まっており、その評価・訓練を実施しています。

### 「療育事業」

療育部門は、肢体不自由児通園施設と知的障害児通園施設の2つの施設から成り立っています。制度的に2つの独立した施設になりますが、運営的には療育センターとして1つの機能で運営しています。1984(昭59)年の開設当初、大阪市内にはそれぞれの通園施設は独立したもので、子どもの障害の枠を越えて医療と福祉の恩恵を受けられる総合療育施設がない状態でした。障害のある子ども、また障害が疑われる子どもたちに対し、医療と福祉の立場から早期診断と早期療育の必要性を掲げ、総合療育センター機能をめざして開設されました。この体制での大きな特徴としては、多職種の配属により個人の発達過程の援助において「必要なアプローチ」を受けただけのことです。また、成長発達が保障されることを念頭におきつつ、集団参加の可能性が芽生えた段階でできる限り早期に保育所、幼稚園などの地域への統合保育に向けて送り出すことをめざしてきました。

本年度でセンター開設24年を迎えました。この間、大阪市内在住の発達障害の子どもたちの総合療育をめざして療育体制の充実に努めてきました。初代所長の大浦先生の薫陶をうけながら身近な生活圏を「地域」として、また本人及び家族の多様なニーズに応えるための具体的

ケアを「療育」と捉えた上で、「子どもが育つ道筋はみな同じであること」と「子どもの成長をひとつひとつ保護者と確認しつつ喜び合うこと」そして、「子どもの力・可能性を信じること」の当然さを私たちに唱え、その信念のもとで＜親子通園＞のスタンスを掲げ療育を展開してきました。措置事業（通園事業：2006（平18）年10月自立支援法に基づき契約となる）はもとより、1985（昭60）年から開始している療育相談事業 1998（平10）年7月より障害児・者地域療育等支援事業としてさらなる事業拡大を図る）においても、療育相談をはじめ外来グループ訓練指導（染色体対象児のG指導）外来個別訓練指導も年々相談・指導件数は増加の一途を辿ってきました。

通園事業展開では、知的及び肢体共に親子通園制度のもと乳幼児期の育ちを援助することを目的に保護者と確認しつつ発達状態に即した多職種によるアプローチを実施してきました。これは、障害者自立支援法に変わっても同様ですが、肢体通園においてはより医療的ケアの位置づけが明確になされました。また、就学までの間、地域集団（保育所・幼稚園）に加入しつつセンターでの療育を受けるという並行通園の形態をとる子どもたちも増加しています。「地域生活」という言葉の流れを受け、幼い時期からの地域での関わりを求める保護者の考えにも変化が見られてきました。これは開設当初とは大きく時代の流れにより変わり、就学までセンターのみの在籍は1割もなくなりました。現在2007（平19）年度の並行通園児は15名で全体の約4割近くになっています。並行通園児に対しては、センターと保育所の役割分担を確認し、子どもたちの発達援助に向けて双方が連携をとりつつアプローチを話し合いながら個別支援計画も作成しています。この際、保護者の方々も我々と地域の橋渡し役でもあり時としてコーディネーターのような存在でもあります。

知的通園では、この10年近く前より徐々に自閉的傾向のこどもたちの通園希望が増えてきています。これは市内の保健福祉センターにおける健診システム等の充実に伴い、1歳半からのケアを保護者への援助としつつ、早期における子どもの理解と発達援助を目的に通園を開始される方が増えてきています。現在2007（平19）年度は9割が広汎性発達障害の診断または疑いがあると指摘されているという状況です。さらに入園開始年齢は2歳代が主流となっています。これは、2005（平17）年4月に「発達障害者支援法」施行に伴い、相談機関の充実及び保護者の意識の高まりも伴いこのような結果が出ているものと考えています。

通園事業に加えて外来事業展開では、1985（昭60）年開始の「療育相談事業」（大阪市独自の委託事業として心身障害児者巡回療育相談事業）は、1998（平10）年7月より「障害児・者地域療育等支援事業」へと変わり、外来個別指導をはじめ乳幼児期からの相談、指導援助の他、私たちの実施（ニーズに合わせての出前指導・訪問

実績も認められ地域療育を支えるセンターとしてさらなる事業の拡大充実を図ってきました。

しかし、相談機能を持ちつつ具体的援助及び指導を行う施設や機関が少なく現在の外来指導待機状況は、各セクションにて3年～4年となっており保護者に対し心苦しい状況が続いています。

このような経過を踏まえながら私たちに課せられた役割は、時代の福祉施策の流れに伴いつつも日々の育児・発達支援のプログラムにおいて保護者や本人が将来をポジティブにとらえ、果敢にさまざまな課題に挑戦しようとする構えを養うことができるような体制をいかに障害の種別を問わず整えているか、が問われることになります。

さらに、「発達障害者支援法」が制定されその後、「大阪市発達障害者支援センター」が2006（平18）年1月に設置されたことを皮切りに、発達障害があるもしくはその疑いのある子どもたちの援助システムが重要視されており、当センターにおいても2006（平18）年度から診断等を受けた後の早期の療育及び保護者への育児援助等も含め、「大阪市発達障害児療育支援事業」（大阪市委託事業）を2006（平18）年度から開始（3年間実施）しているところです。

障害があるということ「通常の子どもの持つニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の子ども」としての捉え方を基本としつつ、今後はさらにライフサイクルに応じて課題を見極められるような「自律」の意識を目指しながら就学前のすべての障害のある子どもたちに援助できる柔軟な相談及び通園体制の整備とサービス向上にむけた検討が大きな課題であり解決しなければならないことです。



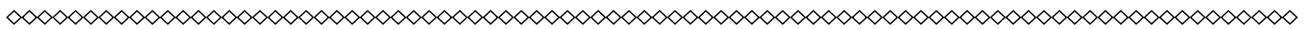
## 大阪市更生療育センターの23年

大阪市更生療育センター  
元所長 大浦 敏明

### Ⅰ 創設の頃

大阪市更生療育センターは、昭和59年大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター（略称リハセン）の設立を機に、その福祉更生活動の一部を担う訓練施設として建設された。大阪市自身が始めて成人障害者の更生と、肢体不自由もしくは知的障害のある幼児に対する療育活動に取り組むことを示した第一号の施設である。運営は障害者スポーツに関して日本一の設備と実績を持つ大阪市障害更生文化協会（現大阪市障害者福祉・スポーツ協会）に委託し、直接の指導と連絡はリハセンが行うことになった。





構成は、成人に対しては重度身体障害者更生援護施設（入所50名、重度更生と略称）、児童に対しては、肢体不自由児通園施設（40名）と知的障害児通園施設（30名）の合計3つの総合施設であった。当時大阪市は財政的にそれほど豊かとはいえなくてもまだ余裕があった。わたしは初代の所長が予定されていたが、直接の監督者である故畑中部長から、「現役の時より収入は少ないけど、好きなだけ長くやってください」と言われた。また、リハセンの山本係長から、「これだけのスタッフと設備を備えた障害者施設は大阪にはまだありません。お金や設備などの“物”は、私たちが引き受けますから心配しないでください。先生は大阪のモデルになるような立派な施設を作ってください」と言われた。いずれも施設長冥利に尽きる言葉であった。職員も多方面の推薦を受けた勝れた人達で、私が最も嬉しく思ったのは、副所長以下いずれもやる気十分の人材だったことである。6月にオープンして、順調な滑り出しをした3ヵ月後、所長が心筋梗塞で倒れるという出来事があったが、治療とリハビリテーションの結果、翌年2月完全に復職し、結局78歳で自発的に交代を申し出るまで、15年間勤務した。

重度更生には、大阪市立大学もまだ持っていなかった歩行分析器が備えられ、当時まだ全国的に問題視されなかった高次脳機能障害にもいち早く取り組んだ。療育部門では、PT訓練として聖母整肢園（現大阪発達総合療育センター）梶浦先生が日本で最初に開始されたボバース法、OT訓練の新しい方法として大阪で初めて感覚統合訓練が採用され、言語訓練法としては、大阪教育大竹田教授の指導を受けてINREAL法が採用された。いずれも各部門の目玉商品的存在であった。

開設後1～2ヶ月で重度更生は満床となり、児童施設も常に協定定員満杯となり、以後はこの状態の維持から増員へと進み、現在に至っている。その中で地域療育等支援事業も大阪市の第1号指定施設となった。

## II その後

初代所長の退職後、2代一色所長、3代上野所長の時期はまさに激動と苦難の期間で今も継続している。

日本の障害者福祉は、従来の、社会から隔離して施設で対応する形から、平成7年頃からは地域で、しかも出来るだけ普通の市民として生活するノーマライゼーションの方向へと大きな転換が行われた。一方国や地方自治体は財政的に次第に逼迫し、このような思想の高まりに、対応しきれなくなってきた。そこで、障害者の負担の軽い措置制度から、平成15年度から個別契約による支援費制度、更に17年には障害者自立支援法へと転換が開始された。利用者である障害者の立場からは自己負担の増加、一方事務量の増加など、多くの問題が残されている。

施設側の対応としては、成人、児童ともに受け入れ定員の増加（担当職員増なし）があり、在宅福祉の普及と共に成人通所訓練事業は37名から55名へと増員された。平成13年からはショートステイ4床も設けられた。

重度更生への訓練方法としては、平成16年度から障害者の自発性を尊重するアクティブ・アプローチが採用され、スリングや訓練用マシンを導入して本格的に稼動している。

療育部門では、障害児の保育所入所の増加と共に、保育所へ通いながら訓練施設へ通うことが可能になり、このシステムの利用者が増加した。産科的ケアの進歩と共に、脳性麻痺児の出生は著明に減少し、肢体不自由児の通園施設への希望者は質的に変化すると同時に、その数も保育所との並行通園を含めてもそれほど増加していない。一方知的障害児の方は、前述のごとく保育所との並行通園が増加しただけではなく、質的にも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）高機能自閉症、アスペルガー症候群などのいわゆる発達障害児が大幅に増加した。平成18年に大阪市発達障害者支援センター（エルム大阪）が発足し、大阪市の委託を受けて法人が運営しているが、その中心は更生療育センターから異動した職員たちである。

## III その未来

以上述べてきたように、当施設は重度更生、児童療育両部門とも、時代の要請に応じ、同時に、時代の先端に行く訓練を行なって、大阪のモデル施設としての役割を果たしてきた。これからも果たして行くことを信じている。

障害者・児の人権の尊重と、ノーマライゼーションへの要求は、国際的な動きと連動し、多くの困難を抱えながら、進歩を続けるであろう。その原動力となるものはあくまで熱意を持つ人である。大阪市のみでなく、社会全般に、廃止、削減、節約の空気が漲っている。このような空気のもとでは人は萎縮するしかない。本稿で創設の部分に多くを割いたのも、嘗てはこのように輝いた時期があったことを知って頂きたかったからである。確かに今までは大阪市も無駄が多く、経営方針に誤りはあったかも知れない。しかしそれらを除けば、大阪市は十分力を持っていると信じる。「貧すれば鈍する」にならないよう、筆者の老婆心と申していただければ幸いである。



# 大阪市発達障害者支援センター 「エルムおおさか」



## 1. 設立の経過

大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」は、大阪市より事業委託を受け、2006（平 18）年 1 月 10 日に開設されました。この事業は、国の「発達障害者支援センター事業」に基づくものです。2004（平 16）年 12 月に成立した「発達障害者支援法」によって、発達障害児者支援への体制整備が法的に定められ、大阪市内においても各関係機関が連携して乳幼児期から成人期までのライフ・ステージに応じた支援を一貫して行うための体制整備が進められてきました。その一環としての支援センター開設です。

愛称「エルム」は、「信頼」という花ことばを持つ「榆」の英語名「エルム（ELM）」から名づけられました。そこには、『お互いに信頼しあって、人生を楽しみましょう（Let's Enjoy your Life with us Mutually）』という思いも込められています。

## 2. 施設概要

名 称	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」
設立主体	大阪市
運営主体	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市平野区喜連西 6-2-55 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター内
設置年月	2006（平 18）年 1 月 10 日
施設の規模	2 階に事務所 1 部屋。4 階に面談室 2 部屋。
職 員	所長 1 名、相談員 3 名、事務職員 1 名（兼務）
設置目的	市内在住の自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）等の発達障害がある当事者やその家族、支援者、および関係機関への支援を目的とします。

## 3. 事業概要

「エルムおおさか」は、以下の 4 事業を、各関係機関と

連携しながら実施しています。

### (1) 相談支援事業

発達障害がある当事者、その家族等からの相談を受け、情報提供や助言を行います。月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前 10 時から午後 4 時まで、電話・ファックス・Eメールなどにより、相談や相談申し込みを受けています。相談内容により、週 3 日（月・水・木）の面談日を設定し、面談を実施します。

### (2) 療育支援事業

幼稚園・保育所・学校・施設等の諸機関と連携し、問題解決のための支援を行います。必要に応じて、諸機関に向き、療育の方法等の助言を実施します。

### (3) 就労支援事業

就労を希望する当事者を対象として、関係機関との連携を図り、情報提供や助言を実施します。また、職場での課題解決のため、ジョブコーチの制度等を積極的に活用していきます。

### (4) 啓発・研修事業

発達障害の正しい理解や支援の方法を広めるため、研修活動を行います。福祉・保健・医療・教育など、それぞれの職種に合った専門性を高めるための講演会、研修会を企画・実施します。

## 4. 事業の沿革

### 2006（平 18）年

1 月 10 日	事業の開始。電話相談の受付を開始する。
1 月 16 日	面談を始める。
1 月 20 日	療育支援事業の開始。
2 月 13 日	各所属機関向けの研修会開始。
2 月 16 日	就労支援事業の開始。
3 月 21 日	開設記念講演会の開催。
10 月 25 日	エルムおおさか主催の母親教室開始。
12 月 5 日	発達障害者支援センター連絡協議会の開始。

### 2007（平 19）年

3 月 17 日	設立 1 周年記念講演会の開催。
----------	------------------

## 5. 今後の課題

開設以来、電話やファックス、Eメールにて、たくさんの方の相談申込みをいただき、個別面談を実施する中で、必要とされている支援の実態把握から取り組んできた当センターですが、1年と5ヶ月を過ぎて、相談の件数自体は、数として落ち着きつつあります。それに加えて、各所属機関への支援につながる事例や支援会議を持つ機会が増え、教職員や専門スタッフの方々への研修も含めて、機関連携の基礎作りが徐々に進んできた感がある昨今です。

「エルムおおさか」の開設にともない、療育機関の整備の一環として同じ法人内の知的障害児通園施設「更生療育センター」において始められた、「わくわく倶楽部」は、大阪市の療育モデル事業としての位置づけですが、参加を希望される方が多く、希望者全員に参加していただくことができないという現実があります。今後も、ともに連携しながら、よりいっそう充実した療育機関として発展させていくとともに、新たな療育機関の整備が必要とされています。

また、教育については、2007（平19）年4月から特別支援教育が始まり、教育委員会の中に担当部署が設置されました。エルムおおさかの開設以来、発達障害の啓発活動として行ってきた研修会、コンサルテーション、個別支援会議等、学校への支援は、今後は教育委員会と連携・協力しながら、進めていくことになります。

成人期の方の支援については、まだまだ実績が少なく、事例を通じて関係機関との連携構築につとめる日々です。就労支援を主訴にご相談いただく中で、就労支援とともに生活支援、余暇支援が必要なケースがほとんどであり、日常生活を送ること自体に困難を極めている例も少なくありません。また、成人期における発達障害に関する医学的診断・助言や支援が得られる医療機関、相談支援機関がとても少ないという厳しい現実もあります。ご本人や家族の支援とともに、資源の開発、育成も大きな課題となっています。

よりよい成人期を迎えるためには、早期からの本人・家族への適切な支援や、ライフ・ステージのスムーズな移行が必要不可欠です。乳幼児期にかかわる専門スタッフの方々とともに、早期発見・早期療育のスキル・アップを図り、早期からの把握した個々の特性や支援方法に関する情報が次の所属機関に正確に受け継がれる連携システムを構築していくことが、大きな課題となります。



# 中津更生園



## 1. 設立の経緯

1990（平2）年大阪府庁新庁舎建設に伴い、中央区大手前3丁目にあった市立「愛光会館」（母子福祉施設）の移転問題が生じ、その移転先として、北区中津1丁目にあった元大淀保健所跡地に決まりました。

当時養護学校卒業生の進路については、障害の重度化などによって進路の幅が狭められていました。このため施設、小規模作業所等を利用できない人達が多数にのぼり、施設整備の必要が生じていました。

また一方、愛光会館の建設予定地は都心にあるため、高度利用の視点から母子施設だけでなく、障害者関係施設を設置することにより用地の有効利用をすすめるため、大阪市では建設計画の中に知的障害者更生施設を併設することとなりました。この施設を設置する法人として、従来から障害者の各種施設を受託運営している大阪市障害者福祉・スポーツ協会（旧大阪市障害更生文化協会）が選ばれました。同協会が選ばれた理由は、従来から知的障害者の授産施設（千里・此花）があり、更生施設を加えることによって、更生→授産→職業訓練校（職リハ）と一貫した体系で指導できることです。



## 2. 施設概要

名称	中津更生園
設立主体	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市北区中津1丁目4番10号
設置年月	1993（平5）年4月
定員	45名（男・女）
施設の種類	知的障害者旧法通所更生施設
施設の規模	① 敷地面積 571.50㎡

- ② 建物面積 701.64㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造  
地下1階地上5階建  
（但し、当施設は地下1階、地上1・2・屋上部分）

職員	15名
施設長	1名
生活支援員	10名（非常勤4名含）
相談支援専門員	1名
作業指導員	1名（非常勤）
医師	1名（嘱託）
栄養士	1名（非常勤）

**施設の目的**  
知的障害者の自立更生を促進するため、関係機関と連携を保ちつつ、各利用者の特質や、障害の状況把握につとめ、個々の日常生活及び作業能力の向上を図り、社会生活に必要な知識・技能・習慣など社会適応能力を習得することです。

- 対象者**
- ① 当園へ自力で通所ができる、原則として満18歳以上の知的障害のある者
  - ② 集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのない者
  - ③ 伝染性の疾患を有しない者
  - ④ 主として、大阪市内に居住する者



### 3. 事業概要

#### (1) 運営方針

保護と更生に必要な指導という法の目的を達成するため、その運営にあたっては慎重を期します。また、利用者に対し適切な指導を図ると共に、健全な施設運営に務めます。

これらのために、良好な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による、適切な処遇を行うよう努めます。

その指導は、施設を利用し『さえ』すればよいのではなく、どのような『サービス』が用意されているかが問題です。

保護や生活管理と指導が別次元で進められるのではなく、『保護しながら指導』することが大切であり、利用者職員との間に、質量ともに豊かな人間関係が築かれることが大切です。

その相互の理解と信頼感が基本となって利用者の

#### ①生活自立・②社会適応・③知的発達

の3つの面が等しく向上するよう指導することを基本とします。

#### (2) 指導内容

##### ① 生活指導

生活指導の基盤は、日々の家庭での躰にあり、家庭と連絡を密にしながら指導を行います。着・脱衣、食事、排泄等の指導により、日常生活に必要な知識と、生活習慣を身に付けます。

また、余暇の時間を生かしきれない利用者に対し、レクリエーションやスポーツ・調理実習などを通じて社会性を身につけ、より良い人格形成を図れるよう指導します。

##### ② 作業指導

個々の障害の実態把握に努め、能力に応じた作業内容を選定して従事するとともに、技能の開発、社会自立意欲の養成を基本方針として指導に努めます。特に社会参加の意識を確立し、人間らしい充実した生きがいの体得のため、この作業指導に重点をおきます。

ア 縫製作業(鉢巻作成、その他)

イ 簡易作業(セット作業、ラベル貼り、組立作業、その他)

##### ③ その他の指導

余暇指導・衛生指導・創作指導・クラブ活動などを通じて行います。

##### ④ 主な年間行事

1月	書初めの会、成人を祝う会
2月	ふれあい広場
3月	外食の会 避難訓練
4月	お花見
5月	春のレクリエーション
6月	スポーツ活動
7月	七夕の会
8月	盆踊り 大掃除
9月	報酬金活動 避難訓練

10月	スポーツフェスタ参加
11月	秋のレクリエーション どりーむまつり(隔年)
12月	忘年会 大掃除

### 4. 事業沿革

1997(平9)年	宿泊キャンプ実施 自立訓練(買物・調理・洗濯指導等) 寒中ハイキング
1998(平10)年	テーブルマナー食事会 歯科疾患予防事業 退所者お別れ会
1999(平11)年	誕生日を祝う会
2000(平12)年	第1回ドリムまつり開催 (13年度以降隔年開催) 報酬金活動実施
2001(平13)年	保護者・職員勉強会(知的障害者等財産管理サビ入)
2002(平14)年	地域療育等支援事業受託 保護者・職員勉強会(支援費制度)
2003(平15)年	外食の会スタート
2004(平16)年	親子ハイキング
2005(平17)年	離職者支援で定員2名増員
2006(平18)年	2名就職決定 相談支援事業受託

### 5. 課題

措置費制度から支援費制度、障害者自立支援法施行へと目まぐるしい制度変革の中で、今真に問われているのが、施設の役割・機能の充実化であります。制度が変わるたびに不安を覚える利用者・保護者に対し、いつの時代も常に利用者の目線に立ちながら、各々の希望に応じた目標・次へのステップに向かって、施設がどのようにサポートしていくかです。

だが、確かに更生施設における職員の現状の厳しさもあります。いろいろな面で授産施設との違いはありますが、利用者は、障害はもちろん、様々なものを抱えています。その利用者にとって穏やかな気持ちで通所してもらうためには、専門職員による継続的な対応が不可欠であります。そのためには、職員一人一人が『福祉のスペシャリスト』としての自覚を持ちながら、施設として一貫した姿勢で取り組むことが必要であります。それには、職員同士で情報を共有してリレーションを取りつつ、各利用者の生活環境や家庭での限界を酌み、施設でしか出来ない支援を根気強く行うことです。

また、相談支援事業・療育等支援事業においても、いかに他機関・施設と連携を取りながら社会資源の有効利用を提示できるか問われています。

どのように時代が流れても、根本的な『福祉』の本質は変わってはならないのであります。

## ■事業のひろがり

支援費支給制度が始まって、わずか3年で障害者自立支援法が施行され、支援費の減額等により、年々厳しい施設経営が見込まれる中、相談支援事業による事業拡大を図っています。

また、相談支援事業を足掛かりに、法人内での北地区の拠点として、長期的なビジョンで地域福祉の構築を考えていきます。

例えば、相談支援事業において、障害のある人からの相談には、支援費制度・福祉サービス・自立支援・成年後見等、内容が多種多様化してきているため、それに対応すべく関係機関やサービスに繋いでいくと共に、対応できる機関やサービスの充実を図る機能を兼ね備えた事業を展開する必要があります。と同時に、知的障害者のみでなく、身体障害者や精神障害者などの相談も増えている現状に鑑みて、そういったニーズに応えられる事業も行っていくべきであります。具体的には、移動支援・訪問支援事業などが筆頭に挙げられます。

## ■今後の展望

時代の流れとともに、日本の障害者制度が目まぐるしく変わり、当施設も今、障害者自立支援法に基づいた新体系サービスへの移行の経過措置期間中にあります。

この5年の間に、利用者に対してこれからどういうサービスを行っていくのか、改めて見直し・検討をし、決定しなければなりません。

しかしながら、更生施設として、新体系移行（生活訓練）を行なうとすれば、利用者はわずか2年で別の施設を探さなければならなくなります。たった2年で一体どれ位のことができるでしょうか。やっと園に慣れてきた頃にはもう新しい施設を見つける準備を始めなければならず、長いスパンにたった利用者本位の支援など、到底不可能になってしまいます。本当に障害者の立場に立って作られた制度なのであろうかと疑問に思うところです。

たとえ障害児として生まれようと、また突然障害者となろうと、人間が人として生まれ、人として生きていくために必要なものは何でしょうか。また、障害があるが故に必要なものは一体何でしょうか。

それを知るためには、当施設を利用しておられる利用者やそのご家族の方々に、思うところを聞いてみることです。

その意見に1つ1つ耳を傾けながら、当施設のこれからについて決めていくべきだろうと思います。

実際に利用者やその家族に話を聞いてみると、ほとんどの皆様が利用者の将来に対する不安を訴えておられます。どうなっていくのか先の見えない、予測できない不安です。

これから先、生きていくことに不安を覚えるような福祉でよいのでしょうか。

当施設は、こういった不安を持つ利用者たちに、明るい希望の光が見えるようなサービスを提供できる施設・利用

者の多様なニーズに応えられる機能を兼ね備えた施設づくりを目指していきたいと思います。

## 中津更生園での職務を振り返って

中津更生園元園長  
清田 邦夫

私が、中津更生園に勤務させていただいたのは、平成9年～13年の4年間でしたが、それまで、障害者の分野を含め、いわゆる福祉全般について、直接関与した経験が無かった私にとっては、初体験の連続でした。

対外的には、責任者・代表者という立場でしたが、終始不慣れ、新米職員のままの4年間でした。利用者ご本人・ご家族はもちろんのこと、当時の職員の皆様には、相当お目だるいことであり、未熟・不手際には辟易していただいたことと、深く反省しております。

したがって、初めて目を開かせていただいたこの分野では、新鮮な体験を通して、いろいろな知識や感覚を身につけることができ、日々フレッシュな気持ちでの、充実できた4年間であったことを感謝しています。

その後も、この分野での体験に基づいて、人に対する見方が拡がりましたし、角度を変えて判断できる力が増したのではないかと考えています。

それにしても、障害者についての世間の理解は、まだまだ極めて不十分なものですし、人口比の中ではマイナーであることもあって、世論としてはなかなか盛り上がりもらえないもどかしさを感じ続けています。

国内政策としては、遅ればせながら去年ようやく「障害者基本法」が施行されましたが、先日の報道では、昨年末に国連総会で全会一致で採択されたはずの「障害者の権利条約」に、日本は国内法整備の未熟さを理由に署名しなかったそうですね。82カ国の署名がありながらです。

「子どもの権利条約」も、同じ理由でまだ批准されていないことも考え合わせると、国民はもちろん、政府においてすら、人権意識の確立未だ無しの感は否めません。

私は、国民のひとりとして、障害者支援に携っておられる皆様に、どのようなエールをお届けしたらよいか戸惑うばかりで、切歯扼腕の時々刻々を続けている無力を痛感しております。

## 法人30周年に寄せて

中津更生園保護者代表  
石原 麗子

法人設立30周年おめでとうございます。

この記念の年に、中津更生園に在園している事を喜ばしく思います。

30年・・・とひとくちに言いますが、法人設立の3年前に私は娘を授かり、元気に生まれたはずが難病と度重なる発作とたたかいながらの新生児期、幼児期。体も弱く発達の遅れをも持たせてしまいました。娘に対して申し訳ない気持ちでいっぱいでした。子育ては初めての事で、障がいに対する療育も無知でありました。各関係機関に向いては勉強させて頂き「這えばたて、立てば歩めの親心」と申しますが、まさに其の通りでした。一步、二歩しっかり歩いた時、手をたたいて喜び嬉し涙が流れたのを忘れません。様々な事を吸収しながらゆっくりと成長してまいりました。

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され施設とは契約という形になりました。措置から契約移行に不安が募りました。何故ならここ2年前から現在に至る今も、思春期の反抗期がゆるやかに進んでいる状態で(カウンセリングも受けているのですが)施設には登園できない日々が続き自宅で親子で過ごす事が多くなって参りました。私自身はもう限界でした。

園との懇談も度々お願いし、私が直面している現実をありのままにお話し理解して頂き、沢山の可能性を園長と話し合っ参りました。「連絡は密に取り、本人が園に行きたいと言ってくれるよう職員一同努力しますから・・・」という力強いお言葉を頂き、安堵しました。

施設利用者は様々な障がいをかかえて生きています。各々を把握し理解して頂き、家庭との連系プレーで今よりは一段、更に一段と成長させて頂きたいです。社会で集団の中で生きて行く為に、一人一人の目標を決められてそれに近づける様、ご支援をお願い致します。

そして、園を巣立つ時はお互いが満足し合せて送り出して頂きたいです。

# 大阪市立千里作業指導所



## 1. 設立の経緯

昭和50年代当時、養護学校卒業者等の進路の選択の幅は狭く、大阪市内の施設資源としては、無認可の作業所がその多くを占めており、大阪市立中央授産場(市費単独事業による知的障害者授産部門通所部)が唯一の施設という状況でした。養護学校からの卒業生たちにとっては、通所して指導・訓練を受ける施設も限られ、在宅を余儀なくされていた方も多く、関係者からの施設設置を望む声は次第に高まりつつありました。

千里作業指導所はこのような時、時宜を得て大阪府他関係行政機関の協力の下、1977(昭52)年11月1日に大阪市立弘済院の敷地の一部を利用して開設された、大阪府が設置し、当協会が運営を委託された、大阪府では初めての通所授産施設であり、協会の中でも歴史のある施設でもあります。

開設以来今日まで、一貫して一定の利用期間を設定し、企業現場の作業環境を導入展開する中で、利用者個々の特性を活かした指導訓練を行うことで、多くの方が就労による社会参加を目指せるよう志向し、多くの先達による事業運営がなされてきました。この間、指導訓練を受けた知的障害者は600余名を数え、3割の方が企業での就労を果たしてきました。

## 2. 施設概要

名称	大阪市立千里作業指導所
設置主体	大阪府
運営主体	(指定管理者) 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪府吹田市古江台6-2-5
開設年月日	1997(昭52)年11月1日
定員	50名
施設の種類	指定旧法知的障害者通所授産施設
事業所番号	第2711600631号
施設の規模	敷地面積 2,740㎡
建物面積	685.4㎡
構造	鉄筋コンクリート造り2階建
職員数	12名 施設長1、指導員9(非常勤3含)、栄養士1(非常勤)、嘱託医師1

**施設の目的** 『知的障害者福祉法』と「大阪市障害者支援計画」の指針に基づき、「18歳以上の知的な障害のある人たちの社会経済活動の場を提供し、その自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させること」を目的とする。

**利用対象者** 18歳以上の雇用されることが困難な障害者で、働く意欲がある方。

**利用期間** 原則として障害福祉サービス受給者証に記載の支給決定期間

## 3. 事業概要

### (1) 運営方針

障害のある人が地域での生活を実現し、「そのひとらしく豊かで自立した生活」が過ごせるよう、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を基本方針として、利用者のニーズ、障害状況、能力に応じた現実的かつ適切な個別支援プログラムを策定し、関連機関との連携により、「企業就労移行への支援」や「福祉的就労の場への移行支援」に努め、就業生活を維持させるための支援を行っています。

### (2) 指導内容

具体的な支援内容の事項としては、利用者一人ひとりに合わせた「就労移行支援」と「就労継続支援」の実施、段階的な手法(ステップアップ・システム)による、無理のない就労移行支援の実施、「作業支援」と「生活支援」の両側面からのサポートの実施、地域や各種関係機関との連携を重視するとともに、長年にわたる施設の運営経験に基づき、施設の特性を活かした管理運営などを基本的な方針としています。

#### ① 作業支援

作業支援には、施設内作業、施設外作業、体験実習の3種類がありますが、それぞれの作業に応じて工賃の額を段階的に支払うことにより、利用者の就労への意欲が高まるように工夫しています。また個別支援計画に基づいて、就労移行に向けた作業訓練と就労継続の支援の場として、下記のような作業支援を行っています。それぞれの支援においては、利用者一人ひとりが、作業を行うことを通じて社会経済活動に参加していることを自覚し、

自立心を養うように働きかけるとともに、作業種目や支援方法を工夫して、働く意欲と生きがいを持てるような作業訓練としています。

#### 1) 施設内作業

施設内での知識と技能の獲得を目的とした作業訓練。

- ・簡易トムソン機器によるダンボール等の紙器加工
- ・各種ネジ、釘製品などの計量およびパック包装作業
- ・家庭台所用品などの組み立て・包装・箱詰め作業
- ・文房具用品などの値付け・包装・箱詰め作業
- ・イベント用レンタル商品のクリーニング
- ・その他不定期作業など

#### 2) 施設外作業

知識と技能の獲得に加え、多様な作業工程と役割意識の経験や体得を目的として、下記のような実際の現場での作業訓練に、利用者3～4名と支援者がチームを編成し取り組んでいます。

- ・長居障害者スポーツセンターにおける清掃作業
- ・アミューズメント施設での清掃作業

#### 3) 体験実習

より実践的な作業の体験と、就労先を想定した作業環境を体験することで、就労への意識や意欲を高めるとともに、利用者の潜在能力の発揮を支援します。体験実習業務には、接客業務、清掃業務、バックヤードでの商品分類、組立て・袋詰め作業、調理現場での業務があり、それぞれの適性や希望に応じた実習を行っています。

- ・福祉施設や保育施設における実習
- ・大型スポーツ用品店での実習
- ・イベントツールレンタル会社での製作作業実習
- ・その他、製造業・清掃業・接客業などの各種の実習

#### ②生活支援

利用者の自立生活を支援するため、個々の特性に見合った適切な生活支援を行っています。支援に際しては、一日のスケジュールを明確にして、望ましい生活規律への意識付けを保てるようにするとともに、利用者それぞれが抱える生活上の諸問題をいち早く把握し、解決に向けたきめ細かい支援を行っています。

- ・家族や関係者との面談や家庭訪問（必要に応じて）による助言と支援
- ・マナー、挨拶、身なり等の習得に向けた助言と支援
- ・年1回の身体測定、レントゲン診断と年2回の健康診断に基く医師による健康状態の把握と助言等の健康管理のサポート
- ・栄養士の指導に基づくバランスの取れた昼食の提供と給食委員会の開催

利用者の社会生活を高め、当施設での生活を豊かであるおいのあるものとするためにも、レクリエーションに参加する機会を提供することは大切です。当施設では、季節の移り変わりを視野に入れながら、次のような行事やレクリエーション活動を実施しています。

- 花見の会、春季レクリエーション、秋季社会見学、年末懇親会
- スポーツフェスタや障協アート展への参加、防災訓練、栄養勉強会

就職者交流会、就職者激励会、給食委員会、地域清掃、クラブ活動、新年会  
消防避難訓練、部署別学習、月初めの会、月終わりの会など

なお、再就職の困難な利用者や、定着しつつも家庭基盤の脆弱な利用者については、家庭事情などを考慮して、関係機関や関連施設（通勤寮や生活支援センター、生活施設、居宅・相談支援・自活支援事業者などと連携し、グループホームや単身等での地域生活を想定した具体的な支援や情報提供を行っています。

#### ③就労支援

利用者それぞれの適性に合わせ、就労支援に向けた多様な取り組みを行っています。

- ・就職者ガイダンス事業への参加
- ・合同面接会、ブロック別面接会への参加
- ・企業訪問の実施
- ・就職者激励会の実施
- ・就職者交流会の実施
- ・通勤や居住に関するサポート
- ・家庭訪問
- ・就業継続や離職後に関するアドバイス支援
- ・グループ就労への働きかけ

いずれの取り組みも、就労支援において効果が期待できることから、今後も引き続き行います。障害のある方が就労し、継続的な社会経済活動を行い、就労後の職場において定着が図れるかどうかは、大変重要なポイントです。「就労」を支援の到達点と考えるのではなく、就労後の継続支援や離職時のフォローにもきめ細かく対応します。

また、グループによる実習は顔見知りの利用者や職員と作業を行える安心感から、就労に対する自信を深め、定着率への向上が見込めるため、今後は制度等を利用したグループ実習からの就労移行支援を検討したいと考えています。

#### 4. 事業の沿革

1975 (昭52) 年 11月	知的障害者通所授産施設として開設。
1995 (平7) 年～1998 (平10) 年	「障害者就労支援事業」の実施。
2003 (平15) 年 4月	定知的障害者通所授産施設として支援費対象施設の指定を受ける。
2004 (平16) 年 5月	「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業」の実施。
2005 (平17) 年 3月	「離職した障害者の授産施設及び更生施設への受け入れ事業」。
2006 (平18) 年 6月	「ジョブライフサポーター登録派遣事業」(大阪府委託事業)
2006 (平18) 年10月	障害者自立支援法による旧法施設支援の指定を受ける。
2007 (平19) 年 4月	「旧法指定施設にかかる他障害者受入事業」の実施。

## 5. 事業のひろがり

障害者福祉をめぐるっては、2003(平15)年度から支援費制度が導入され、措置制度から、「利用者の自己決定と自己選択を尊重した利用者本位のサービス」を提供する仕組みに大きく転換しました。また、2004(平16)年10月には地域生活と自立支援を柱とする「今後の障害者保健福祉施策(改革のグランドデザイン)」が発表され、その実現のため、2006(平18)年4月に「障害者自立支援法」が一部施行されました。

さらに、2006(平18)年度からは「指定管理者制度」に加え、「障害者自立支援法」が10月に施行実施され、施設などの体系の大幅な見直しが進められ、2007(平19)年度から本格的な実施がされているところです。新事業体系への移行については2012(平24)年3月末までの移行猶予期限がありますが、大阪市の施策との整合性を図りながら大阪市との協議により進める予定です。

この施行により地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められており、報酬の設定にあたっては、一般就労への移行実績や目標工賃の達成度を評価する仕組みが導入されるため、準備訓練の場、経済的自立の支援といった授産活動の成果が強く問われています。このような状況の中、施設としての独自性を発揮するため、以下のような新規事業を行なっています。

- ① 簡易トムソン機器を導入することにより、授産科目における選択の幅を広げるとともに、機器取り扱いの手法と技術の獲得により職域の拡充を目指しています。
- ② 就労前実習の場の確保と授産事業の拡大と工賃の増収を目指す観点から、長居障害者スポーツセンターとの連携により、施設における清掃業務を行っています。
- ③ 他施設・他機関との協働の視点から、企業や能力開発校などとのネットワークを活かし、箕面事業団、ワークセンター豊中、豊中障害者就労雇用支援センターとの協働によって、アミューズメント施設での委託清掃作業を行っています。
- ④ 第1号職場適応援助者(ジョブメイト)養成研修を実施する特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワークやNPO法人大阪障害者自立生活協会など、労働関係機関との連携により、職場体験実習などを効果的に取り入れ、職業適性の評価のもと、企業での雇用に向けた支援を段階的なプログラムを組んで実施しています。
- ⑤ 就労や社会経済活動の場を希望する在宅の障害者に広くその機会を提供できるよう、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業」の実施、「離職した障害者の授産施設及び更生施設への受け入れ事業」を継続的に行なうとともに、新たに「旧法施設支援(通所)に係る他障害受入事業」を開始したところです。
- ⑥ 大阪市では、「大阪市障害者福祉計画」において、入所施設利用者の地域生活移行の目標数値やその考え方、実現のための方策を示していますが、地域生活移行を進める課題として、ア) 障害者の地域での自立生

活促進に向けての意識づくり、イ) 地域生活移行を支援する仕組みづくり、ウ) 地域で暮らすための受け皿づくり、を掲げています。また、2006(平18)年度から金剛コロニー等入所者のグループホーム等への移行にかかる諸支援を一体的に行なう「地域移行支援センター事業」が実施されています。

当施設でも昨年度から2名の方に対して、入所施設からの受け皿として、地域生活移行における社会的経済活動や日中活動の場を提供しています。

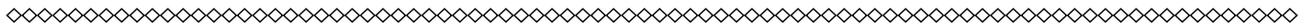
## 6. 今後の展望

「事業のひろがり」の項で述べたように、2003(平15)年度からの支援費制度導入以降、障害者福祉をめぐる状況は、特にこの数年めまぐるしく変化しており、今後とも予断を許しません。「障害者自立支援法」の動向については不安定要素も多く、事業者数の増加や利用料の負担などにより、選択肢の幅は広くなりましたが、利用希望者の減少傾向があるのも事実です。加えて、社会構造の変化などにより、製造業などの不振と海外への流出により授産作業種目の変更や工賃収入の減少など、課題は山積しており、福祉と経営の両立がますます困難な状況です。

厚生労働省では、就労を促進する施策として、都道府県労働局あてに、改正障害者雇用促進法、障害者自立支援法及び改正学校教育法を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るための取組として「改正連携通達」を発出し、「障害者就労支援基盤整備事業」、「地域障害者就労支援事業」の実施や、各種助成金、特に障害者能力開発助成金第4種(グループ就労訓練請負型・実習型)や、障害者の雇用率未達成企業の納付金の支払義務の範囲を中小企業へも広げたり、障害者の賃金アップ支援のため、発注増企業などに「税控除」を行うなど、基盤整備を図ろうとしています。

これまで、授産施設は受注作業や自主生産を通じて就労を目指し、全国規模で社会経済を支えるという重要な役割を担ってきました。これからも、授産事業内容の点検と見直しは言うまでもなく、訓練通過型で一定期間の有期限の中で、グループ実習からの就労移行支援など様々な制度を活用して、利用者の社会参加の促進に貢献したいと考えています。今後ますます制度が多様化する中で、従来から言われているように、施設の機能と役割を發揮し、在宅の障害者をはじめ、中・高校生や大学生、専門学校生、社会人などの実習や国際協力機構などからの研修を積極的に受け入れていきます。

また、他施設・他機関との情報交換・交流・情報共有の視点から、地域の身体障害者・知的障害者・精神障害者の通所施設および入所施設、作業所、養護教育関連諸学校、職業訓練機関などと連携し、情報交換や体験実習、就労前実習、授産作業の共有化などに努めて参りたいと思います。



## 「法人設立30周年に寄せて」

神村 昌彦

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会様において、このたび30周年記念を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。30年もの長い間、障害を持つ子たちが就労により社会参加し、そしてその子たちが一日でも長く就労と社会参加を持続させるための支援事業を山あり谷ありの中で活動を続けてこられましたことに対し、障害の子を持つ親として何よりも心強く感じ、お祝いと感謝の気持ちを表する次第であります。

私共の次男は3歳のころ脳炎を患い、前脳にできたわずかな影は、20年間、消えることはなく、その脳細胞の障害により記憶障害と脳が疲れると起こる全身痙攣という症状を持つ、知的障害と診断されました。たとえ読み書きの能力やコミュニケーションのレベルに違いがあっても、健常者の子たちの近くにとにかく居れば仲間にならざるを得ない、付き合いが始まると安易に考えておりました。でもそれはかえって息子に辛い思いを強いてしまっていることに気がつきました。こうした現実を受けとめた時、20歳になり、これからの息子の将来を考えた時、私共は障害者手帳を申請することを選択しました。私共家族と千里作業指導所様との出会いは、今から3年前のその時に始まります。

千里作業指導所ではまず先生と本人面談による社会適応性、作業遂行性等の職能評価を受け、指導目標を本人と設定しました。息子の場合は聞いたことを手帳に書く、そしてわからない時は手帳を見るという目標でした。その後、数える、並べる、より分ける、詰めるといったグループによる簡易作業をしながら職能訓練が始まりました。

担当の先生が決まり、就労への意欲と、就労に必要な体力・持続力・基礎的能力を優しく、熱心に指導していただきました。そして次はトライアル雇用といって一般の会社の協力を得て実際に会社の中で片付け、掃除、清掃、運搬といった仕事をさせてもらいました。千里作業指導所の場合、ジョブコーチと言ってその会社と一緒に同じ仕事をしながら、就労生活を指導してもらおう仕組みがあります。

ジョブコーチの人と会社の人に息子の仕事ぶりを見てもらいそこでの就労ができそうかを見てもらうわけです。息子の場合、2つの会社でトライアル雇用を経験させてもらいました。とにかくまじめに続けながら、就労の機会を待ちました。

そして、ついに今の会社に就労が叶ったわけです。千里作業指導所の所長様他皆様方のあたたかく、熱心な指

導支援の賜物であり、改めてここに厚くお礼を申し上げます。さて、息子の場合は幸いにして就労の機会をいただきましたが、本当に多くの障害者の方々が昔も今も就労を通して社会参加を望んでおられることと思います。そして、そのことを実現していくためには次のような課題・問題があることを千里作業指導所様から聞いております。

1. 就労を支援する関係機関の連携強化が更に必要なこと、トライアル就労となる仕事の発掘や障害者受け入れに協力してくれる会社をもっと増やすこと。

2. 就労し、社会参加した人の定着化を具体的にどのように促進するかということ。と理解しております。さらには、息子のような知的障害者の子を持つ親として、

1. 身体障害に比べて知的障害の評価や支援プログラムの整備が遅れていること。

2. 就労を継続するための様々な雇用手続きや障害者手帳の更新手続きが複雑で親が居なくなった後もその手続きを代替してくれるしくみに不安があること。など、昨今は新しい課題・問題が増えていることも感じております。

最後になりますが、こうした数々の課題・問題の解決に向けて、これからも社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会様、千里作業指導所様を中心となって障害者の就労支援活動を継続していただけることを切に希望し、又、私共も微力ではありますが協力させていただく強い気持ちでいることをお伝えしまして、30周年記念に寄せての言葉とさせていただきます。



# 大阪市立此花作業指導所



## 1. 設立の経緯

1977（昭52）年、吹田市に知的障害者通所授産施設として千里作業指導所が開所したのをかわきりに、中央授産場が知的障害者福祉法による援護施設に種別変更され、さらに通所更生施設としては、あさひ希望の里、いわき学園更生指導所が開設され、大阪市においても施設整備が行なわれました。

その中で、大阪市が1984（昭59）年度事業として、大阪市此花ユースセンター跡地に、此花勤労青少年ホーム、此花作業指導所を含む複合施設として建設し、1985（昭60）年6月1日から当協会が運営を受託しました。

## 2. 施設概要

名 称	大阪市立此花作業指導所
設 立 主 体	大阪市
運 営 主 体	(指定管理者) 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所 在 地	大阪市此花区四貫島2丁目26番17号
設 立	1985（昭60）年6月1日
定 員	40名（男、女）
施設の種類	知的障害者通所授産施設
施設の規模	① 敷地面積 1223.78㎡ ② 建物面積 636.71㎡ ③ 構 造 鉄筋コンクリート造り2階建ての1階部分
職 員	10名 施設長1名、指導員8名（非常勤3名含）、嘱託医1名

### 施設の目的

知的障害者福祉法に基づき、18歳以上の知的な障害のある人たちの社会経済活動の場を提供し、その自活に必要な訓練を行なうとともに職業を与えて自活させることを目的とします。

### 対 象 者

当所へ自力通所できる、原則として大阪市に在住している18歳以上の知的障害者

## 3. 事業概要

### (1) 運営方針

利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を実現し、

「そのひとらしく豊かで自立した生活」が過ごせるよう、「主体性の尊重」「権利擁護」「地域生活の推進」を基本方針として、利用者のニーズ、障害状況、能力などに応じた、現実的かつ適切な個別支援プログラムを策定し、関連機関との連携により、「企業就労移行への支援」や「福祉的就労の場への移行支援」に努めるとともに、就業生活を維持させるための支援を積極的に行っていきます。

### (2) 指導内容

#### ① 就労支援

個々のニーズを反映した個別支援計画に沿って移行支援を実施していきます。企業就労と職場定着指導は、障害者就職準備訓練事業や障害者トライアル雇用事業など職場体験を目的とした体験実習や就労を前提とした企業実習に積極的に取り組んで実施していきます。また、在宅で求職活動ををする知的障害者のために「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」を実施していきます。

- ア 職業安定所を通じた企業訪問を実施し、職場開拓を行ないます。
- イ 求人情報誌の活用により当所独自の職場開拓を行います。
- ウ 既就職者の職場訪問・家庭訪問を必要に応じて実施し、職場定着できるよう継続的援助指導を行ないます。
- エ 企業と提携し、施設外作業体験実習、就労前実習を実施し、企業就労への動機付けを行ないます。
- オ 障害者就職ガイダンスに参加し、希望コースの専門家の指導を仰ぎ、企業就労への準備を行ないます。
- カ 就職面接会への参加をすすめます。
- キ 職業適性検査を受ける人に付き添います。

#### ② 作業支援

作業を行なうことを通じて、社会経済活動に参加していることを自覚し、自立心を養うように働きかけるとともに、支援方法を工夫して、働く意欲と生きがいを持てるような作業訓練とします。

##### ア 施設内作業

指導所内において知識と技能の獲得を目的として受注作業・自主製品の作業を通して作業訓練

に取り組みます。

- イ 施設外作業  
知識・技能の獲得に加え、多様な作業工程と役割意識の経験・体得を目的として、施設外での作業訓練に取り組みます。
- ウ 体験実習  
実践的な作業の体験と、就労先を想定した作業環境を体験することで、就労への意識や意欲を高めるとともに、利用者の潜在能力の発揮を支援します。
- ③ 生活支援  
支援に際しては一日のスケジュールを明確にして適切な生活規律への意識付けを保てるようにするとともに利用者それぞれが抱える生活上の諸問題をいち早く把握し、関係機関や関係施設・事業者と連携して解決に向けたきめ細かい支援を行いません。
- ア 家族との定期面談や家庭訪問（必要に応じて）による助言と支援
- イ マナー、挨拶、身なり等の習得に向けた助言と支援
- ・医師による健康管理のサポート
  - ・年1回の身体測定・レントゲン診断／年2回の健康診断
  - ・健康状態の把握と助言
  - ・保健センターの講師招聘による指導助言
- ④ その他の指導  
クラブ活動（手芸クラブ スポーツクラブ 芸術クラブ）
- ⑤ 訓練  
消防訓練年2回  
（子ども子育てプラザ、はばたく会と合同）
- ⑥ 主な年間行事
- |     |  |
|-----|--|
| 1月  | 就職者交流会                                 |
| 3月  | 消防訓練                                   |
| 4月  | お花見の会                                  |
| 5月  | 中之島まつり出店 健康診断                          |
| 6月  | 施設外交流（四貫島小音楽鑑賞会）                       |
| 7月  | グループ別レクリエーション                          |
| 9月  | スポーツ大会 防災訓練<br>パフォーマンス見学<br>チューリップ植え付け |
| 10月 | 健康診断 秋レク（社会見学）                         |
| 11月 | 此花作業指導所まつり                             |
| 12月 | 年末お楽しみ会 大掃除                            |

#### 4. 事業の沿革

##### 1985（昭60）年

- |    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 3月 | 開設準備室発足                             |
| 5月 | 大阪市より運営を受託、福祉事務所に募集要綱発表<br>応募者の受理面接 |
| 6月 | 受理面接、竣工式、開所（男20名 女20名）              |

##### 1991（平3）年

- |     |               |
|-----|---------------|
| 4月  | 手織り導入         |
| 12月 | 此花指導所まつり（第1回） |

##### 1992（平4）年

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 5月 | 中之島まつりに“手織り”出店（第1回） |
|----|---------------------|

##### 1993（平5）年

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 2月  | 社会見学（第1回）           |
| 10月 | 運動能力テスト（スポーツセンター）実施 |

##### 1994（平6）年

- |    |      |
|----|------|
| 5月 | 嗜好調査 |
|----|------|

##### 1995（平7）年

- |    |                      |
|----|----------------------|
| 8月 | 小・中・高生を対象に“体験スクール”実施 |
| 9月 | 十周年記念行事として宿泊訓練（白浜温泉） |

##### 1996（平8）年

- |     |   |
|-----|---|
| 4月  | 父母へのアンケート（家庭での通所生の状況）父母懇談・ケース会議をもとに、訓練プログラム作成 |
| 12月 | 所外作業（郵便局）実施                                   |

##### 1997（平9）年

- |    |              |
|----|--------------|
| 6月 | 冷暖房機入れ替え門扉改修 |
|----|--------------|

##### 1999（平11）年

- |    |              |
|----|--------------|
| 7月 | 貨物車購入（寄付による） |
|----|--------------|

##### 2000（平12）年

- |    |                  |
|----|------------------|
| 3月 | 床張替え工事、カーテン取替え実施 |
|----|------------------|

##### 2003（平15）年

- |    |          |
|----|----------|
| 3月 | プレハブ倉庫設置 |
|----|----------|

##### 2005（平17）年

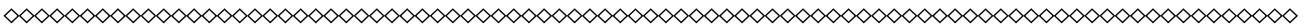
- |    |          |
|----|----------|
| 3月 | 更衣室内装工事  |
| 4月 | 給食業務外部委託 |

##### 2006（平18）年

- |    |   |
|----|---|
| 4月 | ・指定管理者としての運営開始<br>・舞洲障害者スポーツセンターの定期清掃作業開始 |
|----|---|

## 5. 課題

2006（平18）年4月より障害者自立支援法が施行され、また当所は指定管理者としての運営を行なうようになりました。指定管理者として地域支援の役割を果たしていくことが必要となっており、当所を利用される方が住み慣れた地域での生活を実現していく為に、他の関係機関や協会内施設との連携をとり自立生活を支援していかなければなりません。企業就労・福祉的就労への取り組みと定着化への支援、グループホーム等の利用によって、本当の意味での自立を支えていくことが課題となっていきます。



## 30周年によせて

武智 保博

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が設立30周年を迎えられますことを心よりお祝い申し上げます。

私の息子は養護学校を卒業して市内の無認可作業所に約2年間通所しましたが、地元で市立此花作業指導所の開所を知り、早速入所させて頂きました。重度知的障害で自閉も強く会話もほとんどできません。果たしてなじめるのかと心配でしたが、指導員や職員の方々の熱心な指導のお陰で仲間達と一緒に楽しく仕事に取り組み毎日喜んで通所するようになりました。仕事の中も拵がり簡単な手仕事から、さをり織りをしていると聞いた時は驚きました。親の知らない息子の可能性を引き出してくれたことに深く感謝しています。生活面では、偏食が少しずつ改善し、食事のマナーもよくなり、食後の片付けもきちんとするようになりました。

永い指導所通いも2006（平18）年3月末で残念ながら契約期限満了で退所することになりました。本当に永い間お世話になり有難うございました。

2006（平18）年4月1日より隣の此花区はばたく福祉会作業所（現 地域活動支援センターはばたく）に入所しました。規模は小さいですが、地域のお母さん方の大変な努力のお陰で立ち上がった作業所で、家庭的な雰囲気の中すぐに皆さんと溶け込んで毎日楽しく作業やレクリエーションでがんばっています。

今のような生活がいつまで続けられるか先行きが案じられます。できればずっと一緒に生活し、家から作業所に通わせたら本人も親も安心するのですが、高齢化が進みそれも時間の問題です。今の支援法の元で色々なガイ

ドラインが示されています。グループホーム、ケアホーム、施設入所等一果たして近くに息子に適した場所があるのか？安心してそこで暮らせるのか？未知数でいっぱいです。これからは、親の元気なうちに、将来の道筋を探してやるのが親の責任だと痛感しています。一人ではなく多くの親達と取り組んでいきたいと思っています。



# 粉浜作業指導所



## 1. 設立の経緯

1977（昭52）年8月、永年の懸念事項であった社会福祉法人化に伴い、従来の住吉庇護工場は住吉共同授産場に改称し、社会福祉事業法による授産施設として運営することになりました。この種の小規模作業所は今後増加すると思われ、その後のモデルとなる施設運営を目指しました。しかし、社会福祉事業法による授産施設のため、対象者が精神障害者、身体障害者及び低所得者となっており、障害者福祉専門の施設として位置づけられておらず、事務費の支弁のみで財政的に逼迫し、本部の助成を受けるようになっていました。

1983（昭58）年より、南海電気鉄道本線の高架工事により生じた高架下の空間を活用し、身体障害者関係施設建設の計画が具体化。

1984（昭59）年7月「社会福祉法人大阪市障害更生文化協会」が施設の建設及び運営を行うことを決定。

1985（昭60）年3月25日の理事会で、身体障害者授産施設の運営計画について、次のような説明があり、承認。

「身体障害者の各種授産施設は大阪市内では、大阪市中央授産場、希望の園、とどまつ園の3ヶ所、定員120名である。入所定員が少なく、ニードが高いため、大阪市の用地斡旋を受け、建設運営する旨の指導があり、1985（昭61）年度に施設を開設する。」

用地は住吉区粉浜で、南海電鉄本線高架下、定員は30名である。身体障害者授産施設建設に伴い、従来の住吉共同授産場は廃止の方向で確認。

1985（昭60）年5月厚生省に届出。第1種社会福祉施設として決定。

1985（昭60）年7月18日の理事会で、身体障害者授産施設事業計画を予算として、鉄筋コンクリート造1階建て706.90平方メートル、工事費1億3800万円について説明があり、承認。

1985（昭60）年11月南海電気鉄道株式会社と大阪市の間で用地使用貸借契約を締結。建築に着手。翌年3月建物竣工。

1986（昭61）年3月22日の理事会で定款の一部が変更され、粉浜作業指導所の設置運営が事業目的に加えられ、これに合わせ、1986（昭61）年5月31日付けで住吉共同授産場の一時休止を承認。

## 2. 施設概要

名称	粉浜作業指導所
設置主体	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市住吉区東粉浜2丁目15-7
設置年月	1986（昭61）年6月1日
定員	30名（男・女）
施設種別	身体障害者通所授産施設
施設規模	① 敷地面積 1,136.82 平方メートル （通路敷用地含む） ② 延床面積 701.45 平方メートル ③ 構造 鉄筋コンクリート （一部鉄骨造平屋建）
職員	10名 施設長1名 指導員6名（非常勤1名含） 調理員等2名（非常勤） 医師（嘱託）1名

### ● 施設目的

身体障害者の自立更生の促進を目的として、保護者および関係機関と連携を保ちつつ、各入所者の特質や障害の状況の把握に努め、作業能力の開発と向上を図ると共に、生活指導にも力を注ぎ、就労に必要な知識と技能及び社会適応能力の習得を目的とした指導を行います。

### ● 対象者

- ① 単独通所可能な原則満18歳以上の障害者
- ② 主に大阪市内に居住する者
- ③ 作業可能な身体状況にある者
- ④ 集団生活に著しい支障の無い者

### ● 入所期限

入所時に決定。（原則として3～5年）延長については就労の機会や家庭の状況等やむを得ない事情で当所が必要と認めた場合、延長することがあります。

### 3. 事業概要

#### (1) 運営方針

障害の軽重にかかわらず自立生活を達成するため、適宜カウンセリングや社会資源および制度の情報提供、ディスカッション等を実施し、当事者が快適な生活を獲得できるよう努めます。

#### (2) 指導内容

##### ①生活指導

障害の原因、年齢、家庭環境が多様化しており、ケースに応じた個別の支援計画が重要であると認識し、施設内における指導にとどまらず家庭との連携の下、生活全般における指導を実施していきます。

また、機関紙「FUTURE」を毎月発行し、施設の方針や様子を伝え、家庭との連携に努めます。

ア) 主体性を養成するため各種委員会を設置し、自主企画運営し、通所者の要望を直接反映できるように努めます。

- ・給食委員会  
嗜好調査、献立要望、調理実習等
- ・行事委員会  
郊外レクリエーション等の企画立案、要望調査
- ・新聞委員会  
機関紙「FUTURE」の原稿募集、記事企画

イ) 毎年1回程度、保護者懇談を実施し、家庭と密に連携して課題の克服に努めます。

##### ②作業指導

各通所者の障害の把握に努め、データに基づいて、課題および評価を明確にし、残存能力の向上および潜在能力の開発に努めます。また、企業に近い環境を提供し社会就労を促します。

- ア) 簡易作業……アルミ材包装、注口キャップ箱入、ノベリティグッズ自主生産
- イ) 情報処理……HPサイトの構築/委託保守、データ入力、オークション利用古物販売、簡易プログラム開発
- ウ) 珈琲焙煎……自主生産珈琲焙煎及び販売

##### ③訓練

消防訓練 年1回 非難訓練 年1回

##### ④年間行事

- 1月～ 3月……北粉浜小学校鑑賞会参加、健康診断、住吉中学校卒業生社会見学受入
- 4月～ 6月……郊外学習、消防訓練
- 7月～ 9月……生根神社夏祭巡行見学、住吉神社住吉踊り見学
- 10月～ 12月……郊外レクリエーション、北粉浜小学校社会見学受入、粉浜作業指導所祭り、年末懇親会、消防非難訓練
- 毎月実施……地域清掃、新聞発行

### 4. 事業の沿革(現在も継続中のものは初年度のみ記載)

1986(昭61)年 5月	オープニングセレモニー
6月	開所
1986(昭61)年 12月	年末懇親会行事開始
1988(昭63)年 11月	郊外レクリエーション開始
1990(平 2)年 1月	餅つき大会(平成11年迄)
1991(平 3)年 4月	日本車イスマラソン応援
1991(平 3)年 7月	生根神社夏祭巡行見学開始
同月	住吉神社住吉踊り見学開始
1995(平 7)年 4月	情報処理部門事業開始
1996(平 8)年 3月	リフト車導入(助成事業)
1997(平 9)年 2月	バリアカー改修(助成事業)
2003(平15)年 7月	コーヒー焙煎機購入
同月	コーヒー焙煎部門事業開始
2007(平19)年 4月	ノベリティグッズ自主生産開始

### 5. 付帯事業

粉浜作業指導所分場「中津サテライトオフィス」運営(別記)

### 6. 課題

現在、障害者福祉の分野では障害者自立支援法への移行、及びその後の介護保険制度との統合と、激動の時代を迎えています。

このような時代の変革期には、これまでの福祉の既成概念に囚われない、新しい視点からの対応が必要になります。

施設としても独自の特徴を打ち出し、特に①就労支援、②工賃UP、③地域移行のどれかの機能を持たなければ施設としての使命が果たせなくなると考えられます。

また特に、当施設は、通所の授産施設としての通過施設であり、当事者が「住み慣れた地域で自立した生活をする」ために必要な生活全般にわたる支援を施設単独では、制度的にも環境的にも行えない。

このため、これからの支援は個々の施設が特徴を持ち、連携したサービス体制を構築しながら、トータルとして総合的な支援を行うことが重要であり、当施設もその一翼を担える施設として機能し続けるように取り組みます。



## すごく変わってきているよ

粉浜作業指導所  
井ノ上 徹

私は平成5年に粉浜作業指導所に入りました。高校のときバイクで転倒して右半身に障害が残って、何か出来ないかと粉浜にきました。色々な作業をしました。

最初は、第一事業部で自転車錠の組立で、広田指導員に色々教えてもらいました。その後、平成8年に中津サテライトオフィスからデータ入力の仕事に来て、1年間データ入力をしていました。翌年には正式に第二事業部として情報処理課が出来て、脇田指導員の下で名刺印刷をしました。当時は名刺を印刷した後、手で紙を切ったりしました。翌年には脇田指導員も中津サテライトオフィスに異動し、私もしばらくして粉浜作業指導所を辞めました。

その後、西成WINGでイラストレータの勉強をして、就職することが出来ました。でも会社の調子が悪くなったので、依頼退職しました。そして、もう一度、粉浜にお世話になることになりました。

今の粉浜は、昔に比べ作業場がすごく広くなった気がします。きっと使ってない棚や物が無くなってスッキリしたからです。それに昔の自転車錠やミシンの仕事も無くなっていました。日清の仕事はありますが、今年は大分少なくなっています。

そのかわりアルミカップの袋入れなど、新しい仕事が増えています。今度、自主生産としてノベルティグッズ(景品など)の製造と販売を始めるそうです。

それに、第三事業部としてコーヒー事業部が出来ています。毎日、煎りたての美味しいコーヒーを飲んでいきます。コーヒーは契約している店や近所の人が買いに来ます。今年はノベルティグッズと共にインターネットを使って、通信販売を始めるそうです。

私は今、イラストレータを使ってホームページを作ったり、インターネットを使って古本の販売するのを手伝っています。

(阿部追記)

時代の流れの中、開設当初からの作業は淘汰され変わってきました。

社会福祉施設の存在意義も、また福祉自体の考え方も変わってきています。

今回、寄稿頂いた井ノ上徹さんも、時代の変遷を、自身で体感されているようです。

措置費制度から支援費制度、そして現在の自立支援費制度へと制度が移り変わる社会状況の中で、「福祉とは？」という問いに、昔ながらの回答では対応できない時代になっていると感じています。

そんな時代の中、昔の利用者が来て、ゆっくり会話し、そして日常に帰っていく。そんな、やわらかい存在に粉浜作業指導所がなれたらと願っています。



# 中津サテライトオフィス



## 1. 設立の経緯

1991（平3）年3月23日の理事会において大阪市の指導で身体障害者粉浜作業指導所の分場「中津サテライトオフィス」定員10名を北区中津の大淀保健所跡地に建設する旨の説明がありました。詳細は国庫補助金の承認を待ち、次の理事会で再度説明し、承認を求めることが了解されました。（「中津更生園」に関しては別紙）

1991（平3）年6月29日の理事会で中津サテライトオフィスの建設について説明。

大阪市の貴重な土地の有効利用、中津地域という立地条件を生かす方策、協会の事業展開等の観点から知的障害者更生施設を2階部分にまとめ、地階に食堂を設置すると1階部分が他の事業に利用できるのを、当協会は身体障害者通所授産施設として粉浜作業指導所を設置運営し、自転車の錠前の組立加工や簡易作業を中心に運営しており、かねてから付加価値の高い情報処理関連業務への移行を検討していました。

一方、厚生省では、1990（平2）年9月28日付社会局長通知で、分場方式を認める見解がされました。そこで、1階のスペースでコンピュータ機器を活用した情報処理作業で通所授産施設定員10名を、粉浜作業指導所分場「中津サテライトオフィス」として知的障害者施設と併設して建設することとしました。この施設は分場方式の全国一番目であり、厚生省でも大変注目されました。

1992（平4）年9月1日に開設準備室を発足させ、円滑な事業開始を目指しました。

1993年（平5）年4月1日事業開始。

## 2. 施設概要

名称	粉浜作業指導所分場中津サテライトオフィス
設置主体	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市北区中津1丁目4-10
設置年月	1993（平5）年4月1日
定員	10名（男・女）
施設種別	身体障害者通所授産施設分場
施設規模	① 敷地面積 571.05 平方メートル ② 延床面積 268.36 平方メートル ③ 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階

上記の内地下1階地上1階部分  
職員 3名  
指導員 3名（非常勤1名含）

### ● 施設目的

勤労意欲を持ちながら、一般就労が困難な身体障害者に情報処理に関する知識や技能を指導して「就労に必要な能力の開発」「就労に向けた実地訓練」等を行うとともに「就労の場」を提供して職業自立に寄与することを目的とします。

また、関係機関と連携し、各入所者の特質や障害の状況の把握に努め、作業能力の開発と向上を図ると共に、生活指導にも力を注ぎ、社会適応能力の習得を目的とした指導を行います。

### ● 対象者

- ① 単独通所可能な原則満18歳以上の障害者
- ② 主に大阪市内に居住する者
- ③ 作業可能な身体状況にある者
- ④ 集団生活に著しい支障の無い者

### ● 入所期限

原則として5年。延長については就労の機会や家庭の状況等やむを得ない事情で当所が必要と認めた場合考慮することがあります。

## 3. 事業概要

### (1) 運営方針

障害の軽重にかかわらず自立生活を達成するため、適宜カウンセリングや社会資源および制度の情報提供、ディスカッション等を実施し、当事者が快適な生活を獲得できるよう努めます。

### (2) 指導内容

#### ① 生活指導

障害の原因、年齢、家庭環境が多様化しており、ケースに応じた個別の支援計画の必要性を認識し、施設内における指導にとどまらず家庭との連携の下、生活全般における指導を実施しています。

ア) 主体性を養成するため厚生会を設置運営し、通所者の要望を直接反映できるように努めています。

・社会見学、郊外レクリエーション等の企画立案、要望調査

イ) 法人内施設「ピア大阪」を利用し宿泊体験事業を実施し、自立生活を体験します。

ウ) 適宜、当事者懇談を実施し、家庭との密に連携して課題の克服に努めます。

## ② 作業指導

各通所者の障害の把握に努め、データに基づいた課題および評価を明確にし、残存能力の向上および潜在能力の開発に努めています。また、企業に近い環境を提供し社会就労を促します。

情報処理

各種入力業務

システム開発業務

業務委託運営代行

講習会の受託 / 開催

経理関連業務

ネットワーク設置 / 設定業務

サイト構築 / 運営代行

## ③ 訓練

消防訓練 年1回 避難訓練 年1回

## ④ 年間行事

4月～ 6月……郊外学習（ビジネスショー見学）、健康診断

7月～ 9月……合同企業説明会

10月～ 12月……郊外レクリエーション

年2回 実施……消防避難訓練

## 4. 事業の沿革

（現在も継続中のものは初年度のみ記載）

1993（平 5）年 4月 オープニングセレモニー  
4月 開所

1994（平 6）年 4月 ダウンサイジング化取組

1995（平 7）年 4月 インターネット事業開始

1996（平 8）年 11月 レクリエーション事業開始

1997（平 9）年 2月 宿泊体験（平成 11 年迄）

1999（平 11）年 2月 リフト車導入（助成事業）

2004（平 16）年 4月 バーチャル工房事業開始

## 5. 付帯事業

粉浜作業指導所運営（別記）

## 6. 課題

現在、障害者福祉の分野では障害者自立支援法への移行、及びその後の介護保険制度との統合と、激動の時代を迎えています。

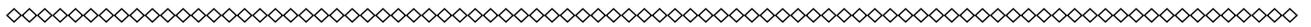
このような時代の変革期には、これまでの福祉の既成概念に囚われない、新しい視点からの対応が重要になる。施設としても独自の特徴を打ち出し、特に①就労支援、②工賃UP、③地域移行のどれかの機能を持たなければ

施設としての使命が果たせなくなると思われます。

特に本施設は重度の身体障害者が多く、将来の生活支援については、協会内外の特徴のある施設が、連携したネットワークを通じて総合的な支援を行う必要があると思われます。

このため連携したサービス体制を構築しながら、トータルとして総合的な支援を行うことが重要であり、当施設もその一翼を担える施設として機能し続けるように取り組みます。

また、府下居住の退所者には、より広域的な対応が必要になり、諸制度・社会資源の整備が望まれます。



## 「中津さん、儲かりまっかー」

中津サテライトオフィス  
吉永 昭吾

中津サテライトオフィスは1993（平5）年4月に開所しました。職場に通勤する事や職場の設備環境の問題などで、就労が難しい障害のある人に「仕事をして稼ごうぜ〜」を合言葉に指導員も授産生も、共に頑張っている施設です。仕事の内容は「ITや情報処理の業務」で、システム開発や講習会の運営、データ入力、データ移行、ホームページ作成などの業務を行っています。

立上げの時は、阿部指導員を中心に、とにかくがむしゃらに仕事をして頑張ってきました。できるだけ一般企業と同じように仕事して、収入を得ようと言う難しいテーマにチャレンジしている所が中津サテライトの魅力の1つです。

その中で私はシステム開発やパソコン講習会の講師などの仕事をしてきました。システム開発ではお客さんとの打合せの食い違いや納期の問題があり、意見の衝突はしばしばです。また、パソコン講習会も時代の流れのあわせて講習内容をどのようにするか、いつも頭を悩まします。ひとつひとつの問題に、ひとつひとつ対応するため、所内会議は熱をおびて意見の対立もしばしばです。指導員も止めません。

しかし、これは真摯に良い仕事をするためのこだわりです。こんな所が中津サテライトの真髓だと思っています。

そんな仕事にシビアな中でも、宿泊旅行をみんなで企画して、車椅子で泊れる施設を探して旅行しました。おそらく近畿圏で身体障害に対応した宿泊施設は、殆どの所に行ったと思います。とても楽しく過ごしたのを覚えています。また中津は、淀川の花火大会が建物の屋上から見え、みんなで花火を見ながらワイワイガヤガヤと、にぎわった事も懐かしい思い出です。

その中津サテライトも、もう創立から約14年が過ぎようとしています。今の時代、継続する事は難しく、ここまで続けてきた事は立派だと思います。

とは言え、現実はその甘くはなく、山あり谷ありで、このような施設を運営していくことは大変な事だと思います。

今は、優秀でフレッシュな脇田指導員、松山指導員、井手指導員達を迎え、障害を持つ私達と共に日々頑張っています。

これからも、福祉が厳しくなるご時勢で難儀な事ばかりでしょうが、皆で力を合わせて共に学び、共に働いていしましょう。さあ、儲けるぞ〜



# 大阪市職業リハビリテーションセンター



## 大阪市職業リハビリテーションセンター 22年と今後の展望

### 1. 施設の沿革

#### 1-1. 設立の経緯

1984(昭59)年大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターが大阪市における総合的な基幹施設としてこの地に設置され、大阪市職業リハビリテーションセンターは、1985(昭60)年その構想の一環として、当時としては異例であった福祉と労働サイドをつなぐという職業部門を担って設立されました。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(旧:日本障害者雇用促進協会)の能力開発助成金および大阪市の補助金を得て、厚生労働省(旧労働省)能力開発局所管の特別委託訓練として身体障害に加えてまだ日本では例のなかった知的障害のある人の職業指導を含むものとしての事業が始まりました。

#### 1-2. 事業運営方針と事業計画

これまでの事業展開は、初代所長の関宏之を抜きには考えられないが、「逃げない・言い訳をしない・うやむやにしない」を合言葉に、職員一並びの全員で構え、運営方針としては「将来を見越す先見的な視点」、「事業の資金的な見通しを得ること」、「学術的な理論武装」の三つの方針をあげて取り組んできました。

事業を将来へ方向性を持って展開するために創成期2回にわたって5ヵ年計画を策定し事業への取り組みを行っています。障害のある人々の職業的自立を求めて事業展開を図る上で直面している問題点の抽出を行うとともに、関係機関への提案と周辺領域への働きかけを行い新たな事業を獲得していきました。また時には、事業を推進する上で必要なサービスは財源の確保がなくとも職員の創意で作り出すこともありました。最新の情報には敏感であり、情報の入手に努力しました。さらには関係機関を含む周辺領域とのネットワークの構築に努力し、そうした取り組み姿勢はニーズを開発し、事業の拡充を生み出しました。まさに職リハの22年の事業展開の源はここにあると言えます。現在では大阪市職業指導センターと大阪市障害者就業・生活支援センターの三施設とともに「V-SIEN(Osaka City Vocational Rehabilitation and Self-Independent Encouragement Network)体制」

を創り三施設の総体で独自の支援体制を形成しています。

事業の担い手は職員である。職員一人ひとりの個性を大切に、仕事への志気を高めるための適正配置とともに、その行動と思想を支えるため学術的な理論武装を行いました。そのため職員研修の機会をたくさん持ちました。長期の企業研修やさまざまな経験を積む研修への参加機会を設け、年1回の全員参加の大規模な職員研修には職員一人ひとりが緊張感をもって参加しました。これまでに「社会福祉原論」や「イタリアの社会的協同組合」など福祉の原点を深め、新たな社会資源を開発していく視点などを養ってきています。また、さらに最近では施設使命を果たすために毎年職員一人ひとりのMAP(My Action Plan)を作成し、事業に臨む体制をとっています。

#### 1-3. 施設の概要

名称	大阪市職業リハビリテーションセンター
設立主体	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市平野区喜連西6-2-55
設置年月	1985(昭60)年6月
施設種別	障害者職業能力開発施設
施設規模	①延床面積 1,849.92㎡ ②構造 RC構造 2階建
職員数	31名<2007(平19)年度時点>
所長	1名
総合相談室長	1名
副所長	1名
係長	3名、主任2名、指導員15名
嘱託職員	7名、非常勤職員1名

#### 事業と定員

①能力開発訓練(特別委託訓練)

情報処理科 身体障害者30名(1~2年)



ワーキングスキル科 知的障害者 20名 (1年)



②大阪市委託事業

- ・知的障害者の情報処理訓練事業  
(ビジネスパートナー) 知的障害者 5名 (半年)
- ・補装具・福祉機器普及事業 (援助技術研究室)
- ・バーチャル工房支援事業 (在宅就業支援機関) < 2005 ~ 2007 (平 17 ~ 19) 年時限事業 > 身体・精神障害など 20名
- ・能力開発プロモート事業 < 2006・2007 (平 18・19) 年時限事業 >

③大阪府委託事業

- 「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」  
身体・知的・精神障害者 2ヶ月：250名

2. 事業の軌跡

当センターの事業展開は大きく4つの区分に分けられます。以下に区分毎の事業のウィングのひろがり時系列に概説します。

2-1. 創成期

< 1985 (昭 60) 年 ~ 1989 (平元) 年 > 第 1 期 5 カ年  
大阪市職業リハビリテーションセンターは大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの土地に日本障害者雇用促進協会 (現：高障機構) の第 1 種建物設備助成金 2 億円を受け、1985 (昭 60) 年 6 月 22 日産声をあげました。民間出身の関 宏之が所長として就任し、事業として特別委託訓練、情報処理科 (身体) と紙器製造科 (知的) の二科を構え職員 8 名で事業を始めました。「情報処理」という言葉も耳慣れない頃に、身体障害のある人たちが最先端の情報処理技術を武器に企業就業を果たすという仕組みでありました。プログラマ・販売実務・システム印刷の三コースを配置し、プログラマコースは 2 年間の訓練期間として、平成元年には OA コースと FA コースの二コースを用意しました。一方知的障害者に対してはまだ世間一般に「働ける」という捉え方も無く、事業を展開するフィールドも持たないまま、手探りで職業指導を開始しました。

訓練指導は PWI (Project With Industry) 「企業との連携」の考え方を中心に時宜にあった実践的な職業訓練を展開しました。障害の軽重ではなく、本人意思を尊重した、多くの障害のある人たちに門戸を開くという方針で事業に取り組みました。パンフレットにある『それは就労したいというあなたの意思から始まります』の言葉にある

支援の基本的な理念は現在に引き継がれ、訓練指導場面に息づいています。

企業との連携の取り組み事例のひとつに(株)日本アイ・ビー・エムや東京コロニーとともに主導しました「障害者の情報処理教育と就労を考える一びわ湖会議」があります。後に協議会での運営となった活動ではありますが、企業、行政、福祉機関が横断的に集い情報交換を行うものとして画期的な試みでありました。こうした外に向けた取り組みは職員の視野を拡大させ、最新の情報を得、さまざまな可能性を生み出すことにつながりました。そして多くの障害のある人々に門戸を広げようと 1986 (昭 61) 年大阪市委託事業パソコン通信のホスト局「Heart Land」の運営が開始されました。続いて在宅の障害のある人への情報伝達、コミュニケーション手段として 1988 (昭 63) 年に「パソコン講習会 (当初はパソコン通信講習会)」が開始され、受講者層は様変わりしたものの現在継続して実施しています。

2-2. 躍動期

< 1990 (平 2) 年 ~ 1994 (平 6) 年 > 第 2 期 5 カ年  
情報処理科は 1990 (平 2) 年に第 1 回目の訓練機器のリプレースを行い訓練環境を一新しました。支援を希望する人々の中には移動困難や日常生活の介助を要する人たちが含まれ、情報処理科の訓練生の中にもそうした重度身体障害のある人たちが入校しました。そうした状況を受けて、1993 (平 5) 年粉浜作業指導所の分場として福祉的就業の場「中津サテライト・オフィス」が開設されました。翌年当センター内では通信手段 (その頃はパソコン通信) を用いた在宅の職業指導「パソコン通信による情報処理訓練事業 (IT 科)」が始まっています。

当センター創成期がどちらかと言えば身体障害向きに事業展開がなされたのに対し、バブル期を境に状況は少しずつ変化し始めました。知的障害のある人のニーズが激増し、身体障害のある人の需要が減ったのであります。身体障害のある人の応募が減ったのは就業への移行が景気に後押しされ順調となったためでありました。支援を希望する知的障害のある人の中には、1 年間の職業指導では就労に届かない人たちも含まれました。こうした状況を受けて当初準備訓練的な要素で始まったのが、就労支援事業 < 大阪市委託事業：1992 (平 4) 年開始 > でありました。

2-3. V-SIEN 体制前半期

< 1995 (平 7) 年 ~ 1999 (平 11) 年 >

① 大阪市域の就労支援体制の確立

1995 (平 7) 年、関西電力(株)が第三セクター方式 (大阪市・大阪府・関西電力(株)) により特例子会社「かんでんエルハート」を立ちあげるのに連動して、増え続ける知的障害のニーズに対応した形で、「かんでんエルハート」と同じ敷地内にもうひとつの職業能力開発施設「大阪市職業指導センター」が誕生する運びとなりました。しか

もその職業指導の内容は職業基礎科を経て能力開発課程（紙器加工科とグリーン農園科）へと続く二段階の訓練指導体制としました。大阪市としては二ヶ所の能力開発施設をもつという他に例のない状況を生み出しました。それに伴い「就労支援事業」は準備訓練の要素を改めました。その頃市内で日中在宅のままにいる知的障害のある人の半数は就労経験があるという実態が課題とされており、就労支援事業は離職して在宅のままになっている人を対象にした短期（半年程度）の支援事業へとそのサービス内容を変えていくこととなりました。と同時に千里作業指導所と港第二育成園でも就労支援事業が開始されました。翌1996（平8）年には大阪市の「障害者プラン」に謳われたことを受けて、障害者雇用支援センター（当時）の設置をめざして「大阪市就労支援センター設置検討専門委員会」が立ち上がり、1998（平10）年10月に大阪市雇用（就労）支援センター（現：大阪市障害者就業・生活支援センター）が発足しました。それに伴い大阪市委託事業の就労支援事業は大阪市障害者就業・生活支援センターに引き継がれることとなり、ここに現在の大阪市の就労支援体制が整うことになりました。

## ② さまざまな事業の発芽

知的障害の職業指導場面も多様化してきました。1995（平7）年、通所の職業指導のほか将来の生活場面の視野を広げるために自立生活指導「ひとりだち訓練」を開始しました。事業としての後ろ盾は無かったが、職員総意で事業を開始しました。また、自立意識の醸成をにらんで小グループで訓練生主体の「企画旅行」を開始しました。その取り組みは2000（平12）年から「海外体験旅行（シンガポール旅行）」としてさまざまな経験と自主性を養う事業として続いています。さらに紙器製造科の作業場でパソコンのデータエントリ作業を始めたのもこの頃であります。データエントリ作業を実践していく中で我々はある種確信に近いものを得ました。そしてそれは「知的障害者の情報処理訓練事業（ビジネスパートナー）」＜1998（平10）年＞を誕生させ、新たな職域の開発に繋がっています。時を同じくして知的障害者の雇用が法的根拠をもつようになり、大企業を中心として事務職での雇用が現実となりました。また全国的に本人活動が注目されるようになりました。就職後、仕事と余暇活動とのバランスに悩む修了生も多く、1995（平7）年同窓会組織「職リハがんば」を立ち上げました。その活動は現在に引き継がれており、機関誌の発刊や催しもの（行事）の企画、全日本育成会本人大会への参加などを主な活動とし、役員を修了生から選出して同窓会活動を行っています。

## 2-4. V-SIEN 体制後半期

＜2000（平12）年～現在＞-職業指導をめぐるさまざまな試み

### ① 時代の要請に応じた職業指導

紙器製造科では、2001（平13）年に新たな意味のある製造業として、リサイクル・トナーの組み立て作業を新設しました。訓練生たちは50もある複雑で精密な組み立て手順をみごとにこなしました。さらに翌年一人の職員の発案で大阪市職業指導センター内に知的障害のある人を対象とする「ホームヘルパー3級養成講習」を立ちあげました。翌年には身体介助を含む「ホームヘルパー2級養成講習」を開講し、新たな職域、介護・福祉への職業指導系を作りました。

2006（平18）年4月より紙器製造科はワーキングスキル科として科目変更を行い再スタートしました。職業指導の内容を時代の要請に応じたものに変えることとし、指導内容はピッキング業務、ホテルなどのルームメイク、リサイクルトナーに加えて弱電・家電製品の組立てなど訓練生一人ひとりの能力を最大限に引き出す職業指導課程としました。またその中で「フォークリフト講習会」を実施し、初年度挑戦した訓練生全員が免許を取得しています。これらによりV-SIEN内での知的障害のある人の職業指導は事務系（ビジネスパートナー）、作業系（ワーキングスキル科・紙器加工科・グリーン農園科）、介護・福祉系（介護職員養成）の三領域となりました。

情報処理科も2005（平17）年よりプログラマ・販売実務・システム印刷3コースよりシステムソリューションコース（システム系・デザイン系）とアカウンティングコースに変更し、アクセシビリティに配慮した訓練環境を整えると共に、個々の多様な状況に合わせた職業指導体制を作っています。

### ② 企業とともに

1996（平8）年頃より企業内職業訓練を志向してきましたが、現在まで(株)豊国パッケージ、(株)好栄製作所、山下紙器(有)、柴田工業(株)、西塚印刷(株)、(有)大生美錠工業所、和気産業(株)など数多くの事業所の協力のもと企業内での職業指導を実施してきました。基本的にV-SIENの職業指導は現場の労働環境を想定した受託業務を施設内で行っていましたが、企業内訓練はまさに「現場の息吹」を感じる労働そのものでありました。現在では、西塚印刷(株)と(株)大生美錠では業務請負型作業場として、山下紙器と和気産業(株)は個別のプロジェクトとして独立した形態で運営されており、訓練生の体験実習の場のほか離職した修了生が利用する社会資源となっています。

### ③ 在宅訓練・在宅就業をめぐる取り組み

移動困難者など自宅で仕事をする形態を希望する人々に対して以前より在宅勤務や在宅就労を志向してきました。2001（平13）年から厚生労働省よりパソコンボランティア養成講習事業を受託し、訪問講習などを支えるボランティアの養成を行っています。一方センター内では企業（後にNPO）の協力を得てCAD講習（建築CAD）を行って来ました。在宅に障害のある市民から受講生を募り、入校生とともに講習を受講し、初級・中級の技能習得を

条件に在宅で仕事(請負)ができる仕組みを作っています。

さらに2005(平17)年度の新規事業として厚生労働省モデル事業「eラーニング遠隔教育訓練事業」Webラーニングコースを開始した。ネットワーク環境を整備し、テレビ会議システムを利用した双方向での在宅訓練を展開しています。同時に修了後の在宅就業を想定した「バーチャル工房支援事業 V-WORKS」を中津サテライト・オフィスとの共同事業で国・大阪市の助成を財源に立ち上げました。2006(平18)年には在宅就業支援機関として認可を国から得て、開発系(システム開発・Web開発)・DTP系・データ加工系の三領域で受託し事業を行っています。中でもYKK六甲(株)との共同事業ではVPN(Virtual Private Network)を用いたオンライン上の編集システムを導入しDTP作業を行っています。そのほかに一般事業所や大阪市関連機関から業務を受け事業を展開しています。

#### ④ 職業指導の多様化と総合相談室

2003(平15)年に厚生労働省は障害者の職業能力開発に関する研究会を招集し、就業への職業訓練の効果をその結論としました。それを受けて、翌年「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」(以下:「委託訓練」)が制度化され、全国5,000人<2007(平19)年度は6,600人>枠の予算で開始されました。当センターは創設時よりできるだけ多くの方々へサービスを届けるため「実習生」や「聴講生」「再訓練生」といった定員外の受け入れを行ってきた経過があります。また1998(平10)年から5年間、「委託訓練」の前身となる短期職業訓練の実績もあり、「委託訓練」はそれまでの独自の実践が事業化されたものであります。このような経緯で当センターは「委託訓練」を実施し、年間延べ250名枠の身体・知的・精神に障害のある人々の就業をコーディネートしています。当センターでは「委託訓練」で初めて精神障害のある人の職業指導を開始しました。その意味でも「委託訓練」は新たな就業支援策として特筆すべきことであります。

さらに2006(平18)年から2年間の時限事業として「能力開発プロモート事業」を受託して、「障害者自立支援法」下の福祉施設や養護学校などに情報提供など啓発活動を行い、能力開発指導者を養成する講習会を開催しています。

また2001(平13)年には他に先駆けてV-SIEN内に総合相談室を設けました。V-SIEN内の就労支援サービスの利用を本人の視点に立って効率的に行えるようインタークを行ない、就労継続のために必要な支援のコーディネートを行います。「障害者自立支援法」が施行され、福祉サイドから雇用就労への移行支援が注目されていますが、支援の要は「総合相談」的なコーディネート機能に他なりません。こうした時代を先取りした社会資源の開発の芽はV-SIENを創ってきた大きな要因のひとつであります。ケアマネジメントの視点にたつて就労支援を組み立てるためには総合相談室の果たす役割は大きいのです。

### 3. 外に向かった取り組み

この20年間で数々の外に向かった取り組みを行い、全国規模でのネットワークを数多く作ってきました。古くは前述しました「びわ湖会議協議会」<1986(昭61)年~1999(平11)年>でありますが、初代所長の関の人脈によるところが大きいです。以下に全国的な規模で展開してきた取り組みを挙げますが、これらの活動がウイングを大きく広げ、現在のV-SIEN体制を作る基盤になったことは言うまでもありません。

#### 3-1. 全国能力開発訓練施設等連絡協議会<1994(平6)年1月~>から全国就業支援ネットワーク

全国にある数少ない民間の能力開発施設が当時の労働省との定期的な折衝や会員相互の情報交換を行うために設置された団体であり、設立時より事務局を担当してきました。能力開発助成金の単価改正への原動力ともなりましたが、現在は就業・生活支援センターや設置型雇用支援センターを含め、全国就業支援ネットワークとして事業展開しています。日本障害者雇用促進協会(現:高障機構)からの依頼で「知的障害者を対象とした職業能力開発マニュアル作成にかかる研究調査」を受託したり、全国的な規模での定例研修会(セミナー)を開催し、就業支援にかかわる支援者への研修と情報提供を行っています。

#### 3-2. Colleague '01<1995(平7)年~2000(平12)年>の企画・参加

障害のある人たちがもつ問題の所在に関して共通認識を持つ者が集い、展望ある解決を導くために相互に研鑽する集まりとして全国規模で発足しました。当初の予定であった2001(平13)年をもって解散しましたが、全国の各地で活動している実践者に出会えて、就労支援を多方面から捉えることができました。職員にとっては全国的な人脈を得る有意義な研修会となりました。

#### 3-3. 大阪障害者雇用支援ネットワーク<1996(平8)年~現在>への参画

当時の連合大阪の前川会長と初代所長の関の呼びかけで結集された組織でありましたが、2001(平13)年からNPO(特定非営利活動法人)として再編成されました。労働団体・経営者団体・労働行政・雇用主・就業支援実践者などが集い、大阪の障害者雇用を促進させるためにさまざまな事業を実施しています。2005(平17)年度にはバリアフリー化功労者表彰内閣総理大臣賞を受賞しました。インターンシップ制度や就労支援アドバイザー講座、企業顕彰、企業ネット活動など多面的な事業を展開しています。本ネットワークの活動は大阪府域の障害者の就業支援の大きな傘になる活動として挙げられます。

このほか、創成期よりセミナーや研修会の主催を数多く担当してきました。古くは「PWI研究会」「DPI研究会」など1997(平9)年からは全日本知的障害者育成

会から委託されました「就労支援セミナー」の大阪での開催事務局を担当しました。また2002(平14)年には「アジア太平洋の10年最終記念フォーラム組織委員会」を組織し、最終年の記念フォーラム事務局を担当しました。

こうした外に向かった取り組みは、施設として本来業務を多面的、包括的に取り組む姿勢を職員に与え、柔軟で多様な事業展開を生み出したと考えられます。

#### 4. 今後の展開に望む

以下は初代所長の関からのメッセージであります。

最も直近の企画は、「地域を耕す！」を実践する場として、北村邸(大阪市平野喜連3-5-3)を借り受けて、特別養護老人ホーム花嵐とともに立ち上げました特定非営利活動法人(NPO)「ふんわりと」があります。地域の方々のたまり場となり、その交わりのなかに知的障害のある人や認知症のある高齢者の姿がある、近い将来にはそんな光景が繰り広げられることを夢見た構想であります。

V-SIENの様相は、より具体的には、「障害者自立支援法」とのかかわりのなかで、2006(平18)年2月9日に行われた第30回社会保障審議会障害者部会で示された就労移行支援の流れや当方の実践は、ますます重要な位置を占めることになります。

これらすべては、障害のある人が働くという当たり前を実現し、勝ち取る(勝利;V:victory)ための支援(sien)機構であり、障害のある人を隔離している制度や社会通念に立ち向かうという毅然とした姿勢を示すものであります。そして、その発端は、1984(昭59)年6月に初代所長の関が「大阪市職業リハビリテーションセンター建設準備事務局」に着任したことに始まります。22年間にわたって就労支援組織としての必要から広げたウィングとその軌跡ではありますが、創業者としての気まぐれや思いつき、あるいは正にワンマン体制において実現したもので、今後の体制維持については、V-SIEN総務部局を機軸にしながら集団体制を整え、これまでの事業を取捨選択されながら、新たなV-SIENとして歩んで頂きたいと願うしかありません。

以下は、その際に留意していただきたいことがらを箇条書きにしたものであります。

##### ① 基本認識として

- ・「施設(的)」という空間や時間設定は「排除」の産物だという認識
- ・障害(impairment)を原因とする能力低下や意欲の減退を雇用や賃金体系としないという規範の確立とそれに基づいた支援制度や稼得体系(所得保障)の構想
- ・順法・説明責任・情報公開といった企業・事業体の社会的責任の認識
- ・「経済情勢・雇用環境の悪化」という抽象的な社会現象を逃げ口上にしないという姿勢
- ・企業以外の起業主体(「ふんわりと」にみるコミュニティ・ビジネスなど)の創造に向けた展望

##### ② 社会政策・社会計画・運営

- ・厚生労働省誕生を「当たり前の暮らし」を実現する制度の連続・補完の契機
- ・「福祉・保健・教育・雇用(企業)」の縄張りを越えた地域福祉の実現
- ・実効性のある就業支援策を身近な地域で「顔の見える」制度設計を促進
- ・福祉関連予算が枯渇するなかで、各省庁の制度活用(農林・経済・国土関連など)の機運や地域における特色のある政策立案(構造改革特区など)や政策提言
- ・社会福祉法人など運営主体の転換点にある「就業支援」へのアプローチは、自主・自律、地域、サービスの多機能化、多様な参加主体、などを考える基盤

##### ③ 支援

- ・「就労支援」は社会福祉従事者の固有の業務であり、施設延命策の隠れ蓑ではありません
- ・企業・行政を除いた福祉関係者だけの「ネットワーク」は有効な機能を果たせません

岡村(1974)は、「多元主義的社会観と福祉コミュニティ」について次のように述べています。『「すべての地域社会(community)は個(別)性をもった不完全人間の集団に平等な生活機会を保障する」、という「多元主義的社会観」であり、地域社会の住民が、他人の生活困難や不幸に関心をもち、必要な援助を提供する「福祉コミュニティ」であり、「社会的弱者」として隔離的に保護される人々に対する「完全な人間」による援助とは異質で、むしろすべての住民が、それぞれに生活上の障害や不利条件をもつことを自覚して、相互に協力して主体的人間性を守ろうとする自発的な共同体を意味しており、主体的人間の協力によって、個(別)性をもった個人の人間性の実現を援助するところに、多元主義的社会の理想があり、地域福祉の社会思想の表現がある。』

また、神野(「分権はなぜいま必要か」;『世界』1996.8)は、地方主権とのかかわりに関して次のように述べています。『「国から地方へ」という地方分権と「官から民へ」という規制緩和とが中央集権型行財政システムを変革する車の両輪としながら、人間を変え、社会を変えるためには、身近な政府を実際に作り、自己の行動がコミュニティ全体のあり方といかに結びついているかを知ることが重要である。それには人々が負担とサービスとの関係を実感し、そのあり方を自ら選択できる状態を作ることが不可欠である。』

地方分権による自律的な地方自治体の創設こそ、そのような社会を作る最善で、おそらく唯一の方法である。地方分権下の社会では、市民は自律的で自己統制能力をもった存在であり、差別意識をもたず、すべての人々の人格を尊重し、自己実現をめざす。

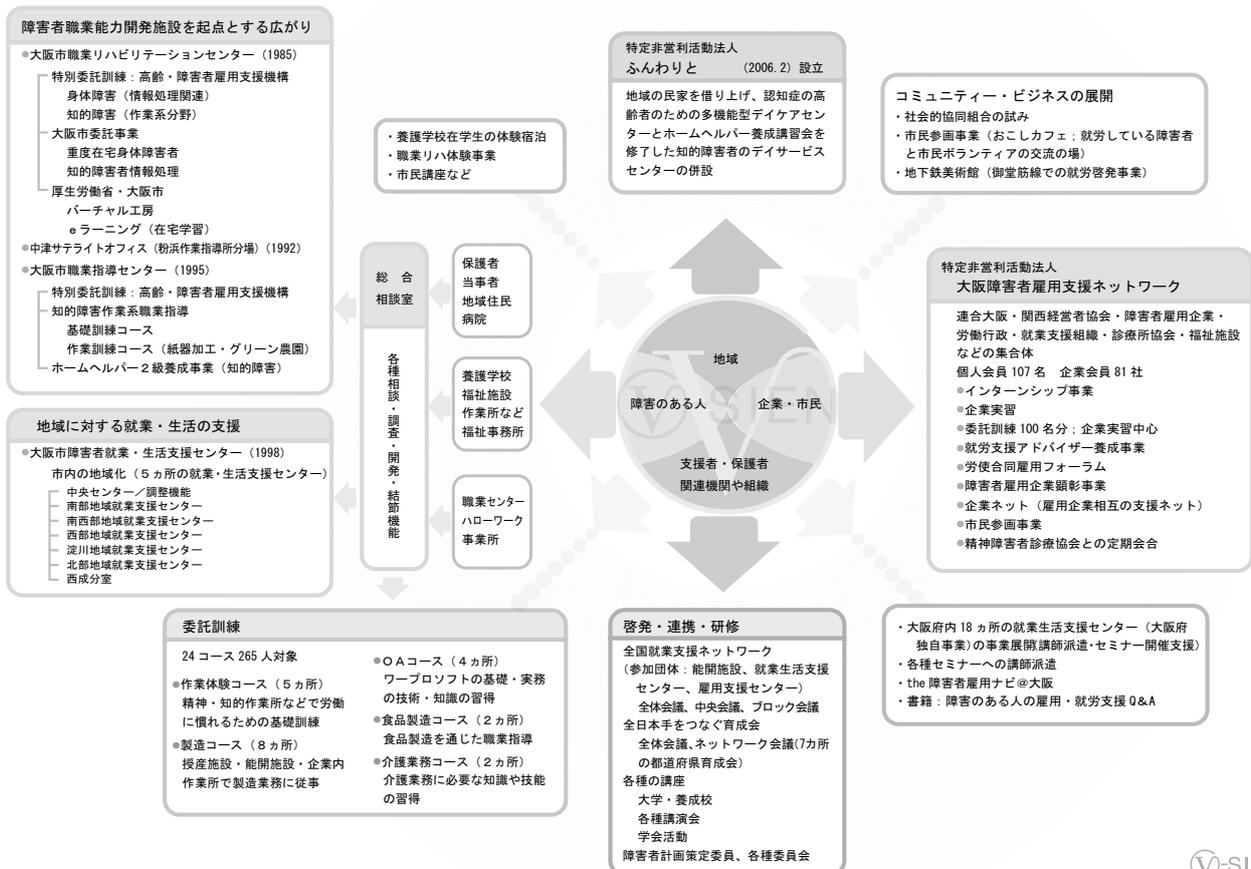
そのような人々が構成する社会は、自己実現の機会を閉ざされることのないバリア・フリーな社会であり、彼らの行動が正に下からの公共性を作り上げていく「カウ

「センター・パートナー」として社会政策に果敢にコミットするオルタナティブとして正に草の根からの公共性を作り上げていく主体である。』

この二つの論述にこそわれわれの理論的な根拠や実践の指針がありません。

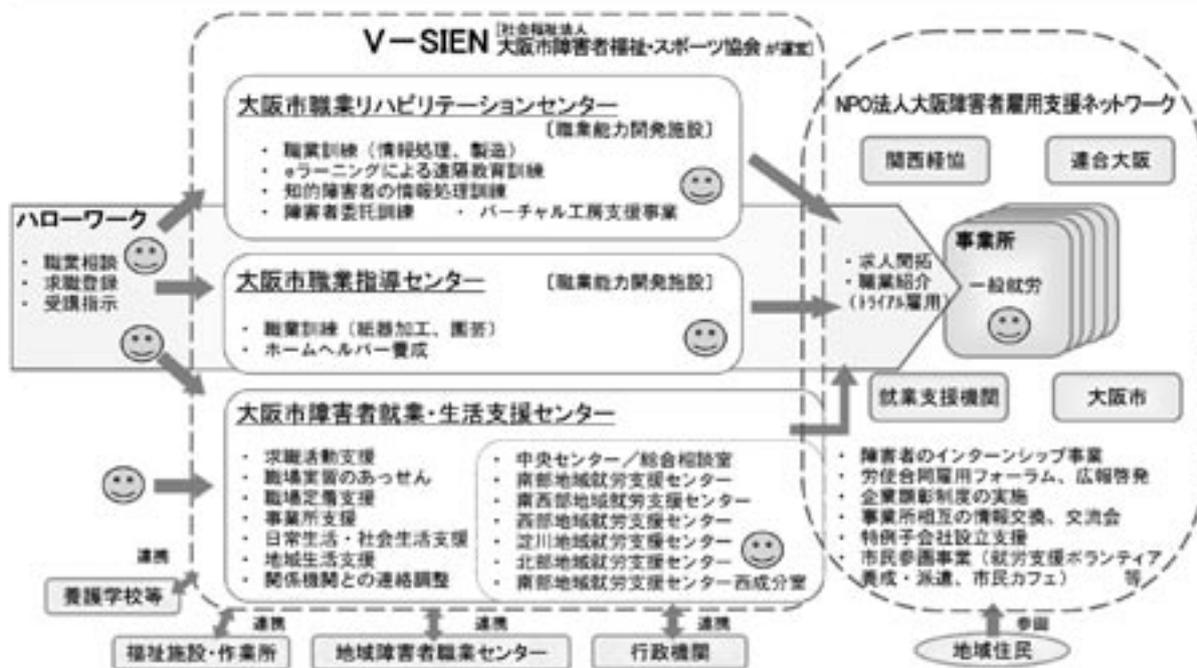
「ぺんぺん草」は「なすべしを成すという当為」を忘れた集団のところに、家屋に蔓延する恐ろしい病です。

## V-SIENのウィングの広がり Osaka City Vocational Rehabilitation and Self Independence Encouragement Network

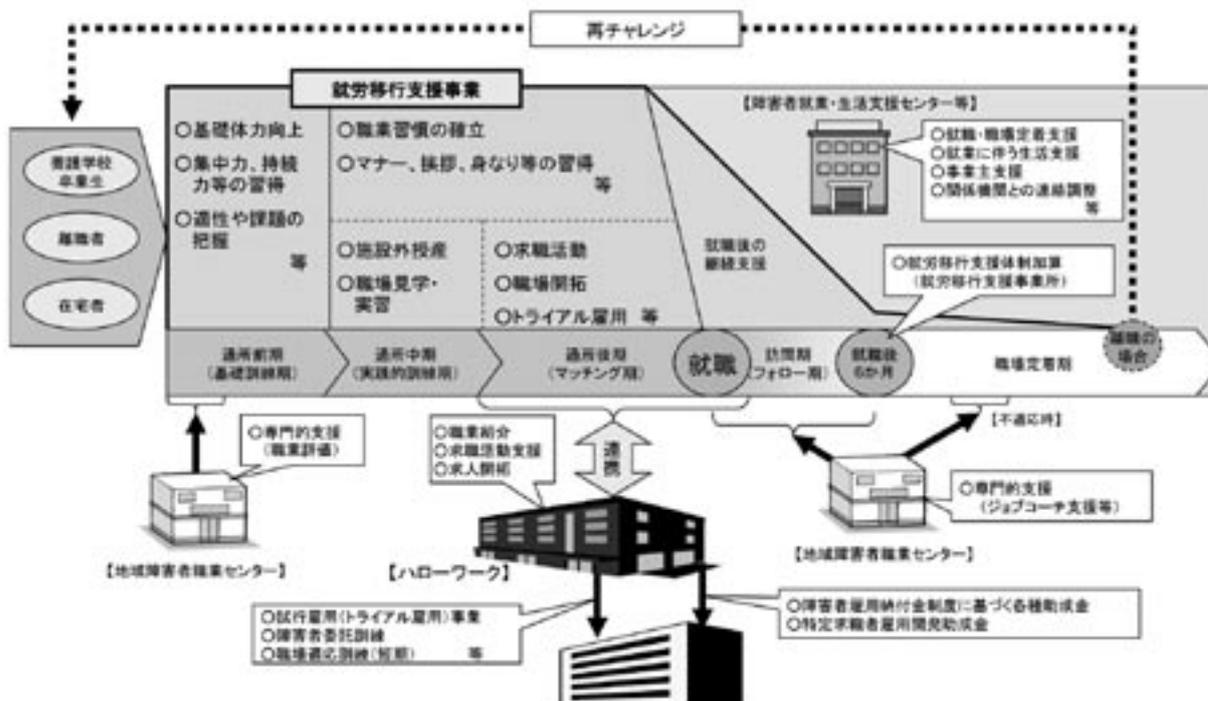


## 就労支援の取り組み(大阪市の就労支援NWの例)

○ 障害者職業能力開発施設と障害者就業・生活支援センターを中心とするネットワーク（V-SIEN）と、労使団体、事業主等を中心とするNPO法人のネットワーク（NPO法人大阪障害者雇用支援ネットワーク）が相互に連携。



## 就労移行支援事業と労働施策の連携



## 補装具・福祉機器普及事業

### 1. 事業の経緯

本事業は、1993（平5）年8月に発足し、当協会に事業委託され、大阪市援助技術研究室という名称ではじめに大阪市更生療育センター内に設置され、次いで大阪市職業リハビリテーションセンター内に移動し現在に至っています。1998（平10）年4月からは、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター増設拡大にあわせて同センター2階に、事務所、相談室、福祉用具改良室、義肢装具調整室が設けられました。

運営については、作業療法士が2名、エンジニアが1名の計3名体制で図られています。

当事業は、主に相談事業、研究・開発事業を通じて、障害のある人の暮らしにおける諸問題に対して、医学的、工学的専門支援技術を介した多面的な問題解決アプローチを行ってきました。また、普及活動をすすめるために、市民を対象とした啓蒙活動、支援技術者への情報提供ならびに技術移転を目的とした講習会の企画・運営、講師の派遣などを行ってきました。

以下、それぞれの事業における経過と今後の課題について述べます。

### 2. 相談事業

1994（平6）年4月より、福祉用具・住宅改修に関する相談事業を開始し、情報提供、指導・助言、適合評価、アフターフォローなどの各種直接的支援を行ってきました。開始当初は、相談の内容、対象者も多岐にわたっていましたが、現在では、軽度・中等度の障害のある人への対応は、担当の医療・福祉関連機関でも対応ができるようになってきました。しかし、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、多発性硬化症などの進行性神経難病、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、脳性まひなどによる重度の障害のある人からの相談に集中するようになってきました。これは、前者において技術移転の成果が出てきたことが反映されてきていること、後者では、当研究室のもつ支援技術の内容が医学的・工学的な特別な支援技術であることがその理由として考えられます。また、進行性の疾患の場合には、単に福祉用具や環境整備を行うことにとどまらず、心理的影響度への対応、人的支援、社会資源の有効活用などを含めた総合的な支援マネジメントの中で対応が行われることでもあります。この点においては、作業療法士2名による支援体制が図られています。

### 3. 研究・開発事業

相談事業において既存の福祉用具類では対応が難しい場合に、当研究室内あるいは企業・メーカーとの連携により、新たな用具類の製作・改良などを通じて対応を図ってきました。中には、厚生労働省、経済産業省の行う研究開発事業において、製品として完成し市販化された事例もいくつかあります。例えば、モジュラー式簡易トイレフレーム、人工呼吸器搭載台付き車いす、階段昇降機構付き電動車いすなどがあります。

社会システムの変遷にともない、特に支援サービスの客観的な効果測定が必要とされてきています。客観的な評価指標に基づいた利用効果測定法を開発する目的で、徳島大学大学院工学科との共同研究を重ねています。いくつかの測定法は完成し、現在その試用評価を実施しています。

また、当研究室のもう一つの特徴である工学的支援技術において、車いすシーティングの乗り心地評価を工学的指標に基づいて評価するための振動計測装置の開発をすすめています。このことにより、利用者の車いす使用時の快適性を向上させることが可能となります。

### 4. 研修・講習会を通じた普及活動

一般市民から障害当事者及び家族さらには専門各職種を対象に、事業紹介から、福祉用具に関する総論や専門技術指導を含めた各論まで幅広くその普及活動を担ってきました。その中でも、最近では特に技術移転を目的とした支援技術者へのスーパーバイズを介した実践的教育をアドバイザー形式で実施してきています。実施対象者は、徐々に増えてきていますが、その成果は多大なものである。当初、単独では問題解決が行えなかった支援技術者も知識・技術を臨床・実践経験を通じて学習することで、最終的には独自で行えるようになってきています。

今後は、HP上でのEラーニングシステムなどを構築し、より多くの支援技術者の育成に取り組んでいきたいと考えています。

### 5. その他

福祉用具法1992（平4）年～に基づいた各種国家事業（厚生労働省、経済産業省管轄）に積極的に参画し、現在では、補装具等の給付基準委員会、NEDO審議委員会などへの委員として参加してきています。また、日本リハビリテーション工学協会においても、企画・国際担当理事として長年（約8年間）関わり、国内にとどまらず国外との有効な情報交換、技術的な交流も図ってきました。これらのことは、結果的に大阪市における支援サービスへと効果的につながっています。

### まとめ

事業を開始し、約13年を経過しようとしています。これまでの実績をふまえ、より多くの支援技術者を養成し、障害のある人の暮らしのニーズに対して、十分に問題解決のできるような総合的な支援体制、ネットワークの構築を図りたいと考えています。

先にも述べたように、相談の対象者の多くが、重度の障害のある方々であります。障害とは、人と社会の間に生じるギャップであり、暮らしにおける制約・制限を意味します。その障害の有無、度合いに関わらず、誰しものが、快適で目的ある暮らしが実現できるように今後も担当者一同、その責務を全うしていきたいと思っております。また、その中で、この仕事に従事できることを慶びと誇りと感じています。



## あのころのわれわれに・今のあなたに

前略 すっかりご無沙汰しています。お元気で訓練生や卒業生のあれこれに向き合っておられることと思います。君は、V-SIEN(まだ、こんな言葉が形骸化せずであればですが・・・)の三期目にこの集団に加わってくれ、そこで、私の人生において最良で最強の先輩・同僚・後輩とともに、果敢に未知の不安や不合理と戦ってくれました。それは、思い出話に閉じこもろうとする私を現実を引き戻し、“挑戦者”という気概を取り戻すよう促す行為でもありました。

制度的な変化や金銭面での締めつけが福祉の現場に働く人たちの心を蝕んでいるといわれます。しかし、制度が福祉を導くのではなく、人の“にこにこ”を招き入れるためにこそわれわれの行為があるわけで、そんな環境・時代に吞まれて、何もできないと逃げたり、見て見ぬふりをする内向きな姿勢ではなく、われわれが目指したいのはそんな環境さえも呑み込むという強靱で貪欲な精神だったはずです。法人内のある集団は、制度のあれこれに翻弄されながらも不死鳥のごとく甦り、羽ばたいていと聞いています。

苦境に立たされたあのころ、「そんなに無理をしないで・・・」という私の制止を「しなかったばかりにとんでもない結果を招くより、無理だといわれてもしておきます。」と笑顔で応えてくれた先輩職員の言動を同じように繰り返す君がいました。

思えば、この集団に出会う前に、日本ライトハウスで過ごし、理事長だった岩橋英之氏が、負け戦だとわかっけていても自分が信ずるところに従って愚直なまでに初心を貫かれた姿に出会ったことがV-SIENでの私の行動規範でした。信念を貫くことが最強の攻めで、お金はついてくるものだと信じて20年を職業リハビリテーションの現場で過ごしました。

年齢・病魔という障壁に直面しているが故に改めて思い起こす詩があります。

人は信念と共に若く 疑惑と共に老ゆる  
人は自信と共に若く 恐怖と共に老ゆる

希望ある限り若く 失望と共に老い朽ちる

大地より、神より、人より、美と喜び、勇気と壮大、そして、偉力の靈感を受ける限り、若さは失われない。これらの靈感が絶え、悲歎の白雪が人の心の奥までも蔽いつくし、皮肉の厚氷がこれを固くとぎすに至れば、この時にこそ人は全くに老いて神の憐れみを乞う他はなくなる  
(ミュエル・ウルマン『青春』)

君と出会ってから13年が過ぎました。互いに年を重ねましたが、あの幼子のような君の瞳から青春の輝きが失せ、感動の涙が枯れてしまったということなどないでしょうね。いつまでもあのころのわれわれがあって、あのころのあなたが今もあのままのあなたであるように祈るばかりです。

早々

法人の30年をお祝いしなければならぬのに、こんな文章を書いてしまいました。ただ、法人が30年前にそうであったように、いつまでも青春の気概に満ち、事に処すにおいて剛毅な挑戦をし続ける集団であって頂きたいと願うものです。

(元大阪市職業リハビリテーションセンター 所長 関 宏之)



# 大阪市職業指導センター



## 1. 設立の経緯

1985(昭60)年に開設した「大阪市職業リハビリテーションセンター」紙器製造科(現ワーキングスキル科)における応募者増が深刻な事態となり、その解決策を模索していましたが、1992(平4)年度に「大阪市における障害者の雇用企業の設置および大阪市域における知的障害者の就労支援」を考えるためのプロジェクトが発足しました。

その結論として、同一敷地内に関西電力が所有する土地に大阪市・大阪府・関西電力による第3セクターによる重度障害者多数雇用事業所(現:株式会社かんでんエルハート)を設置し、大阪市の所有する土地を借用して障害のある人たちの就労支援に係る施設を建設して、就労支援ゾーンとすることが妥当であるとの結論を得ました。

同一法人が2箇所の「能力開発訓練施設」を設置した事例がなく、様々な屈折はありましたが、労働省(現:厚生労働省)・日本障害者雇用促進協会(現:独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)の理解を得て1995(平7)年4月の「大阪市職業指導センター」として事業を開始しました。



大阪市職業リハビリテーションセンターと異なる点は、重度な知的な障害のある人たちの職業指導が徹底できるように訓練期間を2年間に設定しました。また企業の現場に近い環境で訓練が実施できるように比較的大規模な機械設備を導入し職業技能の向上を図りました。また、温室では本格的な水耕栽培システムを導入し、より実践的な訓練が可能となりました。

## 2. 施設の概要

名称	大阪市職業指導センター
設置主体	社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
所在地	大阪市住之江区泉1丁目1番1
設置年月	1995(平7)年4月
定員	30名
職業基礎科	15名(1年次)
紙器加工科	10名(2年次)
グリーン農園科	5名(2年次)
施設の種類	「障害者の雇用の促進等に関する法律」による職業能力開発施設
施設の規模	①敷地面積 3,681.39㎡ ②建物面積 700.52㎡ 延床面積 1,204.56㎡ ③構造 鉄骨造2階建塔屋付
職員	施設長 1 主任 2(内1名兼務) 指導員 8 非常勤 2

### 設置目的

就労意欲をもちながら、一般企業への就労が困難な知的障害者に対し企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を実施し職業的自立を支援することを目的とします。

### 対象者

- ① 一般企業への就労を希望していること
- ② 自己の身辺管理が可能で単独通所でき、集団活動になじめること
- ③ 療育手帳を所有していること(但し、申請中および職業センターの判定書も可)

入所期間 2年間

## 3. 事業の概要

### (1) 運営の方針

設置経緯にもあるように、より重度な人を対象としているため、指導の期間を2年間にとし、紙器加工や農作

業などを通じて職域拡大が可能な作業を多く取り入れて指導を行なっています。本人の自己決定を尊重することが職業的自立へと結びつくと考え、カリキュラム設定の分野だけでなく色々な場面で選択肢を増やし可能性を追求します。さらに自己決定を尊重し「生きること」「働くこと」のつながりを実感できるような指導内容を心がけます。

## (2) 指導内容

### ①職業基礎科 (15名)

2年目の職業能力開発課程での指導の基礎として、いろいろな体験を通じて「自ら選択する力」「自ら決定する力」「自分を認識する力」を養うことを目的とし生活技術、社会生活習慣、基礎的な職業技能に関する指導を行なう。



また、毎日新聞社点字毎日部の協力を得て印刷・製本を含めた点字出版物の作成を行なっています。

### ② 紙器加工科 (10名)

トムソンやサックマシン、断裁機といった紙器加工業界でしようされている設備を導入し実際の企業から受託した仕事を通じて知識や技能の習得を図ります。



2006(平18)年度には大阪市職業リハビリテーションセンターワーキングスキル科と共同でフォークリフト講習会を実施し受講生全員が免許を手に入れました。

### ④ グリーン農園科 (5名)

水耕栽培システムを導入した温室と路地畑を併せ持ち作物の栽培方法の習得と収穫を体験する。また、近隣のマンションや協力施設などにおいて選定作業を実施しています。



### ⑤ 知的障害者介護職員養成研修

2002(平14)年度より独自事業として大阪府の認可を受けホームヘルパー3級養成研修を実施。2003(平15)年にはホームヘルパー2級を実施し、受講者全員が福祉関連施設などで活躍しています。現在では3級課程から2級課程を包括的に実施。2006(平18)年度は9ヶ月間で座学・実習・復習を行い受講者の多くが就職しました。



### ⑥ 主な行事 (2006(平18)年度)

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 4月  | 入校式                             |
| 5月  | 保護者懇談                           |
| 6月  | 企業実習開始<br>シンガポール研修(2年)          |
| 7月  | 基礎科職安訪問<br>介護職員研修 開講式           |
| 8月  | 夏期休暇                            |
| 9月  | 企業実習<br>基礎科キャンプ                 |
| 10月 | 社会見学(関西テレビ)                     |
| 11月 | 就職活動・企業実習                       |
| 12月 | 社会見学(交通局見学)<br>就職活動・企業実習        |
| 1月  | 就職相談会<br>就職活動・企業実習              |
| 2月  | 入校試験<br>就職活動・企業実習<br>介護職員研修 修了式 |
| 3月  | 修了式                             |

## 4. 事業の沿革

1994(平6)年

- |    |   |
|----|---|
| 4月 | 開設準備室発足(1名)   |
| 8月 | 日障協(現独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)身体障害者能力開発助成金(1種・設置設備)認定<br>大阪市と土地使用貸借契約終結 |
| 9月 | 起工式   |





- 12月 職員採用試験(3名)  
1期生募集
- 1月 開設準備室増員(3名)
- 1995(平7)年
  - 2月 1期生先行試験(34名応募中15名決定)
  - 3月 日障協身体障害者能力開発助成金(2種:運営費)受給資格認定
- (中略)
- 2000(平14)年
  - 9月 大阪府より訪問介護員研修事業者指定(3級)を受ける
  - 10月 知的障害者ホームヘルパー3級養成研修を開始
  - 12月 同終了
- 2001(平15)年
  - 1月 第2回知的障害者ホームヘルパー3級養成研修開港
  - 5月 第3回知的障害者ホームヘルパー3級養成研修開講
  - 10月 和気産業企業内実習場の開設
  - 11月 大阪府より訪問介護員研修事業者指定(2級)を受ける
- 2002(平16)年
  - 1月 知的障害者ホームヘルパー2級養成研修を開講
  - 5月 知的障害者ホームヘルパー3級養成研修開講
  - 10月 知的障害者ホームヘルパー2級養成研修開講
- 2003(平17)年
  - 6月 「知的障害のある人のホームヘルパー養成」を考える全国サミット開催
  - 7月 知的障害者ホームヘルパー2級養成研修開講
- 2004(平18)年
  - 7月 知的障害者介護職員養成研修(介護員2級資格取得コース)と改称し開講(~H19.02)

- 各年度共通事業  
入学式 企業実習 グループ旅行 就職相談 次年度生募集 次年度生選考試験 修了式
- 2002(平14)年度事業  
シンガポール研修旅行 職業基礎科(木工・フラワーアレンジメント講座開講) 大阪市交通局なかもず操車場見学 ホームヘルパー3級養成研修開講
- 2003(平15)年度事業  
シンガポール研修旅行 交通局検査場見学 職業基礎科(木工・フラワーアレンジメント講座開講) ホームヘルパー3級養成研修開講 10期生選考試験 修了式 和気企業内実習場開設 ホームヘルパー2級要請研修開講
- 2004(平16)年度事業  
北海道研修旅行 職業基礎科(木工・フラワーアレンジメント講座開講) 交通局検査場見学 ホームヘルパー養成研修(3級、2級各1回) 開講 こけ山水講座開講 V-SIEN 合同同窓会 委託訓練開始 体験入校
- 2005(平17)年度事業  
シンガポール研修旅行 交通局検査場見学 木工・フラワーアレンジメント講座開講 こけ山水講座開講「知的障害のある人のホームヘルパー養成」を考える全国サミット ヘルパー研修(2級) 開講 委託訓練 体験入校
- 2006(平18)年度事業  
シンガポール研修旅行 交通局ニュートラム検査場見学 木工・フラワーアレンジメント講座開講 こけ山水講座開講 知的障害者介護職員養成研修(2級) 開講 委託訓練 体験入校

## 5. 設備

### (1) 紙器加工関係

- 自動平板打抜機 1台
- 高速糊付製函機 1台
- 断裁機 1台
- 紙折機 1台
- 点字印刷機 2台
- 無線綴製本機 1台
- フォークリフト 1台
- 搬送用トラック 1台
- その他

### (2) グリーン農園関係

- 温室自動制御システム 1式
- 水耕栽培システム 1式
- 搬送用車両 1台
- こけ養生用温室 1式
- その他

### (3) その他

- 小型自動車(中央競馬馬主社会福祉財団助成事業による)

## 6. 課題・ひろがり

センターでの訓練は1年目に「生活する力をつける」就業生活訓練を経て2年目に紙器加工科・グリーン農園科で「働く力をつける」能力開発を実施しています。この仕組みは働き続けるためには「生活する力」と「働く力」の相互がバランスよく機能することが必要であると考えられることから、就業生活訓練時にいかに多くの就業生活場面を訓練生に提供できるか、能力開発課程ではフォークリフト講習会の開催など時流に応じた実践向けの訓練をいかに提供できるかを再確認し、カリキュラム等の見直しを実施し再構築しなければなりません。また、福祉関連への就労を目指した知的障害者介護職員養成研修を能力開発訓練として定着させなければなりません。センターは大阪市職業リハビリテーションセンターおよび大阪市障害者就業・生活支援センターとV-SIEN (Osaka City Vocational Rehabilitation and Self-Independent Encouragement Network) を構成しV-SIEN 総体として独自の支援を展開しています。

障害者自立支援法が施行され、「福祉サイドから雇用・就業へ」と就労支援が重要視されるようになりました。このような状況下において今後は職業能力開発施設として知的な障害のある人たちへ職業訓練を通じて就労支援・就労継続支援を行う中核的施設として役割を担う必要があるものと考えております。

---

## 法人設立30周年に寄せて

株式会社かんでんエルハート  
代表取締役 中井 志郎

この度は、法人設立30周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。

私どもかんでんエルハートは、平成7年に当時特に雇用の遅れておりました知的障がい者と重度身体障がい者を多数雇用するモデル事業所として貴法人の大阪市職業指導センター様に隣接して、住之江区の敷地内に産声を上げました。

知的障がい者14名、身体障がい者14名で開業した弊社も、現在では知的障がい者48名、身体障がい者45名、精神障がい者4名と、計97名の障がいのある方々を雇用できるまでに成長いたしました。これも、知的障がい者の雇用の経験が無かった私どもに対し、貴法人からの多大なるご指導・ご支援の賜物と深く感謝して

いるところであります。

昨今は、障害者自立支援法の施行と雇用促進法の改正により、障がい者雇用の情勢も大きく変化しつつあります。大阪市障害者福祉・スポーツ協会様には、これまでの先進的な30年の実績を踏まえ、この大きな節目に際し、ご牽引いただくとともに、益々のご活躍をお祈りしております。

# 大阪市障害者就業・生活支援センター



## 施設（事業）のあらまし

### 1. 設立の経過

職業リハビリテーションセンター紙器製造科の職業訓練への希望者が激増してきたことが契機となり、1992(平4)年に障害者就労支援事業が開始しました。千里作業指導所、職業リハビリテーションセンター、港第二育成園に就労支援ワーカーを配置して、障害のある人の就労支援を行いました。その後、大阪市障害者長期支援プランにおいて障害者の就労支援を地域に拠点において実施することが計画されました。そうした経緯の中、1998(平10)年10月1日にあっせん型障害者雇用支援センターとして大阪市障害者就労(雇用)支援センター事業を開始しました。その後、2002(平14)年5月に旧厚生省と旧労働省が一体化し、厚生労働省となったことを契機にして就業(旧労働省)と生活(旧厚生省)との一体的な事業として障害者就業・生活支援センター事業が生まれました。当センターは大阪府知事による指定・厚生労働省からの委託による大阪市障害者就業・生活支援センター事業として以下のとおり事業内容を再編成しました。

### 2. 施設概要・事業概要

名称 大阪市障害者就業・生活支援センター  
 設立主体 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
 所在地 大阪市平野区喜連西4-7-19  
 (地域センター所在地)  
 南部センター 平野区喜連西6-2-55  
 南部西成分室 西成区北津守3-6-4  
 西部センター 港区波除3-3-17  
 淀川センター 淀川区木川東3-10-11  
 北部センター 旭区大宮1-1-32  
 南西部センター 住之江区泉1-1-110  
 設置年月日 2002(平14)年5月  
 定員 各センター 新規利用半期10名  
 合計120名 登録者数は上限なし  
 施設の種類 障害者の雇用の促進等に関する法律第33条に基づき、知事が指定  
 職員 施設長1  
 就業生活支援係長1

就業生活コーディネーター1  
 就業生活支援ワーカー12  
 (うち他法人ワーカー8)  
 精神障害者就業コーディネーター1  
 長期・短期プロジェクト担当 1  
 就労援助者派遣事業担当 1  
 事務職員 1

### 事業の目的

産業界が大量生産大量消費型のモノづくり中心の産業構造から情報処理関連業等の第3次産業に重点が移行したことに伴い、求人需要もそうした業務にシフトしてきました。働く場面が多種多様な形に生まれ変わりつつあります。そういう場面に利用者の職業能力をコーディネートしていくことが就業支援センターの目的です。

近代市場社会において生きていくためには、働くことをとおして貨幣を獲得し、生活資財を購入し、調理加工等の家事労働を行い、体力を補充し、からだを休め、次の日の労働に備えていくことが求められます。各自が家事労働をこなしていくことも、就業を継続していくための必要条件であります。働くこと(有償労働)と暮らすこと(家事労働)という、ふたつの「働くこと」をよりうまく組み合わせていくことが、より良く生きることにつながります。

就業・生活支援センターは2つの働く能力をアセスメントし、1人でできない部分を家族や地域のサービスを活用することで補っていきます。また企業内の人脈を開拓し、職場内の不安や心配を軽減し、やるべき仕事に集中できる体制づくりに協力します。暮らしの領域においても、個別に地域の支援ネットワークを形成し、暮らしを支援し、状況に応じた最適な組み合わせを探し求めていきます。障害のある人が、より良く働き、より良く暮らせることを目的として、最適な支援プランを提案、提供していきます。

対象者 大阪市内在住で就業を希望する障害のある人(身体、知的、精神、発達等)

### 3. 事業沿革

1992(平4)年 知的障害者就労支援事業開始  
 1995(平7)年 大阪市就労支援検討会発足

1998（平10）年	あっせん型障害者雇用支援センターとして大阪市障害者就労（雇用）支援センター事業開始
1999（平11）年	就業生活総合支援事業受託 淀川センター、南西部センター増設追加
2000（平12）年	利用定員を10名とし、地域支援ワーカーを2名体制とする
2001（平13）年	精神障害者就業支援コーディネーターモデル事業受託
2002（平14）年	大阪市知的障害者嘱託職員長期プロジェクトのジョブコーチ派遣事業受託
2004（平16）年	中央センター事務所移転
2005（平17）年	大阪市障害者就労援助者派遣事業受託、精神障害者就業支援コーディネーター本格事業受託、第1回就業支援フェスタ開催、第1回全国就業・生活支援センター経験交流事業受託（堺ビッグアイにて開催）
2006（平18）年	第2回全国就業・生活支援センター経験交流事業受託（大阪市中央公会堂にて開催）第2回就業支援フェスタ開催

## 事業のひろがり・今後の展望

2006（平18）年12月、第61回国連総会において、「障害者の権利条約」が採択されました。今後は機会均等化に関する基準適用に照らして、国内法の整備が進みます。雇用に関する領域では「reasonable accommodation」という言葉が頻繁に出ています。合理的な配慮、妥当な配慮と理解すればよいのでしょうか。障害面を配慮しつつ、1人1人の職業能力を活かす、雇用を進めなければなりません。建物や設備などのハード面の充実が重視された時代を経て、就労支援というソフトウェアが重視される時代に入っております。障害のある人を基点にして、地域における就労インフラストラクチャーを整備していけば、働くすべての人達がより良く働き、暮らせる社会が見えてきます。就労と暮らしに対するバリアを次々と除去していくことも私達の事業と考えます。

就業・生活支援センターは2007（平19）年4月時点では135ヶ所設置されております。2011（平23）年までに全国の福祉圏域400ヶ所に設置されます。自立支援法においても障害のある人の企業就労が強く表現されています。当センターの事業は、今後とも地域において強く必要とされ、益々重要な役割を果たしていくことを期待されています。

## 4. 課題

就労支援の方法もハードウェアを重視する訓練型から企業現場を活用する職場実習方式に移行しつつあります。個々の状況に合わせて、地域の支援ネットワークをうまく組み合わせ、障害面を配慮しつつ、有能な能力を活かせるように就業場面をカスタムメイドしていくことが求められつつあります。仕事内容、作業工程などを分析し、個々の利用者に適合する最適な組み合わせを考えていかねばなりません。

また、就職自体よりも、就業を継続していく中で多くの課題が現れます。仕事をしながら、地域で暮らしていく中、食生活や睡眠の確保、余暇を有意義に過ごすこと、異性問題、金銭のトラブルなどが生じます。これらに対して、これまで蓄積してきた対応策の活用や他府県の有効支援事例を参考にして、遠回りをしない、支援者のパターンリズムに陥らない支援を心掛け、閉じた支援でなく、多くの方々との関わりを生み出すような支援を常に心掛けていきます。

# 自立生活支援センター・ピア大阪



## 1. 設立の経緯

80年代以降、地域での自立を求める障害当事者の運動が広がり、各地で無認可作業所から発展した自立生活センターづくりが進んできた。また、親元や施設から離れ、アパートを借り、介助者を集めながら自立生活に取り組んできた人々が核になって、共に自立を目指すグループホームづくりも進められてきた。このような流れを受けて、大阪市立早川福祉会館の建て替えに際し、自立生活センター機能を加えるように大阪市に要望してきた『大阪自立生活センター研究会』（委員長は故定藤丈弘大阪府立大学教授）が、約2年をかけて構想をまとめあげた。これを受け、大阪市は、障害者の自立生活を様々な角度から支援するセンターの設置を決定し、自立生活支援センター・ピア大阪は1994（平6）年5月、大阪市立早川福祉会館の中に開所した。運営は当協会に委託され、大阪市からの派遣職員2名、当協会の職員4名（内、車椅子使用者2名）、アルバイト1名で活動の第1歩を踏み出した。

なお、設立の経緯を踏まえ、事業運営については運営委員会方式をとり、『研究会』を母体とし、地域で活動する障害当事者、大学関係者、弁護士、マスコミ関係者等で構成されるピア大阪運営委員会が自主的な運営を担っている。年次総会と3ヶ月に一回程度の常任委員会（運営委員会の役員から成る）を開催し、事業内容の検討や承認を行っている。



## 2. 施設概要

名称 自立生活支援センター・ピア大阪  
 設立主体 大阪市

運営主体 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
 所在地 大阪市東住吉区南田辺1-9-28  
 大阪市立早川福祉会館内  
 設置年月 1994（平6）年5月1日  
 施設の規模 大阪市立早川福祉会館（4階建）の1、2階の一部。〔和室と洋室の自立体験室、2つの介助人室、談話室、浴室、相談室、事務室、情報資料室〕  
 職員 10名  
 参事 1名  
 指導員 4名  
 相談支援専門員 1名  
 臨時職員（指導員）4名

### 施設の目的

さまざまな障害者の自立生活を支援することや、人権を擁護するセンターとして、他団体・機関と有機的に連携しながら、個々の障害者の自立生活の確立や社会参加の促進および人権擁護を目指す。

## 3. 事業概要

- ① 相談支援・自立生活体験事業
  - ・ピアカウンセリング
  - ・他の生活支援センターや行政などの各種相談窓口との連携



- ・ケース集約、ピアカウンセリング資料の作成およびケース検討会の開催
- ・自立生活体験室提供（個人・団体、ディ利用）
- ・個別プログラムの実施（体験室利用含む）
- ・「介添人」の協力、「サービス利用計画案」の作成、「サービス利用計画」の作成
- ・浴室提供事業

- ② 当事者活動支援事業
  - ・ピアスクールの開催
  - ・知的障害者ピアカウンセリング(たのしいピアカン)の実施
  - ・「ぴあふれんず」の支援
  - ・「大阪市障害者生活支援センター連絡会」への加盟
- ③ 権利擁護システム研究事業
  - ・「障害者の人権講座」の開催
  - ・既存の権利擁護機関・団体等との連携
  - ・権利擁護に関するアンケート調査
  - ・権利擁護の実践研修
- ④ 研修啓発事業
  - ・手話講習会の開催
  - ・ピア大阪の各種サークルへの支援
  - ・障害者交流フリースペースの実施
- ⑤ 情報提供・発信事業
  - ・情報資料室の充実および図書資料のコンピューター検索システムの充実
  - ・「ピア大阪ニュースドリーム」の発行
  - ・ホームページの運営・管理
- ⑥ 障害児と親の支援事業
  - ・障害当事者リーダー養成講座の開催および修了生を対象としたサロンの開催
  - ・障害児・者の親のピアカウンセリング講座の開催および修了生を対象としたサロンの開催

#### 4. 事業の沿革

全国初の公的な自立生活センターとしてピア大阪が開所して13年。その歩みは模索と施行錯誤の連続だった。障害種別ごとにピアカウンセラーを配置し、障害当事者による相談ということを確認していった。また、自立体験室の利用を通じて、多くの在宅や施設の障害者が自立生活に向けた力を蓄積していている。1995(平7)年から開始しているピアスクールも2007(平19)年で第13期目を迎え、既に196名の修了生を生み出し、その内約50名が自立生活センターのスタッフとして活躍しているなど地域の当事者リーダー養成として大きな成果をあげてきた。

1996(平8)年度から国で、市町村障害者生活支援事業が制度化された。この制度化にピア大阪の取り組みが大きく参考にされた。そして、この制度化によって、大阪市内でもピア大阪以外に13箇所の自立生活支援センターが立ちあがってきた。

1996(平8)年12月から、大阪市盲ろう者ガイド・コミュニケーター派遣事業(後に通訳・介助者派遣事業と名称変更)を受託し、盲ろう者への取り組みを進めてきた。しかし、障害者自立支援法への変更の中で、2006(平18)年に半年間の移行期間を経て大阪府の事業に一本化されることになった。また、2001(平13)年2月から受託してきた障害者110番(もしもしサポート)事業も同様に2005(平17)年度末で大阪府の事業に一本化さ

れることになった。ピア大阪の特色の一つでもあったこれら二つの事業を手放さざるを得なかったことは非常に残念であった。

2006(平18)年10月からの障害者自立支援法の本格実施に伴い、ピア大阪も大阪府の指定を取り、大阪市の委託を受けながら、障害者自立支援法に規定された相談支援事業所としての役割を担うようになった。自立支援法の障害程度区分認定後に本人のサービス利用意向を聞くサービス利用計画書の作成を障害者本人の立場に立って積極的に担い、半年間で27件を作成した。

障害当事者支援だけでなく、障害児の親への支援にも取り組み、障害のある子の親のピアカウンセリング講座を実施してきた。

また、障害児についても、少しでも若いうちから自立に向けた取り組みを始めてもらうきっかけづくりとして夏休みにサマースクールという企画を実施している。

障害者の人権や自立支援に関する講演活動も盛んに行ってきた。各障害者支援団体はもちろんのこと、大阪市の各局や学校関係、医療法人関係、または海外などからも講演依頼があり、早川福祉会館にて自立体験室の見学も交えながら「障害者の人権と自立支援」を基本テーマに障害当事者スタッフ自らが講演してきた。また、障害者ケアマネジメント従事者研修の講師やヘルパー養成講座の講師なども務めてきている。

(年表)

1994(平6)年	
5月	ピア大阪の開所・事業開始 相談事業、浴室提供事業開始
6月	ピア大阪運営委員会結成総会
7月	自立生活体験事業開始
8月	自立へのチャレンジ ピア大阪通信 創刊号発行
10月	障害者交流フリースペースの開始 アテンダント(介助者)養成講座開始
11月	ピア大阪人権講座開始
12月	ピアフェスタ'94 in HAYAKAWA
1995(平7)年	
1月	第1期手話講習会(火曜と水曜) 阪神大震災による被災障害者の受入れ (1/20~4/10)
7月	作業所・施設指導員セミナー開始
9月	ピアスクール開始
1996(平8)年	
5月	触手話講習会開始
6月	HOW to 講座開始
9月	市町村生活支援事業を受託
12月	大阪市の盲ろう者ガイド・コミュニケーター派遣事業を受託
1997(平9)年	
9月	盲ろう者ガイド・コミュニケーター養

	成講座開始
1998 (平 10) 年	
1月	ピアカウンセリング短期集中講座
7月	盲ろう者のピアスクール開始
1999 (平 11) 年	
11月	HOW to 自立生活セミナー開始
2000 (平 12) 年	
2月	自立支援入門講座開始
11月	びあふれんず 5周年記念行事
2001 (平 13) 年	
2月	障害者 110 番 (もしもしサポート) 事業の受託
11月	ピアフェスタ 2001 (最終回)
2002 (平 14) 年	
1月	大阪市障害者 (児) ホームヘルパー養成研修 3 級課程開始
3月	ピアカウンセリング事例集発行
2003 (平 15) 年	
5月	ピア大阪ニュースドリームの発行
7月	大阪市視覚障害者ガイドヘルパー養成研修会開始
2005 (平 17) 年	
1月	ケアマネジメント入門講座開始
11月	障害のある子の親のピアカウンセリング講座開始
2006 (平 18) 年	
3月	障害者 110 番が大阪府に。
4月	大阪市経過的盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業を受託 (半年間) 大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業を受託 (半年間)
7月	視覚ガイドヘルプ技能研修開催
8月	障害児のサマースクール開催
10月	大阪府の指定を受けた相談支援事業所となる。
2007 (平 19) 年	
	現在に至る

## 事業のひろがり・今後の展望

### 相談支援事業

相談支援事業として、ピア大阪では次のような事業を行っている。

(1) ピアカウンセリング (障害者自身による障害者に対するカウンセリング) を軸とした相談支援事業

曜日毎に、肢体障害者 (男女)、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者、精神障害者 (男女)、知的障害者の親である 8 名のピアカウンセラーを配置して行っている。相談

内容は情報提供から日常の悩み事まで多岐に渡るが、同じ障害者であるという立場から、相談者の自立に向けて親身になって相談にのっている。多様な相談内容に対応するため、ピアカウンセラーによるケース検討会を定期的に開催していく予定である。

(2) 自立生活体験事業

和室、洋室の自立体験室 (洋室にはホイストが設置されている) と介助人室 2 室がある。

障害者が実際に自立に向けて宿泊することで、買い物や調理、入浴などを体験し、自分にどれ程の介助を必要とするかを知ることができる。また、家族以外の人からの介助を受ける練習をする場としても活用していただいている。

1泊から6泊の自立体験を繰り返す中で、自立生活へのイメージを獲得し、一人暮らしやグループホームでの生活へと移行していった利用者が数多いことを踏まえ、障害者の自立意欲の高揚を図るため、利用促進のための啓発をより強化する必要がある。また、宿泊を伴わないデイ利用の促進をも継続して図っていく。

(3) 当事者活動支援事業

ピア大阪には、相談支援事業を受託している各自立生活センターや当事者団体等とのネットワークの強化や当事者リーダー、支援者の養成が求められている。ピアスクールは、既に 196 名の修了生を生み出し、その内約 50 名が自立生活センターのスタッフとして活躍しているなど、地域の当事者リーダー養成として大きな成果をあげてきている。現在、知的障害当事者のピアカウンセリングにも力を入れ始めている。

今後も、ピア大阪のさまざまな研修を受講した障害当事者や支援者等のサークル支援にも努めていく。

(4) 障害児と親の支援事業

障害児の親への支援にも取り組み、障害のある子の親のピアカウンセリング講座を実施してきた。また、少しでも若いうちから自立に向けた取り組みを始めてもらうきっかけづくりとして、夏休みに障害児を対象としたサマースクールを実施している。

(5) 権利擁護システム研究事業

権利擁護 (アドボカシー) 研究については、自立生活センターの最も重要な役割であると言われている。障害者の社会参加を進めていくうえで社会的障壁を取り除くことが重要であることから、時々の情勢や政策の推移を見据えながら人権講座を開き、広く市民に啓発するようにしている。

権利擁護の実践実例を学びながら権利擁護の研究にも力を入れていっている。

(6) 情報提供・発信事業

現在、4千冊を超える障害者問題に関する図書・資料および全国各地の自立生活センター、障害者団体が発行する機関紙が情報資料室で収集され、障害者への貸し出しを行なっている。ピア大阪のホームページから図書検索ができるようになっている。

ピア大阪では、「自立へのチャレンジ～ピア大阪通信」という情報誌を開所以来発行してきたが、2003（平14）年度からは速報性を重視し、コンパクト版情報誌「ピア大阪ニュースドリーム」を発行している。ニュースドリームは現在、1200部発行しており、大阪市内の作業所はもとより、各区保健福祉センターやボランティアビューロー、府内の盲・聾学校、養護学校や入所・通所の施設に送付し地域での自立生活の必要性を伝えている。その他、ホームページでの情報発信も行っている。

#### (7) 研修啓発事業

障害者交流フリースペースは毎月第2土曜の午後に早川福祉会館の会議室の一つを開放し、出入り自由な誰でもが集える場として提供している。会場にはオセロやトランプ等のゲームも用意しているが、参加者は自由に時を過ごし、何もしなくても構わない。フリースペースから自然発生的に仲間づくりが始まり、一緒に花見に行ったり、遊びに行ったりする仲間関係ができてきた。

知的障害のある参加者の中から、ピアカウンセリングをしたいという声が出たことをきっかけに、3年前から別に時間をとって「たのしいピアカン」という名で、知的障害者ピアカウンセリングを実施してきている。とりわけ、働いている知的障害者の気持ちを出せる場として大切にしている。現状はフリースペースに来る参加者を基本にしているが、将来的にはオープンにしたいと考えている。「たのしいピアカン」については、2007（平19）年度から当事者活動支援事業の中で取り組んでいく予定である。

また、研修啓発事業として手話講習会にも取り組んでいる。

#### (8) 浴室提供事業

ピア大阪の浴室には、車椅子に乗ったまま入れるスロープ式の浴槽があり、重度障害者も利用しやすい設備となっている。午前10時から午後8時までを1時間半ずつ7コマに分け、家に風呂が無いとか、家の風呂では入りにくいという障害者に提供している。ピア大阪近辺から定期的に利用している利用者ではほぼ満杯状態である。

#### (9) 今までに行ってきた講座

ピア大阪では、開所以来、さまざまな人材育成の講座を開催してきた。主な事業を紹介する。

アテンダント養成講座（1994（平6）年から）

人権講座（1994（平6）年から）

ピアスクール（1995（平7）年から）

手話講習会（1995（平7）年から）

作業所・施設職員セミナー（1995（平7）年から）

ピア大阪HOW to 講座（1996（平8）年）

盲ろう者のための触手話講習会（1996（平8）年から）

盲ろう者ガイド・コミュニケーター養成講座

（1997（平9）年から）

ピアカウンセリング短期集中講座

（1998（平10）年から）

盲ろう者のピアスクール（1998（平10）年から）

HOW to 自立生活セミナー（1999（平11）年から）

自立支援入門講座（2000（平12）年から）

大阪市障害者（児）ホームヘルパー養成研修3級課程

（2002（平14）年から）

大阪市視覚障害者ガイドヘルパー養成研修

（2003（平15）年）

ケアマネジメント入門講座（2005（平17）年）

障害のある子の親のピアカウンセリング講座

（2005（平17）年から）

視覚ガイドヘルプ技能研修（2006（平18）年）

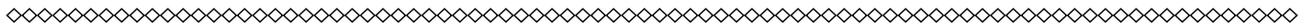
障害児のサマースクール（2006（平18）年から）

など

ピア大阪では、以上のような活動を通じて障害者の地域での自立生活を実現し、「共に生きる社会」を現実のものにしていきたいと考え、その時々々の必要性に応じて事業を実施してきた。ピア大阪のように、行政機関の中に位置しながらも、運営委員会方式を取り、その運営委員会の役員の過半数を障害当事者が占める自立生活センターは全国的にも珍しく、今後とも、半官半民的な性格を生かしながらユニークな活動を展開していきたいと考える。

そのためには、今後は、ピア大阪と市内13箇所の自立生活支援センターで構成される大阪市障害者生活支援センター連絡会だけでなく、当協会の各施設との連携をより緊密にさせていくことに力を注ぎ、ピア大阪が掲げる障害者の自立生活の確立に一層力を入れていきたい。

また、日々刻々と変わりゆく障害者を取り巻く情勢の中、ピア大阪のこれまでの蓄積を踏まえて、障害児・者や親、支援者の育成までも含めた人材育成と、情報資料室やさまざまな形での情報発信を主な内容とする情報センター機能の充実、アンケート調査を通してのデータ収集などによる権利擁護の研究にも力を入れていきたい。



## 「ピア大阪の今後に期待するもの」

四天王寺国際仏教大学大学院教授  
 愼 英 弘

### 1. ピア大阪の開所まで

1970年代半ば以降、地域での生活を目指して脱施設を試みる重度肢体障害者たちが各地で現れ始めた。とりわけ、1981（昭56）年の国際障害者年を契機にその動きは全国的に広まっていった。そして、1990年代に入ると、“身体障害者福祉法”の改正ともあいまって、その動きにますます拍車がかかった。

そのような状況の中、この大阪の地において、障害者の自立を支援するためのセンターの設置を求める声が、障害当事者と支援者の間から起こってきた。設置を求める側と大阪市とで度重なる会合がもたれ、ついにその実現を見ることとなった。

それは“自立生活支援センター・ピア大阪”と名づけられ、1994（平6）年5月に開所した。

### 2. ピア大阪の活動

ピア大阪は日本初の公的な自立生活センターであり、かつ、大阪で初の自立生活センターであり、主として次の五つの事業を中心に活動してきている。

- (1) ピアカウンセリングを中心にした相談支援事業。
- (2) 浴室や自立生活体験室の利用を中心にした自立生活体験事業。
- (3) 人権講座の開催を中心にした権利擁護システム研究事業。
- (4) 障害当事者のリーダー育成のためのピアスクールや、手話講習会、ガイドヘルパー養成研修会の開催等による人材育成を中心にした研修啓発事業。
- (5) 図書資料の収集や通信の発行、ホームページの運営等を中心にした情報提供・発信事業。

これらのほか、盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業や、障害者110番（もしもしサポート）等、数多くの事業を行ってきた。

なかでも、ピアカウンセリングによる相談方式は、旧「市町村障害者生活支援事業」の中心的事業の一つであり、ピア大阪が旧「市町村障害者生活支援事業」のモデルになったものと自負している。

### 3. 今後のピア大阪

以上述べてきたように、ピア大阪は、これまでは画期的な事業を展開してきた。しかしながら今日では、大阪市内だけでも13カ所の自立生活センターが立ち上がっ

ており、これまでと同様の事業を続けるだけでは、ピア大阪の存在価値が問われかねない状況になりつつある。

そこで、私は個人的見解として、今後のピア大阪は次の三つの機能を柱にして、大阪における自立生活センターの中核をなすために事業を展開すべきだと考えている。

- (1) 情報センター機能：情報資料室にはすでに4千冊を超える図書が収集されている。今後も資料を集め、それらを貸し出す等して、自立生活センターや多くの人々に情報を提供する。
- (2) 人材育成機能：障害当事者のリーダーの育成や、手話通訳者・ガイドヘルパー等の養成等を行い、障害者の自立や社会参加を一層促進させるための人材を育成する。
- (3) 権利擁護機能：人権講座をこれまで以上に充実させ、人権意識を高めることに力を入れるとともに、権利擁護システムを確立するための研究に力を注ぎ、障害者の住みよい社会を実現する。

今後のピア大阪が、以上の三つの機能を柱に据えた事業を展開するならば、他の自立生活センターの中核になり得ると私は考えている。それを実現することこそピア大阪の存在価値が不動のものとなり、社会変革の拠点になるものと確信している。



# 地域障害者リハビリテーション支援室



## 1. 設立の経過

理学療法士や作業療法士等によるリハビリテーション事業については、

- 1 障害者の地域リハビリテーションの推進。
- 2 大阪市立障害者会館や身体障害者デイサービスセンターを実施施設とすること。
- 3 各施設の設備を活用し、各施設の嘱託医の指示のもとづき、理学療法、作業療法、聴覚言語療法を障害者の個々の症状や生活状況に応じて実施すること。

などを基本に『2003（平15）年度』から、「理学療法士・作業療法士等派遣事業」として、当時の社会福祉法人大阪市障害者更生文化協会（現大阪市障害者福祉・スポーツ協会）が大阪市から事業を受託し、実施している事業であります。当該事業を実施するにあたっては、「地域障害者リハビリテーション支援室（以下「地域リハ支援室」という）」を設置し、事業を展開しているところであります。

## 2. 事業の概要

地域リハ支援室は、大阪市からの委託を受け、『2003（平15）年4月1日』に、平野区にある大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター4階に設置し、各障害者会館等への理学療法士や作業療法士等の派遣調整等を実施しています。

『2007（平19）年4月1日』現在の職員は33名、職員構成は次のとおりとなっています。

- ・大阪市からの派遣職員
  - 理学療法士2名（参事）
  - 事務職員1名（参事）
- ・常勤職員（協会職員）
  - 理学療法士5名
  - 作業療法士2名
- ・非常勤職員（協会職員）
  - 理学療法士20名
  - 作業療法士2名
  - 言語聴覚士1名

## 3. 事業の目的

この事業は、大阪市立障害者会館等（以下「実施施設」という）へ理学療法士等（以下「各療法士」と呼称）を派遣し、地域の中で在宅生活をおくっている障害のある方を対象に、個々のニーズに応じて、基本的・応用的な身体運動、社会適応の能力の維持・回復等を図るための訓練プログラムを提供するとともに、心身機能に関する各種相談や、家庭における訓練方法の指導方法の指導を行うことにより、地域における自立した生活の推進を図ることを目的としています。

### 【事業の対象者】

- ① 大阪市内に居住する、原則として身体障害者手帳を所持するもの。
- ② リハビリテーション訓練の意欲を有し、かつ訓練の成果が期待できるもの。
- ③ その他、訓練、指導に適応できるもの。

## 4. 事業内容

実施施設の設備を活用し、次の業務を実施しています。

- ① 基本動作能力の回復のための運動療法・物理療法。マッサージ・日常生活動作訓練（理学療法）
- ② 応用的動作能力または、社会適応能力の回復のための手芸・工作等による作業訓練（作業療法）
- ③ 失語症者等に対する言語・聴覚訓練（言語聴覚療法）
- ④ その他、訓練に関する相談

家庭における訓練等の指導。ただし、実施施設に通所困難な重度の障害者など、個々の状況に応じて訪問指導等を実施します。

## 5. 事業の課題と展望

2006（平18）年4月に、障害者自立支援法が施行され、これまでの事業が新事業に再編されることや、利用者負担が導入されたこと、さらには介護保険法や医療制度の改定など、障害者施策をめぐる社会情勢が大きく変わってきています。

障害のある方への地域リハビリテーションについても、このような社会情勢の変化に伴い、今後の事業の方向性について検討しなければならない時期に来ていると言えます。「日本リハビリテーション協会」では、地域リハビ

リテーションを「障害のある方々が、住み慣れた場所でそこに住む方々と共に、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活に関わるあらゆる人々が行う活動のすべてである」と定義しています。

これは、障害のある人とない人がともに生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現をめざすことにつながるものであり、地域リハ支援室としても、この地域リハビリテーションの考え方の実現を目指し、今後の事業展開について検討を進めていきます。



## 社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会設立30周年記念に寄せて

大阪市健康福祉局障害者施策部  
施設運営企画担当課長  
中 島 進

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、設立30周年を迎えられますことを心よりお祝い申し上げます。

貴協会は、『1977（昭52）年7月』に社会福祉法人大阪市障害更生文化協会として設立されて以来、30年の長きにわたり、障害者施設の運営や、様々な支援事業に積極的に取り組まれ、障害のある方の地域での自立や社会参加の推進に多大な成果をあげてこられました。

これもひとえに、理事長や役員の皆様方をはじめ、職員の皆様方の長年にわたるご尽力の賜物と、深く敬意を表するとともに、本市の障害者施策の推進にあたりまして、多大なご理解、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申しあげる次第でございます。

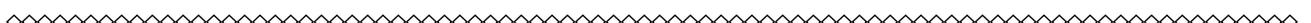
また、『2003（平15）年4月』からは貴協会のご理解とご協力をいただき、「身体障害者デイサービスセンター等における通所訪問訓練・指導事業」を受託いただいております。この事業は、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター内に地域障害者リハビリテーション支援室を設置し、障害のある方への地域リハビリテーションの推進を図るため、大阪市立障害者会館を中心に、理学療法士や作業療法士等を派遣していただいているものです。

利用者のニーズに応じたりハビリテーションサービスを提供していただき、身体の運動機能の維持・回復を図ることにより、障害のある方の地域での自立生活の促進に取り組んでいただいているところです。

本市では、本年3月に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの必要量等を盛り込んだ「大阪市障害者福祉計画」を策定するとともに、「大阪市障害者支援計画」の「後期5カ年の重点施策実施計画『2008～2012年（平成20年度～24年度）』の策定を進めており、より一層、障害のある方が、地域で安心して暮らせるよう、各種施策の推進に取り組んでいるところです。

貴協会におかれましては、引き続き、本市の障害者施策の推進に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、設立30周年を契機とされ、ますます発展されますことを心から祈念し、30周年記念に寄せての言葉に代えさせていただきます。







# 各施設統計集



## ■ 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 スポーツ振興部

### 2003 国際親善車椅子バスケットボール大阪大会観戦参加校等の状況

区分	2003/2/13 (木)		2003/2/14 (金)		2003/2/15 (土)		計		備考
	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	
市立小学校	0	0	30	3546	1	27	31	3573	
府下小学校等	0	0	7	822	2	148	9	970	
小学校 計①	0	0	37	4368	3	175	40	4543	
市立中学校	0	0	16	2649	1	100	17	2749	
府下中学校等	0	0	2	549	2	148	4	697	
中学校 計②	0	0	18	3198	3	248	21	3446	
その他③ (施設、PTA等)	0	0	8	465	15	553	23	1018	
合計①+②+③	0	0	63	8031	21	976	84	9007	
一般参加	-	250	-	469	-	2024	-	2743	
合計	当日計	250	当日計	8500	当日計	3000	当日計	11750	11,750

### 2004 国際親善車椅子バスケットボール大阪大会観戦参加等の状況

区分	2004/2/12 (木)		2004/2/13 (金)		2004/2/14 (土)		計		備考
	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	
市立小学校	6	447	27	3090	0	0	33	3537	
府下小学校等	0	0	6	664	0	0	6	664	
小学校 計①	6	447	33	3754	0	0	39	4201	
市立中学校	6	749	8	1310	0	0	14	2059	
府下中学校等	3	465	2	282	0	0	5	747	
中学校 計②	9	1214	10	1592	0	0	19	2806	
その他③ (施設、PTA等)	7	338	7	196	0	0	14	535	
合計①+②+③	22	2000	50	5542	0	0	72	7542	
一般参加	-	0	-	458	-	2000	-	2458	
合計	当日計	2000	当日計	6500	当日計	2000	当日計	10500	10,500

### 2005 国際親善車椅子バスケットボール大阪大会観戦参加等の状況

区分	2005/2/17 (木)		2005/2/18 (金)		2005/2/19 (土)		計		備考
	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	
市立小学校	12	932	23	2147	0	0	35	3079	
府下小学校等	2	268	2	295	0	0	4	563	
小学校 計①	14	1200	25	2442	0	0	39	3642	
市立中学校	5	802	12	1565	0	0	17	2367	
府下中学校等	1	158	8	1304	1	14	10	1476	
中学校 計②	6	960	20	2869	1	14	27	3843	
その他③ (施設、PTA等)	4	292	8	240	9	190	21	722	
合計①+②+③	24	2452	53	5551	10	204	87	8207	
一般参加	-	348	-	449	-	2196	-	2993	
合計	当日計	2800	当日計	6000	当日計	2300	当日計	11100	11,100

**2006 国際親善車椅子バスケットボール大阪大会観戦参加等の状況**

区分	2006/2/16 (木)		2006/2/17 (金)		2006/2/18 (土)		計		備考
	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	
市立小学校	13	1076	21	1585	0	0	34	2661	
府下小学校等	2	306	3	338	0	0	5	644	
小学校 計①	15	1382	24	1923	0	0	39	3305	
市立中学校	4	622	14	1784	0	0	18	2406	
府下中学校等	1	165	4	652	1	165	6	982	
中学校 計②	5	787	18	2436	1	165	24	3388	
その他③ (施設、PTA等)	0	0	9	158	10	205	19	363	
合計①+②+③	20	2169	51	4517	11	370	82	7056	
一般参加	-	731	-	583	-	2130	-	3444	
合計	当日計	2900	当日計	5100	当日計	2500	当日計	10500	10,500

**2007 国際親善女子車椅子バスケットボール大阪大会観戦参加等の状況**

区分	2007/2/15 (木)		2007/2/16 (金)		2007/2/17 (土)		計		備考
	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	学校(団体)数	人数	
市立小学校	16	1658	28	2397	0	0	44	4055	
府下小学校等	4	451	9	1044	1	30	14	1525	
小学校 計①	20	2109	37	3441	1	30	58	5580	
市立中学校	3	404	15	1979	0	0	18	2383	
府下中学校等	1	237	2	187	2	32	5	456	
中学校 計②	4	641	17	2166	2	32	23	2839	
その他③ (施設、PTA等)	2	264	7	132	5	87	14	483	
合計①+②+③	26	3014	61	5739	8	149	95	8902	
一般参加	-	386	-	261	-	1451	-	2098	
合計	当日計	3400	当日計	6000	当日計	1600	当日計	11000	11,000

**大阪市障害者スポーツ大会 参加状況**

	平成 13 年 第 1 回	平成 14 年 第 2 回	平成 15 年 第 3 回	平成 16 年 第 4 回	平成 17 年 第 5 回	平成 18 年 第 6 回	平成 19 年 第 7 回
陸上	120	65	83	71	98	82	87
水泳	89	86	68	68	72	78	88
アーチェリー	4	5	3	6	7	8	8
卓球	38	41	46	41	50	52	52
視覚卓球	26	34	26	31	3	4	4
FD	16	14	22	16	35	40	46
ボウリング	62	43	73	91	116	103	118
合計	355	288	321	324	381	367	403

## 全国障害者スポーツ大会 参加状況

		平成9年 第33回 大阪府	平成10年 第34回 神奈川県	平成11年 第35回 熊本県	平成12年 第36回 富山県	平成13年 第1回 宮城県	平成14年 第2回 高知県	平成15年 第3回 静岡県	平成16年 第4回 埼玉県	平成17年 第5回 岡山県	平成18年 第6回 兵庫県	
個人競技	視覚	10	5	4	5	3	5	4	5	3	2	
	聴覚	9	5	4	4	2	3	4	3	3	6	
	肢体	20	19	11	9	10	10	10	9	13	13	
	知的					21	24	24	20	24	27	
	計	39	29	19	18	36	42	42	37	43	48	
団体競技	男子バレーボール(聴覚)	12	12	11	12	12	9		7	11	12	
	女子バレーボール(聴覚)	12	7	8	10	8	7	9	7	7	7	
	女子バスケットボール(知的)							11	12	9	10	
	計	24	19	19	22	20	16	20	26	27	29	
成績	個人競技	金	46	31	21	14	19	28	32	29	28	32
		銀	12	10	9	13	21	19	10	11	23	18
		銅	7	7	4	2	8	8	13	14	8	9
	計	65	48	34	29	48	55	55	54	59	59	
	男子バレーボール(聴覚)	銅	金	銀	銅	銅	銅	—		金	金	銅
女子バレーボール(聴覚)	金	銀	銀	銀	金	金	金	金	銀	金	銅	
車椅子バスケットボール(肢体)	—											
グラウンドソフトボール(視覚)	銅											
女子バスケットボール(知的)								—	—	銅	—	

# ■ 大阪市長居障害者スポーツセンター

## 1. 施設利用状況

### (1) 施設別利用状況

施設		年度(平成)									
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
本館	体育室	16,582	17,786	20,992	21,562	22,007	21,469	26,541	23,086	30,662	23,943
	プール	60,913	54,578	60,190	63,066	49,848	55,694	60,032	64,438	60,278	48,892
	卓球室	23,497	23,285	24,849	25,911	25,167	25,650	29,277	32,719	35,459	33,125
	ボウリング室	57,799	60,313	63,264	63,535	64,441	63,580	66,080	65,487	63,071	56,730
	トレーニング	26,635	28,273	31,652	39,360	41,328	42,529	44,536	43,398	42,808	35,135
	会議室 (講習室)	26,847	27,008	29,926	31,391	30,169	31,010	36,381	26,807	29,109	22,345
	計	212,273	211,243	230,873	244,825	232,960	239,932	262,847	255,935	261,387	220,170
別館	小体育室	15,235	15,570	17,344	19,229	21,177	22,855	28,901	32,549	35,319	20,904
	遊戯室	2,605	3,900	4,748	5,431	5,406	7,761	9,956	11,620	13,294	8,931
	研修室	1,720	3,215	3,228	3,708	2,794	3,263	3,759	3,465	4,252	2,355
	図書室	811	1,232	1,425	1,362	1,201	1,021	1,830	2,288	1,264	-
	工作室	119	136	33	53	565	527	548	669	336	-
	計	20,490	24,053	26,778	29,783	31,143	35,427	44,994	50,591	54,465	32,190
野外	プール	992	991	1,128	729	670	627	495	490	494	639
	アーチェリー	1,714	1,560	1,292	1,589	1,238	1,710	5,807	2,193	1,804	1,597
医事相談室	101	52	118	98	69	55	37	33	22	19	
合計	延人員	235,570	237,899	260,189	277,024	266,080	277,751	314,180	309,242	318,172	254,615
	実人員	154,370	155,372	171,120	177,202	173,290	175,639	197,183	194,519	203,735	157,523
開館日数	284	298	295	294	294	292	295	294	292	240	

### (2) 障害別利用状況 (延人数)

個人利用	障害者	視覚	13,356	13,481	13,275	14,130	13,143	16,184	18,487	19,290	19,438	17,260
		聴言	10,176	9,199	10,090	12,946	11,903	10,969	10,156	9,936	7,006	5,547
		肢体	67,459	67,155	69,536	74,917	68,296	62,724	62,959	60,598	58,276	50,396
		内部			4,551	3,964	3,530	3,386	3,290	3,516	3,778	3,417
		知的	25,494	23,126	29,634	34,371	39,664	39,787	47,053	53,894	56,697	48,047
		精神			12,222	9,984	10,479	8,099	10,098	8,582	7,338	7,264
		その他	8,161	17,419	1,381	1,369	812	7,846	9,811	10,442	10,586	8,197
	計	124,646	130,380	140,689	151,681	147,827	148,995	161,854	166,258	163,119	140,128	
	介護人等	41,422	36,566	40,090	40,712	41,225	47,686	58,745	64,291	64,713	50,602	
	計	166,068	166,946	180,779	192,393	189,052	196,681	220,599	230,549	227,832	190,730	
専用利用	障害者	42,865	44,413	48,398	52,312	47,147	48,532	58,528	47,521	56,471	40,506	
	介護人等	26,637	26,540	31,012	32,319	29,881	32,538	35,053	31,172	33,869	23,379	
	計	69,502	70,953	79,410	84,631	77,028	81,070	93,581	78,693	90,340	63,885	
	合計	235,570	237,899	260,189	277,024	266,080	277,751	314,180	309,242	318,172	254,615	

### (3) 専用利用状況 (利用回数)

専用利用	学校	144	155	130	92	50	58	62	61	46	40
	施設	429	353	267	315	281	253	263	238	278	168
	障害者団体	1,699	2,025	2,201	2,077	1,947	2,097	2,145	2,149	2,470	1,994
	スポセンクラブ	513	491	522	476	538	544	514	509	514	373
	スポセン主催事業	36	15	275	346	365	326	361	354	277	275
	公的機関	18	36	82	22	79	83	52	66	25	20
	その他	4	27	15	53	62	48	40	39	68	42
	計	2,843	3,102	3,492	3,381	3,322	3,409	3,437	3,416	3,678	2,912

## 2. スポーツ事業

## (1) スポーツ教室 (延人数)

年度(平成)	前年まで	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
定例スポーツ教室	11,651	606	465	404	339	354	263	273	164	91	86	14,696
自由参加型教室等	—	—	—	—	—	1,620	1,436	1,452	2,435	1,850	3,277	12,070
合 計	11,651	606	465	404	339	1,974	1,699	1,725	2,599	1,941	3,363	26,766
主な内容		水泳・卓球・アーチェリー・トレーニング等	水泳・卓球・アーチェリー・軽スポーツ等	水泳・卓球・アーチェリー・バドミントン等	水泳・卓球・トレーニング・レクリエーション等	水泳・ビームライフル・気功・ゴルフ等	水泳・アーチェリー・エアロビクス・軽スポーツ等	水泳・ボウリング・トレーニング・テニス等	水泳・トレーニング・テニス・リズム体操等	水泳・トレーニング・ヨガ・余暇活動・バドミントン等	水泳・軽スポーツ・テニス・トレーニング等	

## (2) 夏・春休みのスポーツ教室 (人数)

年度(平成)	前年まで	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
身体障害児	1,080	19	40	42	36	37	35	30	21	14	13	1,367
知的・精神障害児	1,349	29	12	34	33	31	22	31	53	84	59	1,737
合 計	2,429	48	52	76	69	68	57	61	74	98	72	3,104
主な内容	水泳	水泳・卓球	水泳・卓球	水泳・卓球	水泳・卓球	水泳・卓球	水泳	水泳・軽スポーツ等	水泳・軽スポーツ等	水泳・軽スポーツ等	水泳・軽スポーツ等	

## (3) スキー教室 (人数)

年度(平成)	前年まで	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
視 覚	307	17	15	12	12	10	11	13	5	6	5	413
聴 覚・ 言 語	102	1	3	2	2	1	1	1	2	3	2	120
肢 体	815	32	33	29	27	28	28	36	26	22	24	1,100
知 的	15	2	3	6	4	8	8	9	6	4	5	70
精 神	—	—	—	—	—	2	2	3	4	2	1	14
内 部	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	—	3
合 計	1,239	52	54	49	46	49	50	62	44	38	37	1,720

## ■ 大阪市舞洲障害者スポーツセンター

### (1) 施設別利用状況

(延人数)

施設 年度	アリーナ	プール	卓球室	ボウ リング室	トレーニ ング室	サブアリ ーナ	プレイル ーム	アーチ ェリー	多目的 広場	会議室・ 図書室	合計		開館 日数
											延人数	実人員	
平成9	5,569	8,073	3,935	9,337	4,368	2,267	903	-	-	622	35,074	20,454	145
10	19,768	33,077	10,790	28,265	12,058	12,999	6,784	-	-	6,298	130,039	73,298	298
11	22,674	41,861	11,616	29,930	13,689	17,534	10,171	169	2,162	5,603	155,409	87,522	295
12	22,888	44,143	13,184	31,961	15,604	19,197	11,782	269	1,894	6,628	167,550	92,685	294
13	26,477	44,495	14,263	32,098	15,683	18,648	11,337	483	1,920	6,135	171,539	98,922	294
14	28,455	50,139	16,359	36,992	18,645	21,359	12,505	515	1,941	7,249	194,159	112,337	294
15	27,964	56,568	16,898	39,895	19,082	27,175	14,551	468	2,183	6,619	211,403	118,852	295
16	33,319	62,764	18,682	46,843	20,372	32,087	17,687	297	2,427	8,425	242,903	130,227	294
17	30,054	66,439	20,793	49,433	23,307	36,093	20,953	301	3,874	7,832	259,079	136,970	293
18	32,863	67,614	21,502	52,252	24,354	37,474	22,697	185	4,086	8,106	271,133	140,848	298
合計	250,031	475,173	148,022	357,006	167,162	224,833	129,370	2,687	20,487	63,517	1,838,288	1,012,115	2,800

### (2) 障害別利用状況

(延人数)

障害 年度	視覚	聴言	肢体	内部	知的	精神	その他	合計
平成9	1,374	1,253	13,154	428	5,166	669	447	22,491
10	3,285	4,533	42,344	1,408	23,505	1,555	1,033	77,663
11	3,575	5,247	45,206	1,391	30,995	1,860	1,541	89,815
12	4,134	5,650	46,486	1,309	34,912	2,977	2,037	97,505
13	4,162	6,813	50,047	1,292	38,760	2,049	1,302	104,425
14	4,295	8,456	53,457	1,008	45,765	2,192	3,342	118,515
15	4,862	5,953	51,777	1,622	56,803	1,736	3,342	126,095
16	6,106	9,599	52,353	1,799	66,474	1,849	4,238	142,418
17	6,239	4,169	52,975	1,958	76,777	1,637	5,551	149,306
18	8,032	8,420	52,237	2,029	78,769	3,965	5,361	158,813
合計	46,064	60,093	460,036	14,244	457,926	20,489	28,194	1,087,046

### (3) 専用利用状況

(団体件数)

	学校	施設	障害者団 体	スポー ツクラ ブ	行政 機関	その他	計
平成9	9	78	230	0	66	5	368
10	57	158	616	0	226	6	1,063
11	79	201	709	0	176	3	1,168
12	95	192	819	4	158	2	1,270
13	57	287	968	1	215	2	1,530
14	81	352	888	91	168	8	1,558
15	78	314	1,035	292	184	0	1,903
16	150	479	1,182	261	141	5	2,325
17	78	346	1,004	258	179	2	1,887
18	85	353	994	307	193	0	1,932
合計	769	2,760	8,445	1,214	1,706	33	14,927

## 2. スポーツ教室

## (1) 定例のスポーツ教室

(単位：人)

種 類	教 室 名	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	合 計
①親子・ジュニア系	親子水泳・工芸&美術・工作・親子スポーツ・つくって遊ぼう・リトミック ほか		108	52	106	98	83	122	54	100	86	809
②アウトドア系	シュノーケリング・カヌー・ヨット教室・野外活動・陶芸・ウォーキング・ハンドサイクル ほか	30	55	25	201	173	102	273	241	358	366	1824
③健康・リハビリ系	アクアビクス&エアロビクス・健康、体力づくり・ヨガ・リフレックス・ダンベル体操・ボールエクササイズ・水中運動・ストレッチポール ほか	11	10	34	28	28		35	46	31	72	295
④軽スポーツ・ニーススポーツ・体験系	レクリエーション・ショートテニス・太極拳・スポーツいろいろ・リズム体操・和太鼓・スポーツチャンバラ・フォークダンス・グラウンドゴルフ・タップダンス・ボクシングエクササイズ・空手・ニーススポーツ ほか	14	58	37	32	12		88	44	125	17	427
⑤競技種目系	卓球・水泳・アーチェリー・シッティングバレーボール・バトミントン・テニス・ボウリング・ピームライフル・フライングディスク・インドアサッカー ほか	40	125	99	156	115	15	59	70	121	96	896
⑥グループ系	グループ教室										203	203
		95	356	247	523	426	200	577	455	735	840	4,454

## (2) 障害児スポーツ教室〔夏休み・春休みスポーツ教室〕

(単位：人)

対 象	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	合 計
視覚・聴覚・肢体（保護者等含む）	3	28	30	33	31	14	36	9	13	8	205
知的・精神（保護者等含む）	9	31	34	20	26	25	75	35	46	36	337
	12	59	64	53	57	39	111	44	59	44	542

## (3) 自主事業

(単位：人)

行 事 名	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	合 計
まいしま運動会		180	356	450	360						1,346
アミティフェスティバル		2,800	1,200	800	700	900	230	882	2,964	1,673	12,149
まいしまキャンプ			36	38	40	67					181
新年のつどい			520	546	680	590	580	929	750	1,110	5,705
舞洲インドアアーチェリー大会			125	112	99		148	123	144	142	893
まいしま卓球会						143	191	243	238	236	1,051
日本身体障害者水泳選手権大会		369				107	102				369
まいしま水泳記録会											209
ふれあい水泳大会								255	235	291	781
ちびっ子アニメ大会										272	272
	3,349	2,237	1,946	1,879	1,807	1,251	2,432	4,331	3,724	22,956	

### 3. 宿泊研修施設

#### (1) 宿泊利用状況

(単位：人数)

施設 年度	障害者	介助者	高齢者	一般	小人	合計	日数	1日平均
平成 9	1,551	618	110	809	72	3,160	182	17.4
10	4,387	2,156	271	1,164	335	8,313	365	22.8
11	3,733	2,582	289	1,143	463	8,210	366	22.4
12	4,543	2,677	356	1,008	367	8,951	365	24.5
13	5,182	3,543	418	1,382	609	11,134	363	30.7
14	4,983	3,327	378	1,561	616	10,865	365	29.8
15	5,234	3,518	293	1,598	579	11,222	366	30.7
16	5,051	3,540	307	668	1,561	11,127	365	30.5
17	4,796	3,514	253	1,422	664	10,649	365	28.8
18	4,414	3,379	222	1,623	877	10,515	365	28.9
合計	43,874	28,854	2,897	12,378	6,413	94,146	3,467	27.2

#### (2) 休憩・研修室利用状況

(単位：人数)

年度	宿泊	休憩	研修室	合計	日数	1日平均
平成 9	3,160	48	1,728	4,936	182	27.1
10	8,313	469	6,866	15,468	365	42.9
11	8,210	685	7,297	16,192	366	44.2
12	8,951	948	8,263	18,162	365	49.8
13	11,134	1,347	6,814	19,295	363	53.2
14	10,865	1,226	7,779	19,870	365	54.4
15	11,222	1,165	7,580	19,967	366	54.6
16	11,127	1,685	6,663	19,475	365	53.4
17	10,649	1,412	7,506	19,567	365	53.6
18	10,515	1,385	8,292	20,192	365	55.3
合計	94,146	10,370	68,788	173,304	3,467	50.0

## ■ 大阪市更生療育センター

### 1. 身体障害者更生施設

#### (1) 入退所状況

○/△ 左の数字は女子再掲

年度	入所	退所	退所理由				
			就職復帰	職業訓練	授産施設	家庭復帰	その他
平成 9年度	5 / 35	4 / 34	1 / 1	0 / 4	1 / 5	2 / 19	0 / 5
平成10年度	10 / 39	10 / 42	0 / 2	2 / 4	2 / 5	6 / 28	0 / 3
平成11年度	9 / 40	6 / 38	0 / 2	1 / 4	3 / 8	2 / 23	0 / 1
平成12年度	8 / 37	2 / 40	0 / 3	0 / 3	2 / 6	0 / 25	0 / 3
平成13年度	8 / 42	8 / 40	1 / 2	1 / 5	1 / 8	5 / 23	0 / 2
平成14年度	12 / 37	8 / 31	0 / 0	0 / 3	0 / 4	5 / 18	3 / 6
平成15年度	4 / 19	6 / 20	0 / 0	0 / 1	1 / 6	3 / 11	2 / 2
平成16年度	5 / 23	3 / 23	0 / 0	0 / 1	0 / 7	3 / 15	0 / 0
平成17年度	3 / 23	5 / 26	1 / 1	0 / 1	0 / 6	3 / 14	1 / 4
平成18年度	4 / 17	4 / 14	0 / 0	0 / 2	0 / 1	2 / 8	2 / 3
計	68 / 312	56 / 308	3 / 11	4 / 28	10 / 56	31 / 184	8 / 29

#### (2) 障害別原因

年度	脳血管障害	脳性麻痺	頭部外傷	その他	計
平成 9年度	4 / 40	1 / 2	0 / 4	2 / 4	7 / 50
平成10年度	8 / 39	2 / 3	0 / 4	2 / 4	12 / 50
平成11年度	8 / 42	3 / 3	1 / 3	0 / 2	12 / 50
平成12年度	5 / 39	3 / 4	0 / 5	1 / 2	9 / 50
平成13年度	5 / 35	2 / 5	0 / 9	2 / 2	9 / 51
平成14年度	5 / 35	1 / 6	2 / 6	4 / 4	12 / 51
平成15年度	3 / 31	0 / 3	4 / 13	2 / 3	9 / 50
平成16年度	7 / 38	0 / 3	3 / 8	3 / 5	13 / 54
平成17年度	11 / 39	0 / 1	1 / 10	2 / 4	14 / 54
平成18年度	9 / 39	0 / 1	2 / 11	1 / 3	12 / 54

#### (3) 障害程度

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成 9年度	4 / 32	3 / 16	0 / 2	0 / 0	0 / 0	0 / 0	7 / 50
平成10年度	9 / 30	2 / 16	1 / 3	0 / 1	0 / 0	0 / 0	12 / 50
平成11年度	7 / 29	4 / 15	1 / 5	0 / 1	0 / 0	0 / 0	12 / 50
平成12年度	4 / 32	5 / 14	0 / 3	0 / 1	0 / 0	0 / 0	9 / 50
平成13年度	4 / 39	5 / 9	0 / 2	0 / 0	0 / 0	0 / 1	9 / 51
平成14年度	5 / 31	5 / 16	2 / 3	0 / 1	0 / 0	0 / 0	12 / 51
平成15年度	4 / 30	3 / 15	1 / 2	1 / 3	0 / 0	0 / 0	9 / 50
平成16年度	7 / 34	5 / 14	0 / 3	1 / 2	0 / 0	0 / 1	13 / 54
平成17年度	7 / 29	6 / 19	0 / 1	1 / 4	0 / 0	0 / 1	14 / 54
平成18年度	6 / 29	5 / 18	0 / 2	1 / 5	0 / 0	0 / 0	12 / 54

#### (4) 年齢別

年度	19歳以下	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	計
平成 9年度	0 / 3	1 / 2	1 / 6	2 / 15	1 / 16	2 / 8	7 / 50
平成10年度	2 / 3	3 / 4	1 / 4	1 / 14	3 / 18	2 / 7	12 / 50
平成11年度	4 / 4	2 / 3	0 / 6	0 / 6	5 / 27	1 / 4	12 / 50
平成12年度	1 / 2	1 / 4	1 / 7	1 / 9	4 / 24	1 / 4	9 / 50
平成13年度	0 / 4	2 / 6	2 / 9	0 / 7	1 / 14	4 / 11	9 / 51
平成14年度	2 / 3	1 / 4	4 / 11	0 / 5	1 / 18	4 / 10	12 / 51
平成15年度	0 / 1	1 / 5	4 / 10	1 / 7	2 / 19	1 / 8	9 / 50
平成16年度	0 / 0	1 / 6	5 / 9	3 / 6	4 / 26	0 / 7	13 / 54
平成17年度	1 / 1	1 / 6	5 / 11	4 / 12	2 / 19	1 / 5	14 / 54
平成18年度	0 / 0	1 / 4	4 / 13	4 / 14	3 / 20	0 / 3	12 / 54

## 2. 知的障害児通園施設

### (1) 障害程度別初日在籍数

○/△ 左の数字は女子再掲

年度	A	B1	B2	未定	計	年間延	月平均
平成 9年度	4 / 6	1 / 5	5 / 14	0 / 0	10 / 25	303	25.3
平成10年度	2 / 4	2 / 6	8 / 16	0 / 0	12 / 26	317	26.4
平成11年度	4 / 6	0 / 6	5 / 14	0 / 0	9 / 26	312	26.0
平成12年度	2 / 4	2 / 4	7 / 18	0 / 0	11 / 26	312	26.0
平成13年度	0 / 3	2 / 7	5 / 16	0 / 0	7 / 26	312	26.0
平成14年度	3 / 6	1 / 6	5 / 15	0 / 0	9 / 27	317	26.4
平成15年度	2 / 4	3 / 15	5 / 11	0 / 0	10 / 30	360	30.0
平成16年度	1 / 7	2 / 10	5 / 10	1 / 3	9 / 30	360	30.0
平成17年度	1 / 5	3 / 13	5 / 12	0 / 0	9 / 30	359	29.9
平成18年度	1 / 4	1 / 9	7 / 23	1 / 2	10 / 38	296	24.7
計	20 / 49	17 / 81	57 / 149	2 / 5	96 / 284	3,248	27

### (2) 入退所状況

年度	入園	退園	退園理由				
			他施設	保育所及幼稚園	学校	転居	その他
平成 9年度	18	11	1	8	0	1	1
平成10年度	11	14	0	14	0	0	0
平成11年度	16	23	2	19	0	1	1
平成12年度	19	15	1	13	0	1	0
平成13年度	17	20	2	16	1	0	1
平成14年度	19	12	0	12	0	0	0
平成15年度	16	23	7	16	0	0	0
平成16年度	23	15	3	9	2	0	1
平成17年度	15	23	2	18	2	0	1
平成18年度	31	14	2	12	0	0	0
計	185	170	20	137	5	3	5

### (3) 年齢別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
平成 9年度	0 / 0	0 / 0	2 / 7	5 / 13	2 / 4	1 / 1	0 / 0	10 / 25
平成10年度	0 / 0	0 / 0	1 / 4	6 / 12	4 / 9	1 / 1	0 / 0	12 / 26
平成11年度	0 / 0	0 / 0	0 / 2	3 / 13	4 / 8	2 / 3	0 / 0	9 / 26
平成12年度	0 / 0	0 / 0	2 / 6	4 / 12	4 / 6	1 / 2	0 / 0	11 / 26
平成13年度	0 / 0	0 / 0	0 / 2	5 / 12	2 / 11	0 / 0	0 / 1	7 / 26
平成14年度	0 / 0	0 / 0	1 / 2	3 / 13	2 / 8	3 / 4	0 / 0	9 / 27
平成15年度	0 / 0	0 / 0	1 / 2	3 / 8	5 / 16	1 / 4	0 / 0	10 / 30
平成16年度	0 / 0	0 / 0	1 / 5	5 / 13	2 / 6	1 / 4	0 / 2	9 / 30
平成17年度	0 / 0	0 / 0	0 / 2	4 / 13	3 / 9	2 / 4	0 / 2	9 / 30
平成18年度	0 / 0	0 / 0	1 / 5	6 / 19	3 / 11	0 / 3	0 / 0	10 / 38
計	0 / 0	0 / 0	9 / 37	44 / 128	31 / 88	12 / 26	0 / 5	96 / 284

## 3. 肢体不自由児通園施設

## (1) 障害程度別初日在籍数

年度	障害程度								年間延	月平均
	1	2	3	4	5	6	未定	計		
平成9年度	2 / 5	3 / 7	3 / 3	0 / 0	0 / 0	0 / 1	7 / 13	15 / 29	348	29.0
平成10年度	4 / 5	1 / 4	1 / 1	0 / 0	0 / 0	0 / 1	11 / 18	17 / 29	332	27.7
平成11年度	4 / 6	2 / 3	0 / 0	0 / 0	3 / 3	0 / 0	11 / 16	20 / 28	335	27.9
平成12年度	3 / 7	5 / 7	1 / 1	0 / 0	1 / 1	0 / 1	10 / 11	20 / 28	336	28.0
平成13年度	3 / 4	7 / 13	1 / 2	0 / 0	0 / 0	0 / 0	4 / 9	15 / 28	336	28.0
平成14年度	1 / 3	5 / 9	2 / 3	1 / 1	1 / 1	0 / 0	6 / 11	16 / 28	344	28.7
平成15年度	2 / 4	4 / 5	1 / 3	1 / 1	0 / 0	0 / 0	7 / 15	15 / 28	310	25.8
平成16年度	1 / 3	5 / 7	2 / 2	1 / 1	0 / 1	1 / 1	6 / 15	16 / 30	348	29.0
平成17年度	1 / 2	3 / 6	1 / 2	0 / 0	0 / 0	2 / 2	8 / 15	15 / 27	313	26.1
平成18年度	1 / 2	3 / 5	1 / 1	0 / 0	0 / 0	1 / 1	10 / 24	16 / 33	256	21.3
計	22 / 41	38 / 66	13 / 18	3 / 3	5 / 6	4 / 7	80 / 147	165 / 288	3258	27.2

## (2) 入退所状況

年度	入園	退園	退園理由				
			他施設	保育所及幼稚園	学校	転居	その他
平成9年度	12	12	2	3	5	0	2
平成10年度	9	15	4	6	4	1	0
平成11年度	16	14	5	5	1	0	3
平成12年度	11	11	2	5	4	0	0
平成13年度	11	17	2	10	5	0	0
平成14年度	19	17	9	4	4	0	0
平成15年度	16	10	3	2	5	0	0
平成16年度	14	14	4	4	5	0	1
平成17年度	12	12	3	4	3	1	1
平成18年度	18	10	5	1	2	0	2
計	138	132	39	44	38	2	9

## (3) 年齢別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
平成9年度	0 / 0	0 / 0	9 / 13	1 / 3	3 / 4	0 / 4	2 / 5	15 / 29
平成10年度	0 / 0	2 / 2	2 / 6	9 / 12	2 / 3	2 / 3	0 / 3	17 / 29
平成11年度	0 / 0	0 / 1	8 / 11	3 / 4	7 / 9	2 / 3	0 / 0	20 / 28
平成12年度	0 / 0	0 / 0	5 / 6	5 / 6	2 / 5	7 / 9	1 / 2	20 / 28
平成13年度	0 / 0	0 / 0	1 / 5	4 / 6	5 / 7	2 / 5	3 / 5	15 / 28
平成14年度	0 / 0	0 / 0	3 / 7	4 / 7	3 / 5	4 / 5	2 / 4	16 / 28
平成15年度	0 / 0	0 / 3	3 / 6	1 / 3	5 / 7	3 / 5	3 / 4	15 / 28
平成16年度	0 / 0	0 / 0	4 / 12	3 / 5	4 / 5	3 / 4	2 / 4	16 / 30
平成17年度	0 / 0	1 / 3	2 / 5	7 / 13	3 / 3	0 / 1	2 / 2	15 / 27
平成18年度	0 / 0	0 / 5	6 / 11	3 / 7	3 / 6	3 / 3	1 / 1	16 / 33
計	0 / 0	3 / 14	43 / 82	40 / 66	37 / 54	26 / 42	16 / 30	165 / 288

#### 4. 障害児（者）地域療育等支援事業

年度（平成）	訪問療育	外来療育	施設支援	地域生活支援
10年度	71	2,913	23	214
11年度	106	4,015	34	322
12年度	117	3,996	6	265
13年度	294	3,806	5	221
14年度	297	3,890	7	233
15年度	337	3,899	6	186
16年度	279	3,603	13	313
17年度	352	4,143	18	327
18年度	236 (46)	3,611 (1,706)	59 (30)	352 (220)
計	2,089	33,876	171	2,433

※（ ）内は後期分

## ■ 大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」

### 事業実施状況報告

事業内容			17年度		18年度	
			地域内	地域外	地域内	地域外
1. 発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援		延支援件数	425 件	件	2487 件	件
2. 発達障害児（者）及びその家族に対する発達支援		延支援件数	205 件	件	1158 件	件
3. 発達障害者（児）に対する就労支援		延支援件数	3 件	件	28 件	件
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	a. センター主催で企画した研修	実施回数	1 件	件	13 件	件
		延参加人数	350 人	人	280 人	人
	b. センター共催で企画した研修	実施回数	0 件	件	0 件	件
		延参加人数	0 人	人	0 人	人
	c. 外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）	実施回数	7 件	件	136 件	件
		延参加人数	172 人	人	3580 人	人
	d. 事業説明	実施回数	0 件	件	件	4 件
		延説明人員	0 人	人	人	10 人
5. 関係施設・関係機関等の連携	a. 連絡協議会開催回数	実施回数	0 回		4 回	
		延参加団体数	0 団体		55 団体	
	b. 調整会議	実施回数	20 回	回	97 回	7 回
		延参加団体数	16 団体	団体	113 団体	7 団体
	c. 機関コンサルテーション	実支援箇所数	19 箇所	箇所	179 箇所	箇所
6. 個別支援のための調整会議		会議回数	2 回	回	183 回	回

## ■ 中津更生園

～入退等の状況～

### 1. 入退所状況（3月末日現在）

○/△ 左の数字は女子再掲

年度（平成）		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	累計	
入所	入所前の状況	在宅								4	1	5	
		在学									5	5	
		他施設	4	5	4	2	3	2			2	5	27
		その他											0
計		2/4	1/5	2/4	2/2	1/3	0/2	0	0	5/6	6/11	19/37	
年度（平成）		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	累計	
退所	退所前の状況	就職								2		2	
		他施設	2		1	3	2	2		1	8	6	25
		在宅		2							2		4
		その他	2	4									6
計		2/4	3/6	1/1	1/3	1/2	1/2	0	0/1	6/12	3/6	18/37	

### 2. 年齢別入所者の推移（3月末日現在）

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	累計
～ 19	3	1	2	1			1		7	7	22
20 ～ 29	35	38	37	35	35	35	32	25	12	14	298
30 ～ 39	7	6	5	6	8	8	10	18	22	18	108
40 ～ 49				1					4	4	9
50 ～			1	2	2	2	2	2	2	2	15
											0
計	45	45	45	45	45	45	45	45	47	45	452

### 3. 障害別入所者の推移（3月末日現在）

#### (1) 程度別

年度（平成）	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	累計
A	39	36	39	39	37	40	41	42	42	40	395
B 1	6	9	6	6	8	5	4	3	5	5	57
B 2											0
認定カード											0
計	45	45	45	45	45	45	45	45	47	45	452

**(2) 重複別**

年 度 (平成)	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
身体障害	6	7	8	9	9	10	10	9	9	8
てんかん	9	7	7	10	10	8	8	8	8	6
精神分裂										1
ダウン症	10	12	12	11	11	10	10	10	10	8

**4. 就職状況**

職 種	業務内容 (平成)	就 職 者										累計	
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
製造関係	建築金物の加工販売											1	1
製造関係	紙材の加工											1	1
	計											2	2

## ■ 大阪市立千里作業指導所

～利用者の状況～

### 1. 入退所等

内訳		年 度											累計	
		S52-H8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18		
入 所	入所 前の 状況	在宅	318	11	10	4	15	12	8	6	6	15	11	416
		在学	56	5	2	6	7	8	4	5	6	4	1	104
		施設	84	7	5	7	2	6	7	6	10	6	2	142
		その他	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
計		474	23	17	17	24	26	19	17	22	25	14	678	
退 所	退所 後の 状況	就職	161	7	2	3	0	8	2	6	7	11	4	211
		施設	118	11	8	8	19	10	13	9	10	13	12	231
		在宅	121	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	132
		その他	26	0	2	0	4	3	6	4	0	0	0	45
計		426	24	17	11	23	21	21	19	17	24	16	619	

### 2. 年齢

内訳		年 度											累計
		S52-H8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	
16～20歳		184	12	5	10	12	11	6	11	10	9	3	273
21～25歳		147	4	5	5	4	0	6	4	7	3	2	187
26～30歳		80	5	4	2	0	4	3	0	2	6	3	109
31～35歳		35	0	2	0	3	4	1	0	1	3	4	53
36～40歳		19	1	0	0	2	6	2	1	2	4	1	38
41歳～		9	1	1	0	3	1	1	1	0	0	1	18
計		474	23	17	17	24	26	19	17	22	25	14	678

### 3. 療育手帳

年度 内訳	S52~H8	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	累計
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
A	70	6	2	2	1	3	5	0	9	3	1	102
B1	245	10	11	13	12	12	10	7	11	15	11	357
B2	159	7	4	2	11	11	4	10	2	7	2	219
計	474	23	17	17	24	26	19	17	22	25	14	678

### 参考

区分	障害等級				年間延利用人員
	A	B1	B2	計	
男	9	13	7	29	245日 11,214人 (平均45.8人)
女	3	13	1	17	
計	12	26	8	46	

## ■ 大阪市立此花作業指導所

### 1. 入退所状況

○/△ 左の数字は女子再掲

内訳(区分)			S60～H8 年度末迄 の累計	年度(平成)									H19/3 未 迄の累計	
				H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		H18
入 所 前 の 状 況	入 所	在 宅	15 / 35	/ 1	/	/	1 / 1	/	/	/ 1	/ 2	1 / 4	3 / 4	20 / 48
		在 学	2 / 4	/ 1	/	1 / 2	/ 1	/	/	2 / 2	/	/	/ 1	5 / 11
		他施設	21 / 37	1 / 2	1 / 1	1 / 1	2 / 2	1 / 2	/ 2	/	1 / 1	4 / 9	2 / 7	34 / 64
		その他	3 / 4	1 / 1	/	/	/	/	/	/	/	1 / 1	/ 1	5 / 7
計			41 / 80	2 / 5	1 / 1	2 / 3	3 / 4	1 / 2	/ 2	2 / 3	1 / 3	6 / 14	5 / 13	64 / 130
退 所 後 の 状 況	退 所	就 職	9 / 15	/	/	/	1 / 1	/	/	/	/	/ 1	2 / 3	12 / 20
		他施設	8 / 18	2 / 2	2 / 2	3 / 3	/	1 / 2	1 / 3	1 / 1	4 / 6	5 / 14	1 / 2	28 / 53
		在 宅	4 / 6	/	1 / 1	/	/	/	/ 1	/	/	2 / 2	3 / 5	10 / 15
		その他	1 / 4	/ 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1 / 5
計			22 / 43	2 / 3	3 / 3	3 / 3	1 / 1	1 / 2	1 / 4	1 / 1	4 / 6	7 / 17	6 / 10	51 / 93

### 2. 年齢別入所者の推移

内訳(区分)	S60～H8 年度末迄 の累計	年度(平成)										H19/3 未 迄の累計
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
19歳以下	13 / 27	/ 2	/	1 / 1	/ 1	/	/	2 / 2	/	/	/ 1	16 / 34
20～29	24 / 43	1 / 2	1 / 1	1 / 2	2 / 2	/ 1	/ 2	/	/	3 / 4	2 / 5	34 / 62
30～39	3 / 9	1 / 1	/	/	1 / 1	1 / 1	/	/	1 / 2	2 / 4	1 / 4	10 / 22
40～49	1 / 1	/	/	/	/	/	/	/ 1	/	1 / 5	2 / 3	4 / 10
50歳以上	/	/	/	/	/	/	/	/	/ 1	/ 1	/	0 / 2
計	41 / 80	2 / 5	1 / 1	2 / 3	3 / 4	1 / 2	/ 2	2 / 3	1 / 3	6 / 14	5 / 13	64 / 130

## 3. 障害別入所者の推移

## (1) 程度別

内訳(区分)	年度(平成)										計
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
A	1/3	1/1	1/1	1/1	1/2	/2	1/1	/	2/3	/2	8/16
B 1	1/1	/	1/2	1/2	/	/	1/1	/1	2/6	5/10	11/23
B 2	/1	/	/	1/1	/	/	1/1	1/2	2/5	/1	4/11
計	2/5	1/1	2/3	3/4	1/2	/2	2/3	1/3	6/14	5/13	23/50

## (2) 重複別

内訳(区分)	年度(平成)										計
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
身体障害	/1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/1
てんかん	/	/	/	1/1	/	/	/1	/	2/2	/	3/4
統合失調症	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/0
その他疾患投薬	/2	1/1	/1	1/2	1/1	/2	1/1	1/3	1/6	/1	6/20

## 4. 就職状況

職種	業務内容	H1～H8 年度末迄 の累計	年度(平成)										H19/3 未 までの累 計
			H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
紙工 関係	折箱	1/1	/	/	/	/	/	/	/	/	/1	/	1/2
金属 加工	ボルト・ナット 等の 製造、加工	3/5	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3/5
リネン サービス	おしぼり	5/7	/	/	/	1/1	/	/	/	/	/	1/1	7/9
食品 関係	清掃	/2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1/1	1/3
製造 関係	塗料製造 (缶詰め)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/1	0/1
計		9/15	0/0	0/0	0/0	1/1	0/0	0/0	0/0	0/0	0/1	2/3	12/20

## 粉浜作業指導所

### 1. 入退所状況

○/△ 左の数字は女子再掲

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
入 所	6	6	6	6	4	5	3	5	2	6
入所前	養護学校	1	1	2		2	1			
	他施設	1	1	2	4	2	2	2		3
	その他	4	4	2	2		2	1	3	2
退 所	2	5	8	9	6	2	3	2	5	2
退所理由	就職							1		
	他施設		3	6	4	3	2	2	1	2
	入院									
	その他	2	2	2	5	3		1		3
年度末現在	32	33	31	28	26	29	29	32	29	33

### 2. 年齢別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
19歳以下	0 / 1	0 / 1	0 / 2	/	1 / 2	1 / 1					2 / 7
20～29	9 / 17	7 / 16	1 / 11	0 / 10	1 / 8	1 / 9	2 / 10	2 / 8	1 / 6	0 / 7	24 / 102
30～39	4 / 6	5 / 8	3 / 5	2 / 6	1 / 5	2 / 7	2 / 8	2 / 10	2 / 11	4 / 14	27 / 80
40～49	0 / 2	0 / 2	2 / 5	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 4	1 / 4	1 / 4	1 / 4	9 / 34
50歳以上	2 / 6	2 / 6	2 / 8	1 / 9	0 / 8	0 / 9	0 / 7	0 / 10	0 / 8	0 / 8	7 / 79
計	15 / 32	14 / 33	8 / 31	4 / 28	4 / 26	5 / 29	5 / 29	5 / 32	4 / 29	5 / 33	69 / 302

### 3. 障害等級別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
1 級	4 / 9	4 / 10	2 / 10	1 / 10	0 / 8	1 / 10	1 / 12	1 / 12	1 / 11	1 / 12
2 級	4 / 10	4 / 10	3 / 11	1 / 7	0 / 6	0 / 6	0 / 5	1 / 8	0 / 7	0 / 8
3 級	5 / 6	5 / 6	2 / 3	2 / 4	3 / 6	3 / 6	3 / 5	3 / 5	3 / 4	3 / 4
4 級	1 / 2	1 / 3	1 / 3	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 3	0 / 3	0 / 3
5 級	0 / 4	0 / 4	0 / 4	0 / 4	1 / 4	1 / 5	1 / 5	0 / 4	0 / 4	0 / 4
6 級	1 / 1			0 / 1						1 / 1
B 2										0 / 1
計	15 / 32	14 / 33	8 / 31	4 / 28	4 / 26	5 / 29	5 / 29	5 / 32	4 / 29	5 / 33

### 4. 障害別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
肢体不自由	11 / 27	10 / 26	4 / 24	2 / 23	3 / 21	4 / 24	4 / 24	4 / 27	3 / 24	4 / 26
内部機能	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 2	0 / 2
視 覚	1 / 2	1 / 2	1 / 2	0 / 1						0 / 1
聴 言	2 / 2	2 / 4	2 / 4	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3
感覚平衡										
身体重複										
知 的										0 / 1
計	15 / 32	14 / 33	8 / 31	4 / 28	4 / 26	5 / 29	5 / 29	5 / 32	4 / 29	5 / 33

## 5. 就職者調

## (1) 就職率・継続勤務者・年齢別・在籍期間別

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
退 所 者	2	5	8	9	6	2	3	2	5	2	44
就 職 者								1 / 1			1 / 1
就 職 率%								50%			2%
継続勤務者	2	5	8	9	6	2	3	3	5	2	45
年 齢	18 ~										
	21 ~										
	26 ~										
	31 ~										
	36 ~							1			1
	41 ~										
計								1			1
在 籍 期 間	0 ~ 6										
	~ 1年							1			1
	~ 1年6										
	~ 2年										
	~ 2年6										
	~ 3年										
計								1			1

## (2) 職種別

職種	業務内容	就職者		
		前年度まで	16年度	計
金属加工	自転車サドル製造	1		1
接客係		2		2
事務職		1		1
作業補助	ダンボール加工	1		1
清掃係	スーパー用コンテナ清掃	3		3
プレス工	金属加工	1		1
荷造り	自転車錠製造	1		1
荷造り	紙加工	1		1
作業補助	下着製造	1		1
非常勤指導員		1		1
作業補助	化粧品容器加工		1	1

## 6. 退所者の状況

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
就 職								1			1
入 所 施 設	授 産										0
	更 生										0
通 所 施 設	授 産	3	3	4	4	2	1		1		18
	更 生		4	1			1				6
	無認可								1		1
	その他							1			1
療 養 ・ 死 亡	入 院				1						1
	自 宅										0
	死 亡										0
在 宅	期 限										0
	転 宅										0
	結 婚 等	1									1
	拒 否										0
	その他	1	2	1	4	1		1		3	2
計	1 / 2	1 / 5	6 / 8	4 / 9	2 / 6	1 / 2	0 / 3	2 / 2	1 / 5	0 / 2	18 / 44

# ■ 中津サテライトオフィス

粉浜作業指導所 分場

○/△ 左の数字は女子再掲

## 1. 入退所状況

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
入 所	2	1	2	3	1	5	1	3	4	5	27
入所前	養護学校		1								1
	他 施設	1					1		1	1	4
	そ の 他	1		2	3	1	5		3	3	22
退 所	1	1	3	2	0	6	0	3	8	1	25
退所理由	就 職	1		1	1		3		2	5	13
	他 施設			1	1		1		1		4
	入 院								2		2
	そ の 他		1	1			2		1	1	6
年度末現在	10	10	9	10	11	10	11	11	7	11	-

## 2. 年齢別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
19歳以下	/	/ 1	/	/	/	/	/	/	1 / 1	/	1 / 2
20～29	1 / 5	1 / 5	1 / 6	1 / 5	1 / 3	/ 2	/ 1	/ 1	/ 4	/ 3	5 / 35
30～39	/ 6	1 / 5	1 / 4	/ 1	/ 2	1 / 5	2 / 6	3 / 7	2 / 5	1 / 3	12 / 44
40～49	/	/	/ 1	1 / 5	1 / 6	1 / 4	1 / 4	1 / 4	1 / 2	1 / 5	7 / 31
50歳以上	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	3 / 11	4 / 12	4 / 12	2 / 11	25 / 112

## 3. 障害等級別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
1 級	2 / 9	2 / 9	2 / 9	2 / 7	2 / 7	2 / 8	3 / 8	4 / 9	3 / 8	1 / 6	23 / 80
2 級	/ 1	/ 1	/ 1	/ 2	/ 2	/ 2	/ 2	/ 1	/ 2	1 / 4	1 / 18
3 級	/	/	/	/	/	/	/	/	1 / 1	/	1 / 1
4 級	/ 1	/ 1	/ 1	/ 2	/ 2	/ 1	/ 1	/ 2	/ 1	/ 1	/ 13
5 級	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
6 級	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
B 2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	3 / 11	4 / 12	4 / 12	2 / 11	25 / 112

## 4. 障害別入所者の推移 (3月初日現在)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
肢体不自由	2 / 10	2 / 10	2 / 10	2 / 10	2 / 10	2 / 9	3 / 9	4 / 9	4 / 10	2 / 9	25 / 96
内部機能	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/ 2	/ 1	/ 1	/ 11
視 覚	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
聴 言	/	/	/	/	/	/ 1	/ 1	/ 1	/ 1	/	/ 4
感覚平衡	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
身体重複	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
知的	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/ 1	/ 1
計	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	2 / 11	3 / 11	4 / 12	4 / 12	2 / 11	25 / 112

## 5. 就職者調

## (1) 就職率・継続勤務者・年齢別・在籍期間別

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
退 所 者	1	1	3	2		6		3	8	1	25
就 職 者	1		1	1		3		2	5		13
就 職 率%	100%	0%	33%	50%		50%		67%	63%	0%	52%
継続勤務者	1					1		1	4		
年 齢	18 ~								1		1
	21 ~				1						1
	26 ~			1		1		1			3
	31 ~	1						1	1		3
	36 ~								1		1
	41 ~						3		2		4
	計	1		1	1		3		2	5	
在 籍 期 間	0 ~ 6					1		1	1		3
	~ 1年								1	1	1
	~ 1年6										0
	~ 2年				1		1		1		3
	~ 2年6										0
	~ 3年	1		1			1		1	2	
計	1		1	1		3		2	5	1	13

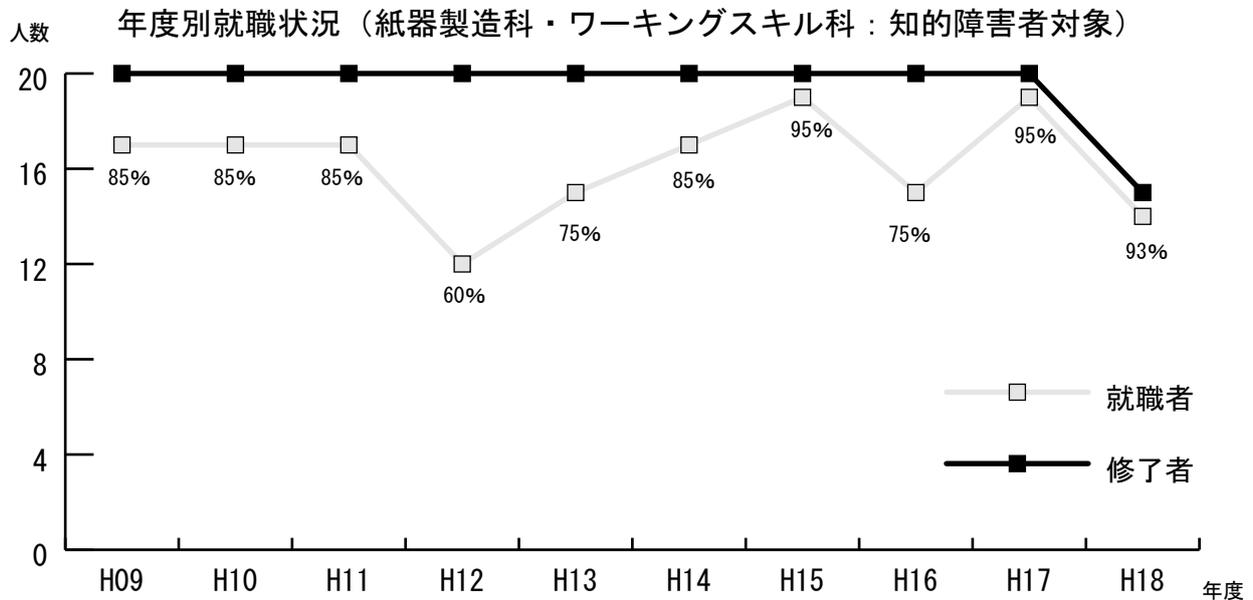
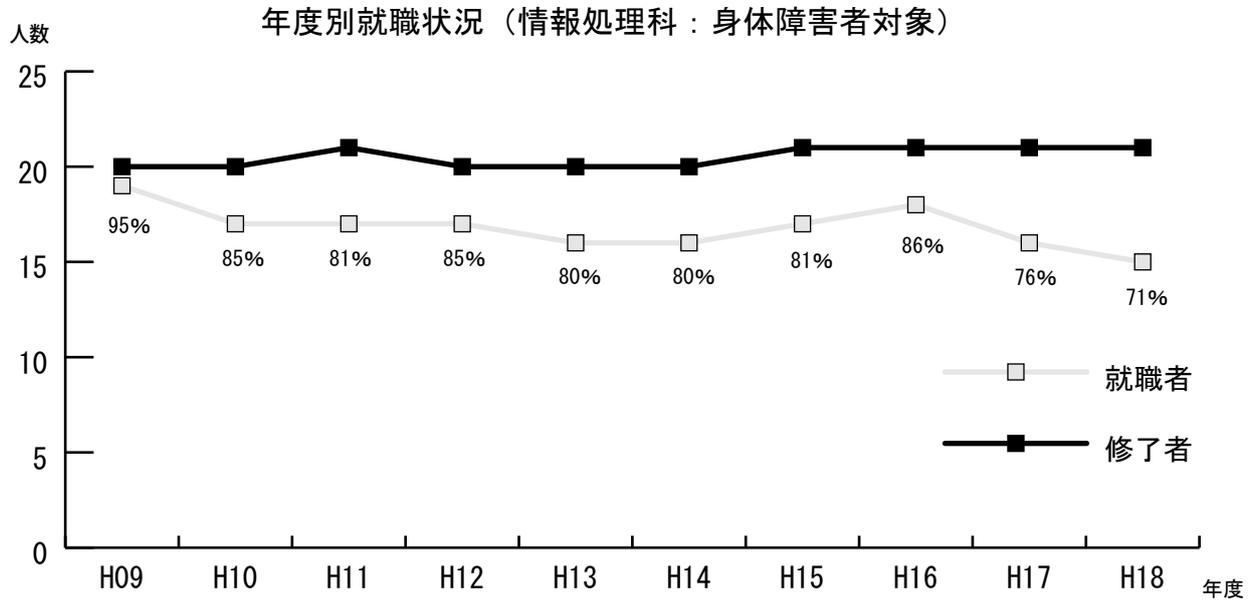
## (2) 職種別

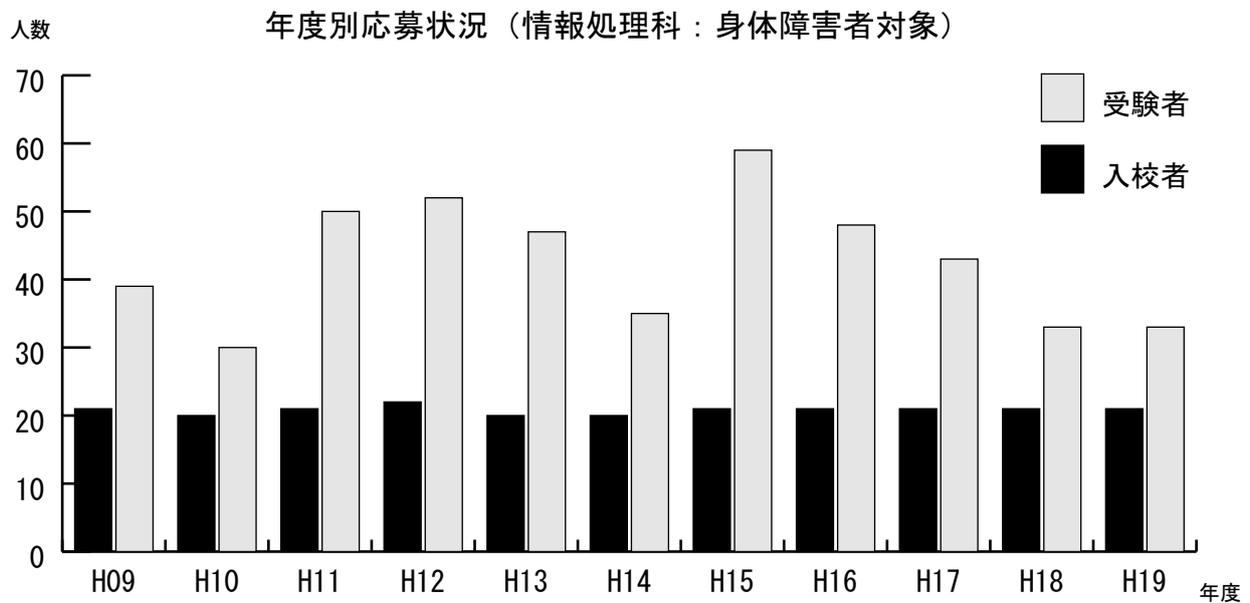
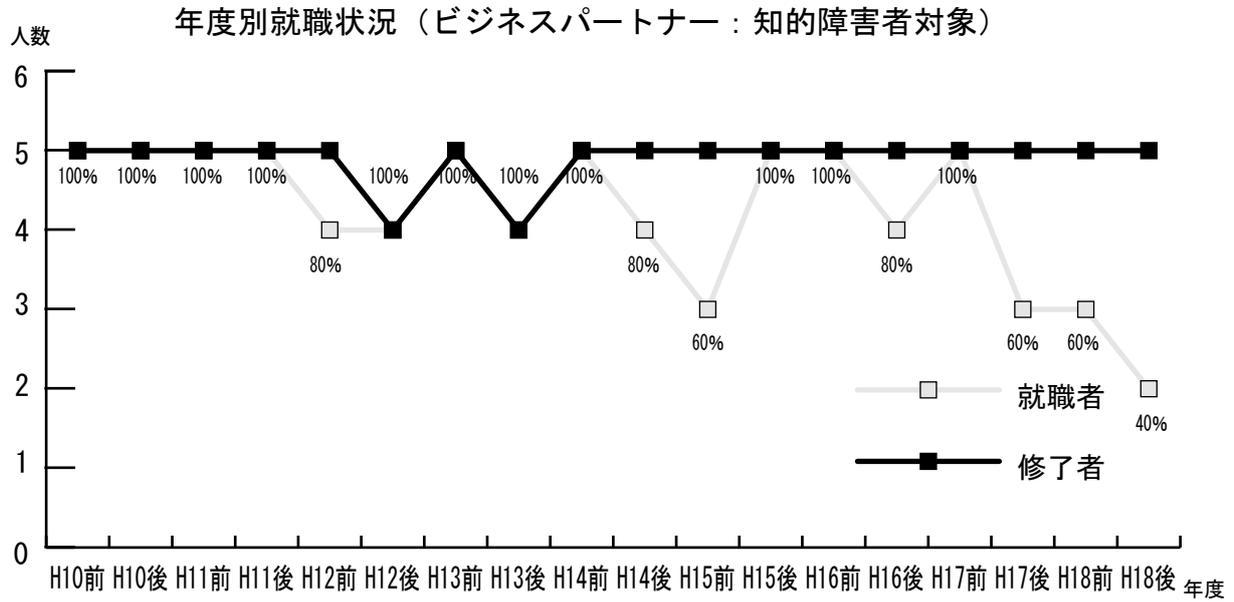
職種	業務内容	就職者				計
		前年度まで	16年度	17年度	18年度	
情報処理	CAD	1				1
情報処理	データ入力	1	1			2
情報処理	プログラム開発	1				1
事務職	一般事務	1	1	5		7
インストラクター	パソコン講習会講師	2				2
	合計	6	2	5	0	13

## 6. 退所者の状況

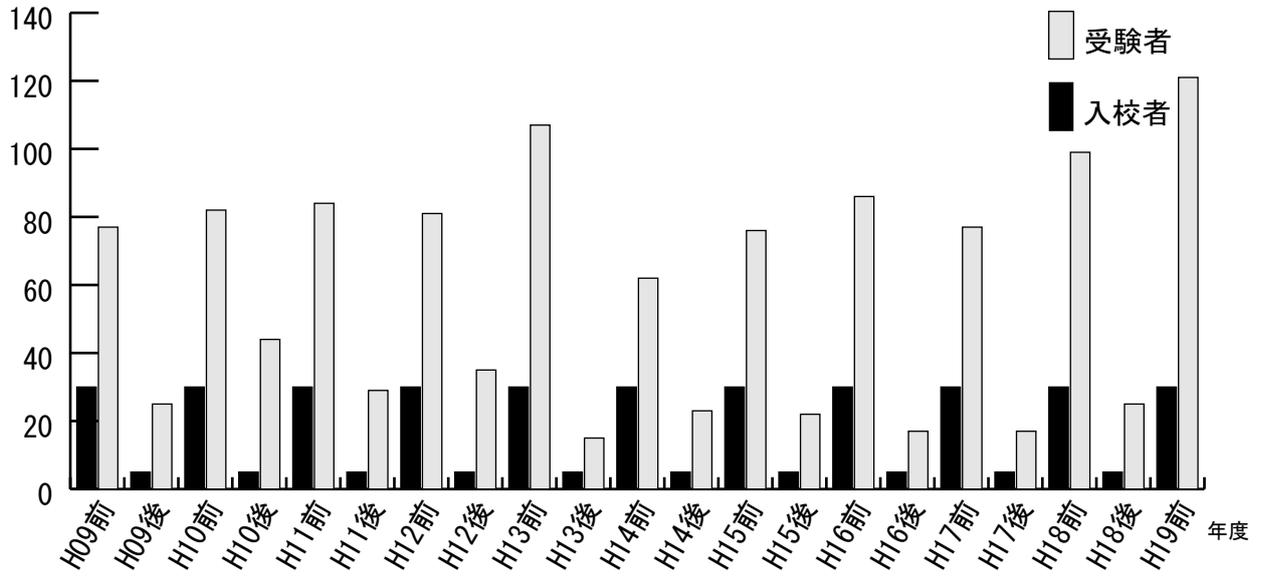
年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
就 職	1		1	1		3		2	5		13
入 所	授 産										0
	更 生					1					1
通 所 施 設	授 産		1	1					1		3
	更 生										0
	無認可										0
	その他										0
療 養 ・ 死 亡	入 院										0
	自 宅										0
	死 亡										0
在 宅	期 限										0
	転 宅							1			1
	結 婚 等										0
	拒 否										0
	その他		1	1			2		2	1	7
計	1	1	3	2	0	6	0	3	8	1	25

## ■ 大阪市職業リハビリテーションセンター





人数 年度別応募状況（紙器製造科・ワーキングスキル科：知的障害者対象）



## ■ 大阪市職業指導センター

### 1. 応募状況

応募／年度		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職業基礎科	入校者数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	受験者数	84	82	84	81	105	62	76	86	77	99
紙器加工科 グリーン農園科	入校者数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	受験者数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

※職業基礎科受験生は職業リハビリテーションセンターを含む

### 2. 入校生の性別内訳

科目／年度		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職業基礎科	男 性	13	11	11	11	10	11	11	9	12	10
	女 性	2	4	4	4	5	4	4	6	3	5
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
紙器加工科 グリーン農園科	男 性	9	13	11	11	11	10	11	11	9	12
	女 性	6	2	4	4	4	5	4	4	6	3
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

### 3. 入校前の状況

科目／年度		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職業基礎科	中学校	4	1	3				1			1
	養護・高等部	8	11	7	13	12	14	12	12	9	12
	高校・専門学校	2		4		3	1	2	3	6	2
	施 設	1	1		2						
	在 宅		2	1							
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
紙器加工科 グリーン農園科	中学校	2	4	1	3				1		
	養護・高等部	11	8	11	7	13	12	14	12	12	9
	高校・専門学校		2		4		3	1	2	3	6
	施 設		1	1		2					
	在 宅	2		2	1						
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

### 4. 障害等級別

科目／年度		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職業基礎科	A	3	2	1	1		1		2		1
	B1	5	10	7	7	9	10	8	6	4	1
	B2	7	3	7	7	6	4	7	7	9	13
	B (他府県)									2	
	判定書										
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
紙器加工科 グリーン農園科	A	2	3	2	1	1		1		2	
	B1	10	5	10	7	7	9	10	8	6	4
	B2	3	7	3	7	7	6	4	7	7	9
	B (他府県)										2
	判定書										
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

## 5. 年齢構成

科目／年度		H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職業基礎科	20歳未満	12	10	15	13	13	14	14	13	15	15
	20～24歳	3	5		2	2	1	1	2		
	25～29歳										
	30歳以上										
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
紙器加工科 グリーン農園科	20歳未満	13	12	10	15	13	13	14	14	13	15
	20～24歳	2	3	5		2	2	1	1	2	
	25～29歳										
	30歳以上										
	合 計	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

## 6. 管轄公共職業安定所別

科 目	公共職業安定所	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
職業基礎科	大 阪 東	1	2	2	2		4		2	1	2	
	梅 田		2		2	1	1	2	3	1	1	
	大 阪 西	1	2			2	1	1	1	1		
	阿 倍 野	3	1	6	1	2	3	3	1	2	6	
	淀 川	4			1		1	4	2	1		
	布 施	2	2	2	2	1	1	2		1	1	
	堺		2		1		1		1		1	
	岸 和 田				1							
	池 田	1				2	1					
	泉 大 津				1	2	1		1			
	河内柏原	2	1	2	1	2			2	2		
	枚 方		1	1	2	1		2	2			
	泉 佐 野											
	茨 木	1		1		1		1			1	
	河内長野		1		1		1				2	3
	門 真		1	1		1					1	1
	大和高田										2	
合 計		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
紙器加工科 グリーン農園科	大 阪 東	3	1	2	2	2		4		2	1	
	梅 田	1		2		2	1	1	2	3	1	
	大 阪 東		1	2			2	1	1	1	1	
	阿 倍 野	2	3	1	6	1	2	3	3	1	2	
	淀 川		4			1		1	4	2	1	
	布 施	3	2	2	2	2	1	1	2		1	
	堺	4		2		1		1		1		
	岸 和 田	1				1						
	池 田		1				2	1				
	泉 大 津					1	2	1	1	1		
	河内柏原		2	1	2	1	2			2	2	
	枚 方			1	1	2	1		2	2		
	泉 佐 野											
	茨 木	1	1		1		1		1		1	
	河内長野			1		1		1			2	
	門 真			1	1		1				1	
	大和高田										2	
合 計		15	15	15	15	15	15	15	16	15	15	

※ H16年の16名は1名が就職による退校後に1名を受入れたため

## ■ 大阪市障害者就業・生活支援センター

### 登録状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
身体	80	57	66	76	34	39
知的	342	367	461	613	419	377
精神	56	80	96	187	96	144
その他	22	18	18	22	7	6
合計	501	522	641	898	556	566

### 新規登録

身体	42	17	27	8	16	16
知的	124	99	103	148	97	95
精神	46	39	39	64	67	73
その他	18	10	4	4	8	1
合計	230	166	173	224	188	185

### 相談内容

来所	1347	2249	1108	1904	2245	1929
電話	2558	4397	1087	1716	2678	3124
家庭・施設訪問	92	362	129	266	120	200
職場訪問	1015	847	1347	1355	1623	2478
その他	1875	793	366	568	498	654
合計	6887	8675	4037	5809	7164	8385

### 基礎訓練実施件数

身体		6		2	6	5
知的		83		87	43	50
精神		22		10	20	24
その他		0		0	2	4
合計		111	79	99	71	83

### 職場実習

身体	6	0		0	4	9
知的	61	47		109	74	70
精神	4	7		7	9	20
その他	0	0		0	3	0
合計	70	54	91	116	90	99

### 各種就業支援措置活用状況

職場適応訓練				0	0	0
短期職場適応訓練				23	8	11
多様な委託訓練				24	29	33
職業センタージョブコーチ		1	2	1	2	0
ジョブコーチ助成金						0
トライアル雇用		17	23	33	36	43
グループ就労請負型						0
精神障害者社会適応訓練		5	8	2	4	4
その他制度		23		—	18	13

(その他：大阪市短期プロジェクト・ジョブシェアリングなど)

### 就職状況

身体	5	3	8	4	9	7
知的	35	47	67	63	50	62
精神	3	10	4	18	21	21
その他	0	0	0	1	2	0
合計	43	60	79	86	82	90

# ■ 自立生活支援センター・ピア大阪

## 1. 相談事業

### (1) 相談内容別件数 (延件数)

年度 (平成)	自立	日常生活	体験 室利用	権利 擁護	情報 提供	介助	作業 所	就労	教育	医療	施設	住居	制度	恋愛 結婚	ネット ワーク ス	その他	計
9	58	167	30	13	14	19	4	22	0	15	0	6	26	12	10	31	427
10	53	179	32	3	0	10	6	36	0	21	0	6	37	7	21	38	449
11	40	198	27	4	3	20	7	31	0	22	3	6	52	15	32	76	536
12	27	306	24	7	57	8	4	47	0	29	1	3	42	11	18	25	609
13	20	130	13	1	14	15	5	31	3	12	0	10	23	6	14	42	339
14	24	124	8	13	60	11	8	14	1	9	3	5	47	2	4	44	377
15	114	291	35	21	134	34	12	16	0	39	4	13	69	2	18	66	868
16	84	249	37	26	79	112	15	37	14	45	4	10	50	2	19	87	870
17	59	204	35	5	56	96	6	30	11	34	3	4	15	29	4	42	633
18	71	384	80	9	129	179	27	74	9	57	7	21	215	6	33	88	1,389
計	550	2,232	321	102	546	504	94	338	38	283	25	84	576	92	173	539	6,497

### (2) 障害別件数 (実件数)

年度 (平成)	視覚 障害	聴覚 障害	精神 障害	知的 障害	内部 障害	肢体障害									重複				その他 障害	高齢 者	健常 者	不明	計
						脳性 麻痺	頸損	脊損	筋ジ ス	ポリ オ	二分 脊椎	骨形	脳血 管	その他	盲ろう	知・ 身	精・ 身	その他					
9	17	5	201	23	1	85	9	3	2	0	1	0	7	28	8	0	0	12	3	0	22	0	427
10	7	6	209	15	1	89	6	8	7	1	1	0	15	22	8	0	0	35	5	4	10	0	449
11	25	8	216	15	6	62	15	2	0	2	1	0	8	49	8	3	0	61	9	0	46	0	536
12	18	3	353	25	8	66	5	4	1	0	0	0	5	25	12	7	0	44	5	0	28	0	609
13	11	8	149	13	0	44	5	0	1	0	0	0	7	25	9	4	0	14	4	1	5	0	300
14	11	52	123	15	1	39	3	3	1	0	0	0	1	24	30	4	0	24	5	4	20	0	360
15	61	81	157	22	3	89	5	1	1	0	0	0	13	45	100	36	0	76	2	2	74	8	776
16	34	39	167	35	1	65	1	4	0	0	0	2	4	13	106	33	50	125	8	6	43	12	748
17	17	20	212	11	0	40	0	0	0	0	0	0	0	19	99	23	60	5	1	0	13	10	530
18	25	84	256	64	5	127	7	5	11	1	0	1	9	49	253	29	128	8	4	7	110	34	1,217
計	226	306	2,043	238	26	706	56	30	24	4	3	3	69	299	633	139	238	404	46	24	371	64	5,952

### (3) 年齢別件数 (実件数)

年度 (平成)	～18	19～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～	不明	計
9	10	57	72	134	120	27	5	1	1	0	427
10	16	124	130	89	38	15	37	449			
11	14	189	160	117	41	12	3	536			
12	18	242	199	88	38	16	8	609			
13	9	36	77	95	41	28	9	4	1	0	300
14	8	43	81	102	32	67	20	5	2	0	360
15	15	50	58	143	126	146	87	6	1	144	776
16	23	59	51	165	143	130	89	10	0	78	748
17	21	24	19	107	102	100	62	1	0	94	530
18	42	56	29	245	143	269	139	14	5	275	1,217
計	176	880	387	1,480	1,001	884	454	52	10	628	5,952

## 2. 自立生活体験事業

## (1) 障害別利用人員（実人員）

年度 (平成)	視覚 障害	聴覚 障害	精神 障害	知的 障害	内部 障害	肢体障害								重複				その 他 障害	計	
						脳性 麻痺	頸損	脊損	筋ジ ス	ポリ オ	二分 脊椎	骨形	脳障 害	その 他	盲ろ う	知・ 肢体	精・ 身			その 他
9	1	0	18	93	0	105	4	0	1	0	2	1	0	17	0	0	0	2	0	244
10	0	0	13	181	2	95	0	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	18	0	324
11	0	0	24	197	0	52	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	28	0	307
12	0	0	4	137	0	58	0	0	0	0	0	0	2	0	5	103	0	0	17	326
13	0	0	0	91	0	74	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	64	0	240
14	0	0	0	31	2	113	3	2	0	0	2	4	0	8	0	67	0	0	0	232
15	0	0	0	52	0	51	0	0	0	0	2	0	0	1	8	86	0	0	0	200
16	0	0	0	24	0	108	4	0	19	0	0	3	0	11	2	32	0	0	0	203
17	1	0	0	20	0	11	0	9	0	0	0	0	6	0	7	63	0	0	0	117
18	0	0	0	14	0	24	3	1	0	0	0	0	9	0	2	13	0	0	4	70
計	2	0	59	840	4	691	14	13	20	0	6	8	17	68	24	364	0	112	21	2,263

## (2) 生活状況別利用人員（実人員）

年度 (平成)	作業 所	施設 通所	施設 入所	就 労 者	在 宅 者	学 生	計
9	223		0	12	0	9	244
10	280		29	1	10	4	324
11	284		20	0	0	3	307
12	313		6	1	1	5	326
13	206		1	3	25	5	240
14	178		9	12	30	3	232
15	93	44	42	0	18	3	200
16	75	32	29	11	38	18	203
17	46	23	6	0	9	33	117
18	16	7	1	0	21	25	70
計	1,714	106	143	40	152	108	2,263

## (3) 体験室利用件数

年度 (平成)	第1体験室	第2体験室	計
9	92	82	174
10	128	122	250
11	145	102	247
12	202	124	326
13	112	110	222
14	86	107	193
15	109	70	179
16	123	61	184
17	76	38	114
18	36	33	69
計	1,109	849	1,958

## (4) 年齢別利用人員（実人員）

年度 (平成)	18歳以下	19～25歳	26～30歳	31～40歳	41～50歳	51歳以上	計
9	9	90	47	58	35	5	244
10	10	116	70	75	32	21	324
11	19	123	64	62	20	19	307
12	15	127	60	96	22	6	326
13	16	76	69	55	21	3	240
14	3	78	63	67	18	3	232
15	6	74	37	49	21	13	200
16	20	53	51	36	29	14	203
17	22	25	13	46	6	5	117
18	25	22	4	7	4	8	70
計	145	784	478	551	208	97	2,263

## ■ 地域障害者リハビリテーション支援室

### 地域リハ 支援室 『2003（平15）年度』実績

会館 種別	浪速	加島	日の出	生江	浅香	住吉	矢田	西成	合計
理学療法	5,923	1,415	2,079	1,243	854	3,709	1,465	4,189	20,877
作業療法				252		1,057		1,998	3,307
言語聴 覚療法	1099	354							1,453
合計	7,022	1,769	2,079	1,495	854	4,766	1,465	6,187	25,637

### 地域リハ 支援室 『2004（平16）年度』実績

会館 種別	浪速	加島	日の出	生江	浅香	住吉	矢田	西成	合計
理学療法	6,261	1,547	2,554	1,449	931	3,224	1,399	4,202	21,567
作業療法				260		1,073		2,338	3,671
言語聴 覚療法	1086	303							1,389
合計	7,347	1,850	2,554	1,709	931	4,297	1,399	6,540	26,627

### 地域リハ 支援室 『2005（平17）年度』実績

会館 種別	浪速	加島	日の出	生江	浅香	住吉	矢田	西成	合計
理学療法	6,160	1,582	3,237	1,774	818	2,980	1,484	3,741	21,776
作業療法				220		1,095		2,350	3,665
言語聴 覚療法	839	245							1,084
合計	6,999	1,827	3,237	1,994	818	4,075	1,484	6,091	26,525

### 地域リハ 支援室 『2006（平18）年度』実績

会館 種別	浪速	加島	日の出	生江	浅香	住吉	矢田	西成	合計
理学療法	6,041	1,566	3,053	1,872	884	2,742	1,337	3,999	21,494
作業療法				287		1,105		2,093	3,485
言語聴 覚療法	933	237							1,170
合計	6,974	1,803	3,053	2,159	884	3,847	1,337	6,092	26,149



資料集



## 法人事業費の推移

年度	施設数 (箇所)	職員数 (名)	収入決算額 (千円)	支出決算額 (千円)	繰越金 (千円)
昭和52	3	32	171,425	170,682	743
昭和53	3	32	201,193	201,185	8
昭和54	3	33	212,630	212,243	387
昭和55	3	34	237,425	235,669	1,756
昭和56	3	36	282,485	280,518	1,967
昭和57	3	38	294,035	289,921	4,114
昭和58	3	38	310,018	305,835	4,183
昭和59	4	73	439,368	435,816	3,552
昭和60	6	101	642,627	627,634	14,993
昭和61	6	106	714,645	697,651	16,994
昭和62		108	739,619	736,660	2,959
昭和63	6	108	753,324	750,782	2,542
平成1	6	111	797,799	790,955	6,844
平成2	6	113	871,497	860,817	10,680
平成3	6	114	937,269	931,337	5,932
平成4	8	116	1,016,133	1,016,117	16
平成5	8	132	1,152,249	1,147,969	4,280
平成6	9	145	1,883,393	1,883,349	44
平成7	10	154	1,466,510	1,468,258	-1,748
平成8	10	158	1,580,979	1,564,584	16,395
平成9	11	171	1,948,690	1,942,217	6,473
平成10	12	175	2,386,905	2,388,274	-1,369
平成11	12	175	2,283,031	2,281,272	1,759
平成12	12	177	2,309,484	2,308,463	1,021
平成13	12	183	2,424,461	2,423,937	524
平成14	12	185	2,432,498	2,421,574	10,924
平成15	14	191	2,801,472	2,675,817	125,655
平成16	14	188	2,630,158	2,561,859	68,299
平成17	15	176	2,735,903	2,605,082	130,821
平成18	15	173	2,461,874	2,472,800	-10,926

# 社会福祉法人設立趣意書

## 社会福祉法人設立趣意書

心身障害者に対する福祉施策は、次第に整備されつつあるが、個々の障害者が、必要な時期に適切なりハビリテーションサービスを受ける体制は、なお確立されるに至っておらず、また、その効果を支えるべき援護施策も、まだ極めて不十分であり、これらの施策の充実を図ることは、まさに急務である。

しかも、心身障害者の福祉対策の推進は、すべての障害者が、それぞれ個人として尊重され、かつ、その基本的人権が保障されなければならないとする、憲法の原理にもとづく当然の要請として、国及び地方公共団体において真剣に取り組まれるべきものである。

また、心身障害者は、それぞれの障害種別、程度、成因により、その態様は複雑、かつ、多様である。従って、その対策は、保健、医療、教育、労働、福祉を含む、すべての社会的サービスに及ぶものであり、国及び地方公共団体においてのみ、その充実を期待することは、いささか傍観主義的ではないかと考えている。

今日に至るまで、大阪身体障害者更生援護事業団は、財団法人の組織体として、微力ながら、主として身体障害者のために、共同作業場の設置経営をはじめ、大阪市身体障害者スポーツセンターの受託経営、大阪市からの各種受託事業、結婚相談、職業相談、及び身体障害者のスポーツ振興と啓発を図るなかでの調査研究等実験的、開拓的な事項を含め、多種の試みを行ってきた。当事業団が取り組んでいる事業の中から、障害者が一歩外へ出る勇気づけや、はじめて心のふれあいを感じられた喜びの声を聞いていることが、最も大きな成果であり、今後とも新しい障害者の福祉事業に、一層努力していかねばならないと思っている。

しかしながら、現法人が財団法人であるがために、おのずからその事業拡大に限界を感じているところである。これを機会に、社会福祉法人格を取得して、新しい理念に基づく社会福祉事業の、一層の推進をはかるべきであるとする、多くの関係者からの賛同を得たため、第一に、現在の共同作業場を全面改装し、社会福祉事業法に定める第1種社会福祉事業として、授産施設の認可を受け、障害者とその保護者による親子授産施設として、新しい法人の中核をなさしめ、将来的には、大阪市の建設する障害者施設の受託経営も考慮してゆき、障害者の社会参加の一助に寄与していくべきであると考えている。

よって、ここに財団法人大阪身体障害者更生援護事業団を解散し、新たに社会福祉法人大阪市障害更生文化協会の設立を申請するものである。

〔事業内容〕

1. 住吉共同授産場の設置経営
  2. 大阪市身体障害者スポーツセンターの受託経営
- 昭和52年6月

### 設立発起人

大阪市身体障害者団体協議会会長	天 野 要	大阪市民生局福祉部長	田 中 昭
大阪市身体障害者スポーツセンター館長	澤 賢 次	大阪市立大学名誉教授	岡 村 重 夫
大阪市身体障害者団体協議会副会長	端 山 義 男	大阪市民生局長	野 元 隆 司
ボランティア協会常務理事兼事務局長	川 村 一 郎	大阪市議員	坂 本 実
大阪市教育委員会事務局教育長	圓 井 東 一	神戸女学院大学教授	池 川 清

# 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 定款

(理事会承認日 平成 18 年 8 月 30 日)

(大阪府認可日 平成 19 年 1 月 22 日)

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- |                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| (イ) 身体障害者授産施設      | 粉浜作業指導所及び同分場中津サテライト<br>オフィスの設置経営 |
| (ロ) 知的障害者更生施設      | 中津更生園の設置経営                       |
| (ハ) 知的障害者授産施設      | 大阪市立千里作業指導所<br>及び大阪市立此花作業指導所の経営  |
| (ニ) 身体障害者更生施設      | 大阪市更生療育センターの経営                   |
| (ホ) 知的障害児通園施設      | 大阪市更生療育センターの経営                   |
| (ヘ) 肢体不自由児通園施設     | 大阪市更生療育センターの経営                   |
| (ト) 身体障害者療護施設（通所型） | 大阪市更生療育センターの経営                   |

(2) 第二種社会福祉事業

- |                  |   |
|------------------|---|
| (イ) 身体障害者福祉センター  | 大阪市長居障害者スポーツセンター<br>及び大阪市舞洲障害者スポーツセンターの経営 |
| (ロ) 障害福祉サービス事業   | (大阪市更生療育センター（短期入所）)                       |
| (ハ) 児童の福祉の増進について | 相談に応ずる事業 大阪市発達障害者支援センター運営業務の受託            |
| (ニ) 相談支援事業       | (自立生活支援センター・ピア大阪)                         |
| (ホ) 相談支援事業       | (大阪市更生療育センター)                             |
| (ヘ) 相談支援事業       | (中津更生園)                                   |

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内に置く。

## 第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(常務理事)

- 第6条 理事のうち1名を常務理事とする。
- 2 常務理事は、理事会の意見をきいたのち、理事長が委嘱する。
  - 3 常務理事は理事長の命をうけて、この法人の業務を処理する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
  - 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第8条 理事は、評議員会の承認及び理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会の承認を得て、理事会において選任する。
  - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第9条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第10条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
  - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内に、これを招集しなければならない。
  - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
  - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
  - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
  - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
  - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第11条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪府知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第14条 評議員は、25名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議決について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その特殊の関係がある者が1名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大阪府大阪市東住吉区長居公園 780番地、781番地1、782番地1、780番地先、781番地1先、782番地1先 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・スレート葺平家建訓練体育館1棟(1,018.72平方メートル)

(2) 大阪府大阪市住吉区東粉浜二丁目 46番地1、44番地1、45番地1 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

身体障害者授産施設1棟(701.27平方メートル)

(3) 大阪府大阪市北区中津一丁目 5番地12 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建の一部知的障害者更生施設及び身体障害者授産施設(分場)(773.80平方メートル)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第28条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

## (予 算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## (決 算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

## (会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

## (臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

**第5章 公益を目的とする事業**

## (種 別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者スポーツ振興事業 (大阪市長居障害者スポーツセンター)
- (2) 心身障害者職業能力開発訓練施設 大阪市職業リハビリテーションセンター  
及び大阪市職業指導センターの設置経営
- (3) 障害者就業・生活支援センター 大阪市障害者就業・生活支援センターの設置経営
- (4) 公益を目的とするものであって、大阪市の受託事業のうち、社会福祉事業以外の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## (剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

**第6章 解散及び合併**

## (解 散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。  
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	天野 要
常務理事	澤 賢次
理 事	端山 義男
〃	池川 清
〃	岡村 重夫
〃	川村 一郎
〃	野元 隆司
〃	圓井 東一
監 事	坂本 実
〃	田中 昭

# 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 定款施行細則

(理事会承認日 平成 18 年 3 月 30 日)

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会（以下「法人」という。）定款第35条の規定により、法人の管理運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 理 事 会

(議決事項)

第2条 理事会の決定を得て行う法人の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免および重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定および運用財産等の切替え）および担保提供
- (3) 事業計画および予算
- (4) 事業報告および決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担および権利の放棄
- (6) 法人の解散および解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) 運用財産（土地、建物および補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (10) 新たな事業の経営または委託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則の制定および変更
- (15) 施設用財産（土地、建物および重要な設備）に関する契約、その他主要な契約
- (16) その他法人の業務に関する重要事項

(専決事項)

第3条 理事長が専決できる日常の業務は、次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出、ならびにこれらの処分。  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売

却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(報告事項)

第4条 理事会及び評議員会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の職務代理者の指名（ただし、理事長個人と利益相反する行為となる事項および双方代理となる事項については、理事会で選任すること。）
- (2) 監事の監査結果
- (3) 行政官庁が実施する検査または調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (4) 理事長が専決した事項
- (5) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第5条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会で審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 決算理事会
  - ア 前年度の決算報告および事業実績報告
  - イ その他第2条、第3条および第4条に規定する事項
- (2) 予算理事会
  - ア 翌年度の予算および事業計画
  - イ その他第2条、第3条および第4条に規定する事項
- 3 臨時会は次に掲げる場合に招集する。
  - ア 当該年度予算の補正および事業計画の変更があったとき。
  - イ 定款第10条第3項の規定に基づき理事会の開催請求があったとき。
  - ウ その他理事長が必要と認めるとき。

(理事会の招集)

第6条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって、招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案資料および報告案件書を添付するものとする。

(理事会の開会)

第7条 理事会の開会の定刻に至ったときは、互選により議長を選出する。議長は出席した理事の数を確認し、定款第10条第5項の成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第9条 議長は理事会終了後、速やかに、議事録を作成するものとする。

- 2 理事長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に理事会の議事の経過および結果を記録させるものとする。
- 3 議事録は、提出議案書、資料および報告書を添付し、袋綴じして、保存する。

(欠席理事への報告)

第10条 理事長は、理事会に欠席した理事に、議事の概要および議決結果を記録した書面を、理事会終了後、14日以内に送付するものとする。

### 第3章 評議員会

(評議員会)

第11条 第6条から第10条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、第7条中「定款第10条第5項」とあるのは、「定款第14条第6項」と読み替えるものとする。

### 第4章 監事

(監査の実施)

第12条 定款第24条に規定する監事の決算監査は、毎年5月中の決算理事会の前日までに実施するものとする。  
2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営および実施状況等について、随時必要な時期に、監査を実施することができる。

(監査報告書)

第13条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名捺印のうえ理事長に提出し、決算理事会において、認定を得なければならない。

### 第5章 役員の選任

(選任手続き)

第14条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会での承認及び理事総数の3分の2以上の同意を得て選任された次期役員に委嘱状を交付しなければならない。  
2 理事長は、次期役員となるべき者から委嘱状交付日前までに履歴書、宣誓書及び就任承諾書を徴しなければならない。

(中途退任)

第15条 役員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第16条 役員の欠員補充については、第14条の規定を準用する。

(役員名簿)

第17条 理事長は、役員の選任時および選任後、速やかに、役員名簿を作成し、保存しておかななければならない。

### 第6章 評議員の選任

(評議員の選任手続き)

第18条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会において、次期評議員となるべき者を選出し、理事会の同意を得た上で、委嘱状を交付しなければならない。

2 理事長は、次期評議員となるべき者から委嘱状交付日前までに履歴書、宣誓書及び就任承諾書を徴しなければならない。

(中途退任)

第 19 条 評議員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 20 条 評議員の欠員補充については、第 18 条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第 21 条 理事長は、評議員を選任した時は、速やかに評議員名簿を作成し、保存しておかななければならない。

附 則

この細則は、平成 18 年 3 月 30 日から施行する。

## 役員名簿

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(平成19年7月25日現在)

役職名	氏名	公職名	当初就任
理事長	梅田 幸二	元(社福)大阪市社会福祉協議会 専務理事	H15.7.25
常務理事	西山 茂	元 平野区役所 保健福祉担当部長 兼 健康福祉局 地域障害者施策担当部長	H17.6.24
理事	應武 善郎	(株)ダイキンサンライズ摂津 代表取締役社長	H17.7.25
理事	関 宏之	広島国際大学 医療福祉学部 医療福祉学科 教授	H13.7.25
理事	辻 一	社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長	H19.7.25
理事	手嶋 勇一	(財) 大阪市身体障害者団体協議会 会長	H11.7.25
理事	寺川 治	(財) 大阪観光コンベンション協会 理事長	H17.7.25
理事	福田 雅子	ジャーナリスト・元NHK解説委員	H15.7.25
理事	村田 良輔	大阪市更生療育センター 所長 大阪市更生療育センター内診療所 所長・医学博士	H19.7.25
理事	森北 育宏	大阪体育大学 体育学部 生涯スポーツ学科 教授 大阪体育大学 診療所 所長・医学博士	H19.7.25
理事	山本 憲治	関西経営者協会 専務理事 兼 事務局長	H11.7.25
監事	保田 八十次	(社福) 大阪市知的障害者育成会 理事長	H11.7.25
監事	三島 浩一	元(社福)大阪市社会福祉協議会 社会福祉研修・情報センター次長	H17.7.25

定員(理事11名、監事2名)

任期: H19.7.25 ~ H21.7.24 (50音順)

## 評 議 員 名 簿

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(平成19年7月25日現在)

氏 名	公 職 名	当初就任
梅田 幸二	理事長兼任 元(社福)大阪市社会福祉協議会 専務理事	H15. 7. 25
西山 茂	常務理事兼任、元 平野区役所 保健福祉担当部長 兼 健康福祉局 地域障害者施策担当部長	H17. 6. 24
應武 善郎	理事兼任 (株)ダイキンサンライズ撰津 代表取締役社長	H17. 7. 25
関 宏之	理事兼任 広島国際大学 医療福祉学部 医療福祉学科 教授	H15. 7. 25
辻 一	理事兼任 (社)大阪脊髄損傷者協会 会長	H19. 7. 25
手嶋 勇一	理事兼任 (財)大阪市身体障害者団体協議会 会長	H15. 7. 25
寺川 治	理事兼任 (財)大阪観光コンベンション協会 理事長	H17. 7. 25
福田 雅子	理事兼任 ジャーナリスト・元NHK解説委員	H15. 7. 25
村田 良輔	理事兼任、大阪市更生療育センター 所長 大阪市更生療育センター内診療所 所長・医学博士	H19. 7. 25
森北 育宏	理事兼任、大阪体育大学 体育学部 生涯スポーツ学科 教授 大阪体育大学 診療所 所長・医学博士	H19. 7. 25
山本 憲治	理事兼任 関西経営者協会 専務理事 兼 事務局長	H15. 7. 25
乾 伊津子	大阪市職業リハビリテーションセンター 所長	H17. 7. 25
大西美代子	(社福)大阪市知的障害者育成会 理事	H15. 7. 25
尾原 善和	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 所長	H19. 7. 25
北川 俊次	大阪市舞洲障害者スポーツセンター 館長	H18. 6. 15
國松 義晃	(社福)大阪市社会福祉協議会 理事 兼 事務局長	H17. 7. 25
篠崎 憲二	(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会 スポーツ事業部長	H19. 7. 25
新西 薫	新西会計事務所・税理士	H18. 6. 15
東一 久恵	大阪市健康福祉局障害者施策部 障害福祉企画担当課長	H19. 7. 25
中土 保	大阪市立大学大学院 医学研究科 リハビリテーション部 非常勤講師 (医療法人 歓喜会 辻外科病院 リハビリテーション科 科長)	H15. 7. 25
長田 昇一	(社福)大阪市知的障害者育成会 常務理事 兼 事務局長	H19. 7. 25
西原 成幸	日本身体障害者水泳連盟 会長	H15. 7. 25
服部 一三	(財)大阪市身体障害者団体協議会 専務理事 兼 事務局長	H19. 7. 25
森 幹雄	大阪市ゆとりとみどり振興局 スポーツ部 生涯スポーツ担当課長	H18. 6. 15
綿貫 信和	大阪市長居障害者スポーツセンター 館長 兼 スポーツ振興部長	H18. 6. 15

定員 25 名

任期：H19. 7. 25～H21. 7. 24 (50音順)



## 歴代施設長名簿

(平成19年7月25日現在)

施設名	氏名 (在職期間)	
スポーツ振興部	部 長	小西 努 (平 15.4 ~ 平 17.6) 春日拓一 < 兼 > (平 17.7 ~ 平 18.3) 綿貫信和 < 兼 > (平 18.4 ~ 現在)
長居障害者スポーツセンター	館 長	澤 賢次 (昭 49.5 ~ 昭 56.7)      門林幸雄 (平 10.4 ~ 平 13.3) 藤田洋一 (昭 56.8 ~ 平 3.6)      宇野清水 (平 13.4 ~ 平 15.3) 林 浩由 (平 3.7 ~ 平 6.3)      落合健二 (平 15.4 ~ 平 17.3) 石田英勝 (平 6.4 ~ 平 7.3)      春日拓一 < 兼 > (平 17.4 ~ 平 18.3) 谷間育宏 (平 7.4 ~ 平 10.3)      綿貫信和 < 兼 > (平 18.4 ~ 現在)
舞洲障害者スポーツセンター	館 長	小西 努 (平 9.7 ~ 平 11.3) 栃尾拓三 (平 11.4 ~ 平 13.3) 滝口和夫 (平 13.4 ~ 平 16.3) 富原 豊 (平 16.4 ~ 平 18.3) 北川俊次 (平 18.4 ~ 現在)
更生療育センター	所 長	大浦敏明 (昭 59.6 ~ 平 11.4) 一色 玄 (平 11.5 ~ 平 16.4) 上野成子 (平 16.5 ~ 平 19.6) 村田良輔 (平 19.7 ~ 現在)
発達障害者支援センター	所 長	近藤伸爾 (平 18.1 ~ 現在)
中津更生園	園 長	井上晴雄 (平 5.4 ~ 平 9.6) 清田邦夫 (平 9.7 ~ 平 13.6) 岸本明男 (平 13.7 ~ 現在)
千里作業指導所	所 長	北村好男 (昭 52.11 ~ 昭 55.11)      清水年穂 (平 7.2 ~ 平 10.3) 小西 努 (昭 55.12 ~ 昭 58.6)      松宮誠記 (平 10.4 ~ 平 12.3) 洪田遵司 (昭 58.7 ~ 昭 61.3)      青井勝彦 (平 12.4 ~ 平 13.2) 竹下祐紀 (昭 61.4 ~ 平 2.3)      關 勝久 (平 13.2 ~ 現在) 白江 清 (平 2.4 ~ 平 5.3) 岡野嗣男 (平 5.4 ~ 平 7.1)
此花作業指導所	所 長	岩本英雄 (昭 60.6 ~ 平 1.5) 石川 洋 (平 1.6 ~ 平 6.3) 松本武信 (平 6.4 ~ 平 7.3) 松本光司 (平 7.4 ~ 平 9.6) 山本 裕 (平 9.7 ~ 平 14.6) 入江 隆 (平 14.7 ~ 現在)
粉浜作業指導所	所 長	青木久雄 (昭 61.6 ~ 昭 62.9) 服部太助 (昭 62.10 ~ 昭 63.5) 井上晴雄 (昭 63.6 ~ 平 5.3) 入江 隆 (平 5.4 ~ 平 14.6) 久保克己 (平 14.7 ~ 平 16.3) 阿部秀和 (平 16.4 ~ 現在)
中津サテライトオフィス	所 長	關 宏之 < 兼 > (平 5.4 ~ 平 7.3) 入江 隆 < 兼 > (平 7.4 ~ 平 14.6) 久保克己 < 兼 > (平 14.7 ~ 平 16.3) 阿部秀和 < 兼 > (平 16.4 ~ 現在)
職業リハビリテーションセンター	所 長	關 宏之 (昭 60.6 ~ 平 17.3) 乾伊津子 (平 17.4 ~ 現在)
職業指導センター	所 長	關 宏之 < 兼 > (平 7.4 ~ 平 16.3) 安田忠一 (平 16.4 ~ 現在)
障害者就業・生活支援センター	所 長	小林茂夫 (平 10.10 ~ 平 16.3) 久保克己 (平 16.4 ~ 現在)
住吉共同授産場 (昭 61.5 廃止)	場 長	羽田久信 (昭 52.7 ~ 昭 59.8) 船橋邦雄 (昭 59.9 ~ 昭 61.5)

## 職員名簿(主任以上)

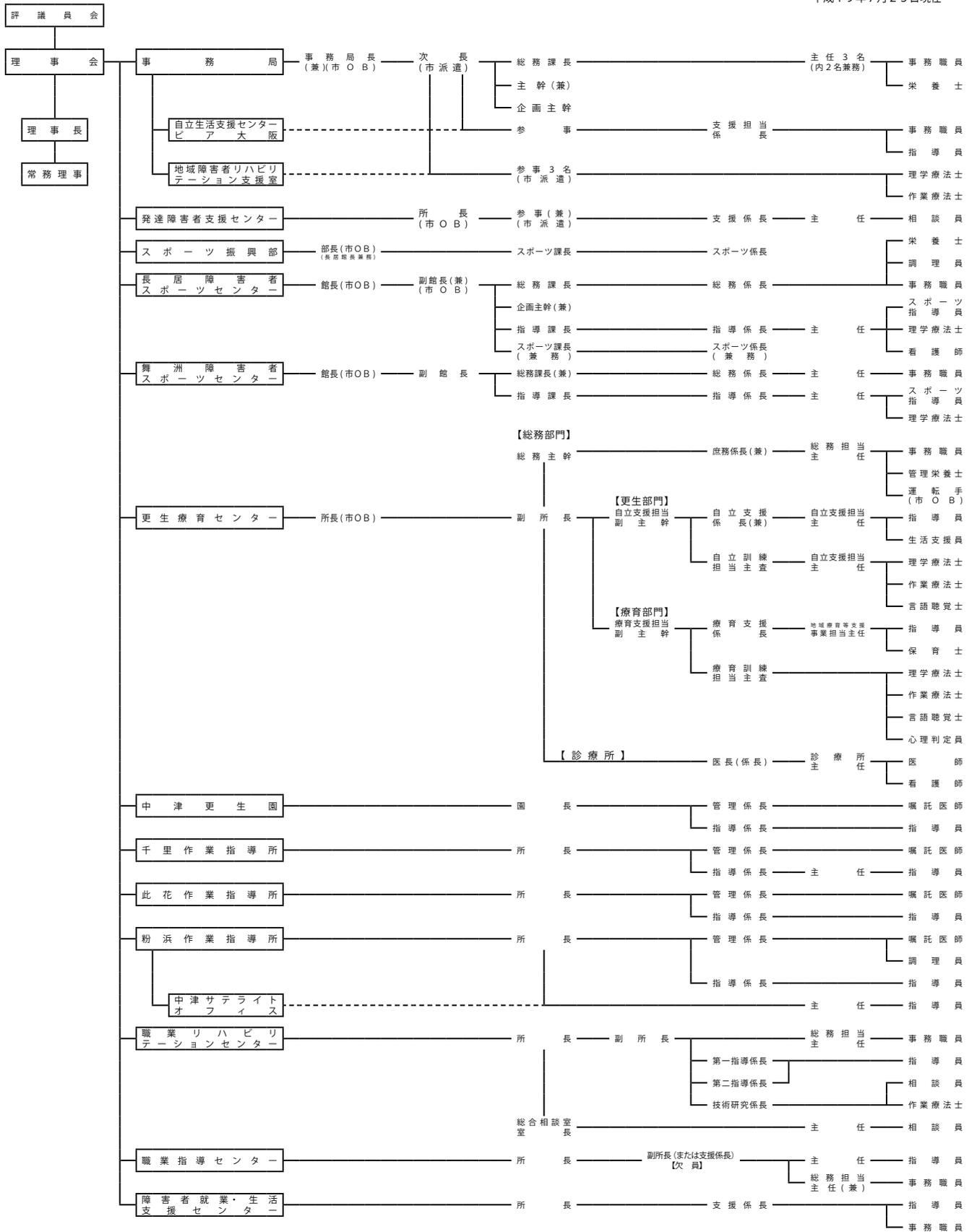
(平成19年7月25日現在)

所 属	役職名	氏 名	入職(就任)年月日
スポーツ振興部	部 長(兼)	綿 貫 信 和	平成18年4月1日
	スポーツ課長(兼)	高 橋 明	昭和49年4月1日
	スポーツ係長	三 上 真 二	平成9年9月1日
長居障害者スポーツセンター	館 長	綿 貫 信 和	平成18年4月1日
	副 館 長	西 山 茂	平成17年7月1日
	総 務 課 長	小 林 智 志	昭和49年4月1日
	企 画 主 幹	隠 岐 和 弘	昭和61年6月1日
	総 務 係 長	小 椋 將 史	平成8年4月1日
	指 導 課 長	吉 村 龍 彦	昭和49年4月1日
	指 導 係 長	内 藤 一 美	平成3年4月1日
	主 任	北 林 直 哉	平成5年4月1日
	ス ポー ツ 課 長	高 橋 明	昭和49年4月1日
ス ポー ツ 係 長(兼)	三 上 真 二	平成9年9月1日	
舞洲障害者スポーツセンター	館 長	北 川 俊 次	平成18年4月1日
	副館長兼総務課長	児 島 芳 郎	昭和48年11月1日
	総 務 係 長	米 倉 慎 二	平成9年9月1日
	主 任	山 野 勉	平成9年9月1日
	指 導 課 長	嶋 内 高 之	昭和53年4月1日
	指 導 係 長	鳶 岡 徹	平成3年8月1日
	主 任	住 石 寿 美 恵	昭和60年4月1日
更生療育センター	所 長	村 田 良 輔	平成19年7月1日
	副 所 長	正 井 秀 夫	昭和59年6月1日
	総務主幹兼庶務係長	伊 藤 節 子	昭和59年6月1日
	総務担当主任	森 本 慎 司	平成12年2月1日
	自立支援担当副主幹 兼自立支援係長	西 山 浩 司	昭和60年10月1日
	自立訓練担当主査	川 端 正 嗣	平成8年4月1日
	自立支援担当主任	呉 山 友 康	平成7年4月1日
	自立支援担当主任	藤 村 垂 紀	平成9年4月1日
	療育支援担当副主幹	中 尾 有 里 子	昭和59年6月1日
	療育支援係長	杉 浦 太 美 子	昭和59年6月1日
	地域療育等支援事業 担 当 主 任	小 河 原 英 夫	平成5年4月1日
	医 長	森 英 隆	平成17年4月1日
	診 療 所 主 任	堂 免 一 二 三	昭和60年4月1日
発達障害者支援センター「エルムおおさか」	所 長	近 藤 伸 爾	平成17年11月1日
	参 事(兼)	岩 佐 征 俊	平成17年4月13日
	支 援 係 長	井 上 芳 子	昭和59年6月1日
	主 任	鹿 野 園 生	昭和59年6月1日
中津更生園	園 長	岸 本 明 男	昭和57年4月1日
	管 理 係 長	浅 井 健 夫	昭和60年6月1日
	指 導 係 長	鹿 野 利 彦	平成8年4月1日

所 属	役職名	氏 名	入職(就任)年月日
千里作業指導所	所 長	關 勝 久	昭和53年4月1日
	管 理 係 長	鴻 巢 政 彦	昭和60年6月1日
	指 導 係 長	下 野 周 作	平成5年4月1日
	主 任	山 内 述 雄	昭和59年6月1日
此花作業指導所	所 長	入 江 隆	昭和55年5月1日
	管 理 係 長	川 上 英 世	昭和62年4月1日
	指 導 係 長	速 水 奈 穂 子	昭和60年2月1日
粉浜作業指導所	所 長	阿 部 秀 和	平成1年10月1日
	管 理 係 長	米 田 秀	平成2年4月1日
	指 導 係 長	船 渡 真 司	昭和59年6月1日
中津サテライトオフィス	所 長(兼)	阿 部 秀 和	平成1年10月1日
	主 任	脇 田 哲 也	平成5年11月1日
職業リハビリテーションセンター	所 長	乾 伊 津 子	昭和61年7月1日
	副 所 長	酒 井 京 子	昭和62年4月1日
	総務担当主任	安 蔵 崇 史	平成7年4月1日
	第一指導係長	岡 本 忠 雄	平成1年4月1日
	第二指導係長	野 林 博 文	平成1年10月1日
	技術研究係長	米 崎 二 朗	平成5年9月1日
	総合相談室室長	東 堀 克 己	昭和59年6月1日
	総合相談室主任	今 西 智 奈 美	平成3年4月1日
職業指導センター	所 長	安 田 忠 一	平成1年3月1日
	総務担当主任(兼)	安 蔵 崇 史	平成7年4月1日
	主 任	嶋 田 彰	平成7年4月1日
障害者就業・生活支援センター	所 長	久 保 克 己	昭和60年4月1日
	支 援 係 長	前 野 哲 哉	平成3年4月1日
自立生活支援センター・ピア大阪	参 事	年 未 孝 明	昭和54年3月1日
	支 援 担 当 係 長	赤 尾 輝 章	昭和60年6月1日
地域障害者リハビリテーション支援室	参 事	岩 佐 征 俊	平成17年4月13日
	参 事	吉 川 経 祥	平成15年4月1日
	参 事	大 川 和 裕	平成15年4月1日
協会事務局	事務局長(兼)	西 山 茂	平成17年7月1日
	事務局次長	千 坂 和 男	平成19年4月1日
	総務課長	小 椋 敏 壽	昭和59年6月1日
	主 幹(兼)	伊 藤 節 子	昭和59年6月1日
	企画主幹(兼)	隠 岐 和 弘	昭和61年6月1日
	主 任	有 馬 伸 一	平成10年4月1日
	主 任(兼)	脇 田 哲 也	平成5年11月1日
	主 任(兼)	柳 井 安 紀 子	平成1年4月1日

# 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 組織図

平成19年7月25日現在



## 30周年記念誌「歩」

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
(<http://www.fukspo.org>)

平成 19 年 7 月 25 日発行

印刷 大阪市職業リハビリテーションセンター V-WORKS

30周年記念誌

